

出席委員 横手委員長、佐藤（正）副委員長
茂内委員、青木委員、天利委員、黒沢委員
佐藤（一）議長

欠席委員 なし

説明者 亀山福祉部長、中澤福祉課長、原副主幹、千野副主幹、袴田主査
長岡高齢介護課長、仲手川副主幹、佐野副主幹、長谷川主査、伊波主査
大平保険年金課長、一島副技幹、山本主査、早乙女主査、松本主任主事、安藤保健師
伊藤健康子ども部長、宮崎子育て支援課長、加藤副主幹、秋庭副主幹
野呂副技幹、執行主査
伊藤保育・青少年課長、徳江副主幹、横山副主幹、赤井副主幹
亀井健康・スポーツ課長、今澤技幹、大山副主幹、門脇主査、嶺主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第14号 令和3年度寒川町一般会計予算
2. 議案第15号 令和3年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第16号 令和3年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第17号 令和3年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第18号 令和3年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和3年3月22日

午前9時00分 開会

【横手委員長】 おはようございます。ただいまより予算特別委員会2日目を開催いたします。昨日で緊急事態宣言が解除されましたが、引き続き皆様には、新型コロナウイルス感染症対策にご留意していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。また、この特別委員会の質疑等につきましては、簡潔明瞭にさせていただきまして、効率良く審査を進めてまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まずは福祉部福祉課の審査に入ります。

執行部入室まで暫時休憩いたします。

【横手委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、福祉部福祉課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 皆さん、おはようございます。

それでは、福祉部3課の所管します令和3年度の予算について説明させていただきますが、組織の見直しに伴いまして、これまでの福祉部が健康福祉部に改正されます。福祉課、高齢介護課、保険年金課

に加え、新設される健康づくり課の4課が健康福祉部となります。まずは福祉課が所管いたします予算についてご説明いたします。説明は中澤課長がいたしますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 それでは、福祉部福祉課が所管する令和3年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料によりご説明させていただきます。

なお、福祉課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書は62ページから67ページまでで、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費及び2目障害福祉費並びに2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。タブレット資料は010福祉課でございます。

2ページをご覧ください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。初めに職員給与費でございます。福祉課13名と高齢介護課3名、健康づくり課2名の計18名分の給与、職員手当及び共済費の人件費でございます。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書32、33ページの全国在宅障害児・者実態調査費交付金3万4,000円は、職員手当等へ充当しております。

タブレット資料は3ページをご覧ください。次に、社会福祉事務経費は、総務担当の事業全般に関する事務経費で、報償費については、地域福祉計画推進会議の委員16名分の謝礼です。旅費は、出張旅費です。需用費は、参考図書購入費でございます。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書32、33ページの遺族等援護事務交付金5万9,000円は、需用費の消耗品費に充てております。

4ページをご覧ください。民生委員児童委員活動事業費です。地域福祉の要として地域住民への的確な援助・相談等を行う民生委員児童委員活動を推進するための経費でございます。報酬は、民生嘱託員の報酬と民生委員児童委員を推薦するための民生委員推薦会委員への報酬になります。推薦会は2回の開催予定でございます。旅費は、県民児協の会議などへの出張旅費です。負担金補助及び交付金は、寒川町民生委員児童委員協議会への補助金です。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書30、31ページの民生委員児童委員活動費等負担金487万9,000円は、民生委員推薦会委員報酬と負担金補助及び交付金の民生委員児童委員協議会補助金へ充当しております。8万7,000円の増は、民生委員児童委員協議会への県補助金の増によるものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。次に、社会福祉協議会補助事業費です。社会福祉法人寒川町社会福祉協議会に対し補助するものです。地域福祉活動、権利擁護、ボランティア活動、福祉有償運送など、地域福祉の推進を図るための事業費に対する補助金です。

6ページをご覧ください。避難行動要支援者支援事業費でございます。避難行動要支援者きずなプランに基づき、災害時における要支援者の安否確認や情報の伝達、迅速な避難誘導を行うため、特に配慮を要する方々の名簿を町が作成し、情報提供に同意された方々の名簿を平時に支援関係者へ提供するもので、5月に自治会、民生委員児童委員、その後、消防、警察等に名簿を提供する予定でございます。

また、令和3年度は3年に1度の登録勸奨を行います。役務費は郵送料で、郵送料の増は勸奨通知発送による増で、使用料及び賃借料は避難行動要支援者管理システムの借上料でございます。

続きまして、7ページをご覧ください。行旅死亡人等関係経費は、身元不明のご遺体が発見された場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき町が行う葬祭経費で、役務費は、官報掲載料、委託料は、1件分の葬祭委託料を計上しております。

続きまして、下表をご覧ください。特定財源でございますが、予算書30、31ページの行旅死亡人取扱費負担金22万3,000円は、役務費と委託料へそれぞれ充当しております。

続きまして、8ページをご覧ください。戦没者遺族等援護事業費は、戦没者の遺族や被爆者の方々への追悼、見舞金などの費用で、需用費といたしまして、戦没者追悼式での生花代、役務費は郵送料でございますが、皆減理由は備考に記載のとおりです。負担金補助及び交付金は、町遺族会補助金になります。扶助費は、原爆被爆者見舞金を町内在住の被爆者の方へ1人1万円支給するものでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。福祉活動センター維持管理経費でございます。障害者の福祉向上を図るための施設である寒川町福祉活動センターの維持管理を、指定管理者制度において管理を行っているもので、平成31年度から5年間、社会福祉法人翔の会へ指定管理委託しております。役務費は建物共済分担金で、委託料は指定管理委託料でございます。

続きまして、10ページをご覧ください。保護司会活動支援事業費です。社会を明るくする運動の推進をはじめ、保護司会会員の研修並びに更生保護や犯罪予防の推進を図ることを目的とした活動を行っている団体へ助成するもので、負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎寒川地区保護司会及び寒川地域保護推進会への補助金でございます。

11ページをご覧ください。災害等見舞金支給事業費です。災害見舞金支給条例により、火災または自然災害により、けがや死亡された方へ見舞金を支給するとともに、小災害見舞金要綱により、火災または自然災害により住居に被害を受けた方に対し見舞金を支給するもので、扶助費として計上しております。

続きまして、12ページをご覧ください。社会福祉基金積立金です。福祉の増進を図る事業の財源に充てるため、社会福祉基金へ積立てを行っているもので、積立金は社会福祉基金の利子でございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、予算書の34、35ページの社会福祉基金1,000円を充当しております。

次は、障害福祉関係でございますが、予算書は64ページから65ページ、2目障害福祉費でございます。初めに31ページをご覧ください。補足資料1についてご説明いたします。令和3年1月1日現在の手帳の所持人数及び身体障害者障害別集計でございます。合計で2,416人でありまして、令和2年1月1日現在と比較いたしますと、134人の増となっております。その内訳ですが、身体が8名の減、知的が17名の増、精神が125名の増となっております。また、65歳以上の高齢者が全体で46.23%、身体障害者においては69%と高い値となっております。下段は、身体障害者の障害別内訳でございます。参考までにご覧いただきたいと思います。

それでは、タブレット資料の13ページにお戻りください。障害福祉事務経費でございます。障害福祉事業全般にわたる事務経費で、旅費は事務会議や認定調査にかかる出張旅費でございます。需用費の消

耗品費は研修の教材費等で、印刷製本費は封筒の印刷代でございます。役務費は郵送料で、令和3年度は5年に1度実施される全国在宅障害児・者等実態調査に関わる郵送料が主なものになります。委託料は障害福祉総合システムの運用保守委託です。使用料及び賃借料は、障害福祉サービス請求等に使用しているコンピュータ借上料です。負担金補助及び交付金は、神奈川県下全市町村が加入している障害福祉サービスの支払いシステムである、かながわシステムの再構築に関わる負担金で、人口割により負担するものでございます。令和3年度から令和4年度にかけて開発予定で、令和5年度運用開始を目指しております。負担金の増は、本格的にシステム開発が始まるため、それに伴う増となっております。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書の32、33ページの全国在宅障害児・者実態調査費交付金9,000円を役務費の通信運搬費へ充当しております。その他事業への充当は記載のとおりです。

続きまして、14ページをご覧ください。障害者自立支援給付事業費です。障害者総合支援法により、障害児（者）が日常生活や社会生活において自立した生活を送ることができるよう、障害者本人や家族の申請に基づき、障害福祉サービスの給付を行う制度の事業費でございます。報酬は、障害者の区分認定を審査する介護給付費等の支給に関する審査会委員4人分の報酬で、認定審査会は年12回の開催を予定しております。報償費は、認定審査会委員の研修に伴う謝礼でございます。役務費は、認定審査にかかる通知等の郵送料、医師意見書や自立支援給付等支払いに関わる手数料でございます。令和3年度は前年度より認定対象者の増が見込まれますので、役務費が増となっております。委託料は、町内在住者の認定調査を相談支援事業所等に委託する委託料で、予算増の理由は同じでございます。扶助費は、障害福祉サービス費で、障害者総合支援法のサービスを利用した際の介護給付費、訓練等給付費及び地域生活支援事業の移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービスの利用等に伴う費用を計上しております。

ここで扶助費の内訳についてご説明いたします。恐れ入りますが、タブレットの32ページをご覧ください。補足資料2、障害者自立支援給付事業費、児童通所給付事業費の扶助費の内訳でございます。

初めに1、介護給付費は、国の障害者総合支援法の制度による介護や訓練等の給付費で、①居宅介護から⑩特定障害者特別給付費までの障害福祉サービス費でございます。

次に、2、県単独事業です。①短期入所から③生活介護までの費用でございます。事業所の運営が円滑に行えるよう県が単独で実施している事業です。3の地域生活支援事業は、障害者総合支援法の制度による給付費で、①移動支援から③入浴サービスまでの費用でございます。1から3の障害者自立支援給付事業費の扶助費につきましては、利用実績から予算計上を行っております。4の児童通所支援でございますが、①児童発達支援から⑤高額サービス費までです。①児童発達支援は、ひまわり教室などの利用に伴うサービス費で、②放課後等デイサービスは、近隣市の事業所を含め本町の子どもたちが利用したサービスに伴う給付費でございます。①児童発達支援と②放課後等デイサービスは、利用実績から増を見込んでおります。

恐れ入りますが、タブレット14ページにお戻りください。下表をご覧ください。特定財源でございます。予算書は28ページから33ページまででございます。歳入番号①、障害者自立支援給付費等国庫負担金4億1,146万5,000円は、歳入番号③障害者自立支援給付費等県費負担金2億573万2,000円とともに交付され、扶助費、障害サービス費へ充てております。国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合

でございます。歳入番号②国庫支出金の地域生活支援事業費補助金607万1,000円は、歳入番号④県支出金の地域生活支援事業費補助金303万5,000円とともに交付され、扶助費、障害福祉サービス費の地域生活支援関連事業へ充てております。国2分の1、県4分の1、町4分の1の補助割合になっているものですが、割落しを想定し予算計上しております。歳入番号⑤市町村障害者福祉事業推進補助金ですが、扶助費の障害福祉サービス費のうち県単独加算分として695万8,000円充当しております。なお、その他事業への充当はそれぞれ備考のとおりでございます。

続きまして、15ページをご覧ください。補装具交付等事業費でございます。身体障害者手帳所持者で、身体上の更生のために必要な補装具の購入、修理、貸与に要する費用を助成し、身体障害児（者）の生活の安定と福祉の向上を図るもので、扶助費として966万5,000円を計上しております。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、予算書28から33ページ、歳入番号①、障害者自立支援給付費等国庫負担金464万9,000円は、歳入番号②障害者自立支援給付費等県費負担金232万4,000円とともに交付され、扶助費に充てております。

歳入番号③在宅障害者福祉対策推進事業補助金18万3,000円は、扶助費のうち平成30年度より開始している中度・軽度難聴児への補聴器の購入、修理費へ充てております。これは手帳取得に至らない中軽度の軟調児への補聴器の使用を推進するものです。その他事業への充当は備考のとおりでございます。

続きまして、16ページをご覧ください。療養介護医療費助成事業費でございます。国が定める医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理下で介護及び日常生活上の支援を受ける医療と介護が必要な障害者に対し、療養介護医療費を給付するもので、役務費は国保連や社保基金への事務手数料で、扶助費は対象者7名分の医療費を計上しております。

下表をご覧ください。予算書は28ページから31ページです。歳入番号①障害者医療費国庫負担金357万4,000円は、歳入番号②障害者自立支援給付費等県費負担金178万7,000円とともに扶助費へ充てております。負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。その他事業への充当は備考のとおりでございます。

17ページをご覧ください。障害者虐待防止対策支援事業費でございます。障害者虐待防止法に基づき、24時間365日障害者虐待に関わる通報、届出の受理及び緊急時の一時保護のための居室の確保といった体制整備を図ることにより障害者の権利擁護を図るもので、居室の確保のための費用を委託料として計上しております。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページ、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金10万円及び歳入番号②、予算書32、33ページ、県支出金の地域生活支援事業費補助金5万円はともに委託料に充てております。その他事業への充当は、それぞれ備考のとおりでございます。

18ページをご覧ください。次に、更生・育成医療費助成事業費ですが、手術等の治療により、障害を除去または軽減に効果が期待できる者に対し、医療費の自己負担を軽減するため、自立支援医療の助成を行うものでございます。更生医療は、身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方が対象になり、育成医療は児童福祉法に規定する18歳未満の障害児が対象でございます。役務費は国保連や社保基金への事務手数料で、負担金補助及び交付金は医学的判定業務の負担金でございます。扶助費は自立支援医療

費で、主に腎臓機能障害や免疫機能障害、肝機能障害の方でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、予算書は28ページから31ページでございます。歳入番号①障害者医療費国庫負担金4,115万7,000円及び歳入番号②障害者自立支援給付費等県費負担金2,057万8,000円は、扶助費へ充てております。負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。その他事業への充当は、それぞれ備考のとおりでございます。

19ページをご覧ください。相談支援事業費でございます。障害児（者）やその家族、介護者からの相談に適切に対応できるよう相談体制を確保することで、必要な情報の提供や助言、日常生活上の相談、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業でございます。報酬、職員手当等、共済費は、精神保健福祉士である会計年度任用職員2名分の経費を計上しております。報償費は、寒川町地域自立支援協議会委員16名分への謝礼です。旅費でございますが、会議等出席への出張旅費及び会計年度任用職員の通勤手当を費用弁償として計上しております。役務費は、町長が行う成年後見の審判申立てに要する費用で、裁判所への申立てに必要な事務経費1件分を計上しております。委託料は、障害児（者）や家族、介護者からの相談に応じ必要な情報の提供等を行う相談支援事業所2か所の運営委託料と、新規事業として令和2年10月から実施している基幹相談支援事業委託料を計上しておりますので、750万円増となっております。また、発達障害児（者）及びその家族等への支援事業として、町内の保育園や幼稚園への訪問を行うなどして、クラス運営や発達が気になるお子さんに即した支援について助言を委託相談支援事業所が行っております。扶助費は、成年後見制度利用支援助成費として4名分の後見人等報酬費用を計上しております。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書28、29ページの国庫支出金の地域生活支援事業費補助金967万8,000円と、歳入番号②、予算書32、33ページの県支出金の地域生活支援事業費補助金483万7,000円とともに交付され、報償費以外の全てに充当しております。その他事業への充当は備考のとおりでございます。

続きまして、20ページをご覧ください。コミュニケーション支援事業費でございます。聴覚障害者等の社会生活上のコミュニケーションを円滑にするため、福祉課窓口への手話通訳者の設置及び手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うことにより、社会参加の促進を図る事業で、設置手話通訳者1名分の会計年度任用職員の報酬、職員手当等、共済費及び旅費を計上しております。報償費は、手話通訳者や要約筆記者派遣に伴う謝礼です。派遣回数の減を見込み、前年度より105万2,000円の減としております。需用費は、要約筆記に必要なロール紙やペン、またコロナ感染予防対策として、手指消毒用アルコール及び手話通訳時に使用する透明マスクなどの消耗品費でございます。役務費は、県聴覚障害者福祉協会へ手話通訳などを依頼した場合の手数料と手話通訳時の保険料でございます。委託料は、手話通訳者のインフルエンザ予防接種委託料です。使用料及び賃借料は、設置手話通訳者が手話通訳業務に使用する駐車場使用料です。備品購入費は視覚障害者への通知文書等を点字文書として印字する点字プリンタの購入費用を計上しております。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページ、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金126万7,000円と、歳入番号②県支出金の地域生活支援事業費補助金63万4,000円とともに交付され、使用料及び賃借料と備品の購入費以外の科目に充当しております。歳入番

号③については記載のとおりで、財政課にてご説明させていただいたものでございます。

続きまして、21ページをご覧ください。日常生活用具給付等事業費は、在宅重度障害者等に対し日常生活用具を給付することで、障害者の日常生活の利便を図るもので、役務費は給付決定通知等の郵送料です。扶助費は、ストーマ用装具や紙おむつ及び特殊マット、入浴用補助用具などの日常生活用具を給付するための費用でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページ、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金270万5,000円は、歳入番号②、予算書32、33ページ、県支出金の地域生活支援事業費補助金135万3,000円とともに交付され、扶助費に充てております。その他事業への充当は、備考のとおりでございます。

続きまして、22ページをご覧ください。地域活動支援センター機能強化事業費でございます。障害者の地域での生活を支援するため、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る地域活動支援センターの機能充実のための事業でございます。委託料は、NPO法人ともだちに地域活動支援センターFの運営を委託するものでございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市にあります地域活動支援センターの町民の利用分を負担するための費用でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページ、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金37万5,000円は、歳入番号②、予算書32、33ページ、県支出金の地域生活支援事業費補助金18万8,000円及び歳入番号③、予算書32、33ページの市町村障害者福祉事業推進補助金32万円とともに交付され、委託料に充てております。歳入番号④、予算書38、39ページの地域活動支援センター負担金30万円は、茅ヶ崎市から本町の地域生活支援センターF利用分の負担金でございます。その他事業への充当は、それぞれ備考のとおりでございます。

23ページをご覧ください。就労支援事業費でございます。障害者の職業能力に応じて就労を目指すことを支援する事業で、負担金補助及び交付金は、湘南地域就労援助センター運営事業負担金で、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で湘南地域就労援助センターの運営費を補助しているもので、寒川町分の運営費等の負担金でございます。人口割で案分しており、寒川町は7%を負担しております。扶助費は、障害者が就労に向けて訓練施設や就労継続型の事業所に通所した場合の交通費を助成するものでございます。

24ページをご覧ください。社会参加支援事業費でございます。障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、社会参加を支援するための事業費でございます。委託料は、町聴覚障害者協会へ委託して実施する手話奉仕員養成講座の委託料、負担金補助及び交付金は、寒川町福祉団体協議会への補助金でございます。扶助費は福祉タクシー利用助成でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書28、29ページ、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金12万1,000円は、歳入番号②、予算書32、33ページ、県支出金の地域生活支援事業費補助金6万1,000円とともに交付され、委託料に充てております。その他事業への充当はそれぞれ備考のとおりでございます。

25ページをご覧ください。在宅障害者福祉サービス充実事業費でございます。障害者が自立して安心した地域生活が送れるようにすることを目的に、在宅重度障害者のための各種事業費でございます。委

託料は、在宅のひとり暮らしの重度障害者に対し、希望に応じ緊急通報システムを設置し、24時間体制で緊急時の病気やけが等に迅速に対応する在宅重度障害者緊急通報システム委託として5万9,000円、行方不明になるおそれがある障害児（者）をあらかじめ登録し、行方不明となった場合に関係機関が連携して早期に発見、保護し、家族の不安を和らげるため実施する障害者のためのSOSネットワーク事業委託として9万2,000円を委託するものでございます。負担金補助及び交付金は、住宅改造費用の一部を助成する重度障害者住宅設備改良費でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、予算書は32、33ページ、歳入番号①市町村障害者福祉事業推進補助金2万9,000円ですが、委託料の在宅重度障害者緊急通報システム委託へ充てております。歳入番号②、予算書32、33ページの在宅障害者福祉対策推進事業補助金60万円は、負担金補助及び交付金に充てております。その他事業への充当は、それぞれ備考のとおりでございます。

26ページをご覧ください。地域生活支援拠点充実事業費でございます。障害者の重度化、高齢化、親亡き後を見据え、地域全体で障害者の生活を支えるため、障害者の居住支援を実施する地域生活支援拠点を位置づけ、その機能を充実させるための事業費でございます。委託料は、保護者や介護者のけが、入院等緊急時の受入れ体制としての居室の確保や支援員の派遣費用でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書32、33ページの国庫支出金地域生活支援事業費補助金42万9,000円は、歳入番号②、予算書32、33ページの県支出金地域生活支援事業費補助金21万5,000円とともに交付され、委託料へ充当しております。

続きまして、27ページをご覧ください。重度障害者等医療費助成事業費でございます。重度障害者等の健康維持や福祉の増進を図るために重度障害者等の医療費の保険治療分の自己負担額を助成するもので、需用費は医療証の用紙代でございます。役務費は医療証の郵送料や審査支払手数料でございます。扶助費は県補助事業の重度障害者の対象者のほか、町単独で精神障害者1級の入院費及び中度の知的障害者の方、内部障害の3級の方を対象に医療費の助成をするものですが、医療費の実績を勘案し358万3,000円の減額としております。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32、33ページ、重度障害者医療費給付補助事業補助金4,482万8,000円は、役務費の手数料及び扶助費に充てております。補助率2分の1となっております。歳入番号②、予算書38、39ページの重度障害者等医療費助成金高額療養費等返礼金1,000万円は、扶助費へ充てております。この重度障害者等医療費助成事業は、自己負担分を助成するものですが、高額療養費分については、保険者である国保や社保組合等が負担するため、精算金が発生する場合がございますので、歳入予算として計上しております。

28ページをご覧ください。障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費でございます。負担金補助及び交付金は、県及び3市1町、藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町の広域連携により在宅の重度障害者等に24時間365日対応できるよう、短期入所の拠点事業所を湘南東部保健福祉圏域に確保するため、町負担分を人口割と実績割に基づき補助するもので、藤沢市にあります社会福祉法人光友会と契約を予定しております。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32、33ページ、市町村障害者福祉事業推進補助金23万7,000円を充当しております。その他事業への充当は備考のとおりでございます。

す。

続きまして、29ページをご覧ください。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の児童福祉給付事業費でございます。予算書は66ページから67ページでございます。児童福祉法に基づき実施する児童通所支援の給付を行うもので、役務費は国保連への審査手数料です。扶助費は、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用に対し事業者へ支払うもので、利用料の増を見込みまして1,567万3,000円の増でございます。扶助費の内訳は、先ほど補足資料でご説明したとおりでございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページ、障害児施設措置費給付費等国庫負担金7,025万円は、歳入番号②、予算書30、31ページ、障害児通所給付費負担金3,512万5,000円とともに交付され、扶助費に充てております。負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

30ページをご覧ください。令和3年度休止及び廃止等事業でございます。寒川町障害者福祉計画推進事業費は、令和2年度で計画の見直しが完了となるため休止したものでございます。

次に、33ページから35ページをご覧ください。補足資料3、令和3年度寒川町障害者就労施設等からの物品等の調達方針でございます。この調達方針は、障害者優先調達推進法第9条第1項により、毎年調達方針を策定し、公表が求められているものでございます。寒川町においても、物品等の調達に当たって障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的として、障害者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた方針について、予算案を勘案して毎年度ごとに作成し、公表しているものでございます。調達方針は、資料にございますとおり、1の目的から6の調達方針及び実績の公表の6項目で構成されております。

34ページをご覧ください。令和3年度の調達目標金額は、各課の予算要求状況や障害者就労施設等の状況を踏まえ、さらにコロナ禍において障害者の働く場所の確保や工賃向上に考慮して昨年度より30万円上乘せし、260万円以上といたしました。

35ページは、障害者就労施設等が受注できる物品、役務等一覧でございます。調達方針に添付して公表するもので、町内の障害者事業所連絡会を含め、7つの就労施設等が請け負うことのできる物品等や役務等の内容でございます。

以上で、福祉課所管の予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

天利委員。

【天利委員】 それでは、3点ほどお伺いしたいんですけど、まず、6ページの避難行動要支援者で、ここに書いてある3年に1度の避難行動の要支援者の名簿を作成とあるんですが、3年に1度がどうなのかと、要支援者ということになると、6か月ごとに体の関係が割といい方向に向かっていけばいいんですけども、ほぼ悪化の状況になってきているのかなということで3年に1度、それとあと合意数ですね。どのくらいの割合で返事が返ってきて、同意するという件数がどのくらいになるのか、あともう一つ、14ページ、障害者自立支援の給付事業費で、障害者の総合支援法の対象になっている疾病、国の難病指定というのか、361疾病があると思うんですが、その中で給付の適用要件という形でどう把握さ

れているのか教えていただきたいと思います。医師の診断書が必要とか、いろいろとあると思うんですけども、疾病によって大分変わってくると思いますけども、あと20ページと24ページ、20ページがコミュニケーション支援事業費と、あと社会参加支援事業費、これは大体同じような内容なので、一遍に聞いちゃうんですけども、手話通訳者派遣で今回報償費が105万2,000円くらい減額されているということで、コロナ禍なので多分減額されているのかなと、こういう機会がないのかなという思いもあるんですが、一方で、手話講習事業費、24ページの社会参加支援事業費の中で手話講習会の委託料が増額に伴うもので、委託料はそんなに多くないんですけども、手話では共通語になってきていると思うんですが、手話ができる方が増えているのか、これによって手話検定試験に合格されている方が今いらっしゃるのか、ただサークル的にやっていたらいいのか、そういったところをお聞かせいただければと思います。

以上です。

【横手委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 それでは、1点目のご質問です。避難行動要支援者の名簿の作成だと思いますが、毎年名簿につきましては、年1回更新させていただいている状況でございます。年1回の名簿の更新につきましては、新規の対象者の方をまずこちらからご案内させていただいて、名簿にご搭載いただけるかどうかという確認をさせていただいた上で、名簿を更新させていただいております。先ほどご説明させていただきました3年に1度の登録の勧奨につきましては、これまで名簿についてのこちらからのご通知に対してご回答をいただけていない方に対して、3年に1度こちらから勧奨をさせていただいているという状況になっております。

それから名簿の対象者と合意者数というお話だったかと思いますが、令和2年6月11日現在で申し上げますと、対象者が2,103名でございまして、こちらのうち名簿にご登録いただいた同意者が1,108名になっておりまして、同意率といたしましては、52.3%となっております。

続きまして、2点目の難病の疾病につきましてでございます。こちらのご質問が、難病に対しての要件とかについてだったと思われそうですが、原則、難病につきましては、特定疾患、難病と指定されている難病の方が対象になりますので、当然特定疾患の受給者証をいただいている方であったりとか、医師の意見書に基づきまして、こちらにご申請いただいた上で、必要なサービスの支給を決定させていただいているという状況でございます。

それから、3点目のコミュニケーション支援事業につきましての、まず手話派遣につきまして、天利委員におっしゃっていただいた派遣費の削減だと思いますが、ご推測のとおり、令和2年につきましては、コロナの関係で町主催の事業等が軒並み中止という形になっております。ただし、医療の機関への派遣等については、希望に応じてご申請に基づいて派遣ができている状況であります。ただ、令和3年度の予算の要求の時点では、令和2年度についての予算は不特定要素がありましたので、こちらにつきましては、まずは令和元年度の決算額ベースで予算を見積もらせていただいた状況でございます。今後コロナの収束もまだはっきりした部分が見えませんので、派遣の利用実績に基づきまして、今後もし派遣費用が必要であれば、その都度適正な予算措置をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、それに伴いまして、手話講習会の委託料の増になっておりますが、こちらは、令和3年度

は初級1コースと上級コースを予定しております。初級1コースにつきましては、初心者の方に受講していただいて、最終的には手話で自己紹介ができる程度、500単語ぐらいを習得していただけるコース内容となっております、計25回分を予定しております。上級コースにつきましては、当然手話奉仕員としてまず上級を目指していただいて、その後、県の手話通訳の認定試験というものがございますので、そちらに進んでいただくために、こちらとしては5年スパンで初級から始まり中級、上級というような形で、各コースを計画的に受講していただけるようにしております。実績なんですけど、これまでのところ、過去には手話通訳者の試験に合格していただいた方が2名ございました。ここ最近なんですけど、手話試験に合格する前に、まず受講はしていただいているんですけど、残念ながら狭き門で合格というのがないもので、ただし、試験に行く前に県の養成コースというものがございます。そちらに何名かの方は進んでいただいております。受検3名とか、1名その前もありますので、計4名に進んでいただいております、その中で合格いただいている方が1名いらっしゃいます。ですので、こういう形で毎年なかなか厳しい状況なんですけど、町といたしましては、一人でも多くの方が手話通訳の試験に合格していただいて、町の手話通訳者にご登録いただいて、聴覚障害者の方のコミュニケーションの向上につながるように、こちらとしても引き続き手話講習会は町聴覚障害者協会と一緒に、障害のある方と一緒にやっていただければ、障害の理解にもなりますので、そういう形で開催はしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、ご質問の点についてはお答えさせていただいた……。

【横手委員長】 受講者は増えているのかな。そこだけ質問に答えていないけど。手話通訳の初級の受講者の数は増えているのかどうかというのは、傾向だけでも構いませんよ。

中澤課長。

【中澤福祉課長】 そうしましたら、過年度実績での人数についてご説明させていただきます。令和元年度に初級1コースを実施しております、定員20名に対しまして9名のご参加をいただきまして、最終的に7名の方が受講を修了されたという形になっております。あと令和元年度は中級コースを実施しております。こちらにつきましては、定員20名に対して18名の方にご参加いただきまして、最終的には14名の方が受講の修了者として認定させていただいております。

以上になります。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 ありがとうございます、ご説明いただきまして。まず避難行動要支援者につきましては、分かりました。52%、約半分ぐらいの登録がされていて、半分は多分家族等がいらっしゃるって要支援では必要がないなというところがありますので、この件については分かりました。

あと、障害者自立支援ということで、先ほどお話がありました適用条件が361もあると、なかなか疾患があるので、条件は様々だと思うんですけど、基本的には医師の診断書か、医師のそういったものがあれば給付が得られるということで私は理解したんですけど、お医者さんが難病指定をされていても、病気として発症されていない場合については、給付対象になるのかどうか、お医者さんが、こういう疾患があって、国の難病指定があるよ、ただ、発症されていないので、これについては給付はされないケースがあるのかどうか、それだけ教えていただきたいです。

あと、コミュニケーション、あと社会参加支援は、大体内容は分かりましたので、手話の方々増えるということは大変いいことだと思っております、聴覚障害の方々がこういう形で皆さんとともに生活をともにするのにはいい機会ではないかなということで、初級受講者が少ないのがちょっと気になるところで、ある程度勉強されて中級にチャレンジする方が増えているということは、いいことなんじゃないかなと、あともう一つは、ちょっと気になるのが、前回我々会派で障害者の方々と懇談する機会をいただいたものですから、その中で障害者の方々の手話言語、そういう方々が使っているのが約4割ぐらいしかない、あまり手話言語が得意でない方もいらっしゃるのではお聞きしているんですが、そういった方々が本当にいらっしゃるのかどうか、寒川町内にお住いの聴覚障害の方で、手話言語ができないという方もいらっしゃるのではないかなというところがあるんですが、そういうことを担当課としてはどう考えていらっしゃるのか、この2点についてお聞かせいただければと思います。

【横手委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 それでは、1点目の難病の関係についてお答えさせていただきます。先ほどもご答弁させていただいた部分と重なるんですが、難病の方で手帳取得に関係なく対象の疾患に罹患していることが分かる診断書や特定疾患の医療受給者証があれば、こちらとしても対応させていただいているというのが現状なんですが、状況に応じてお話を伺いして、ご相談によっては、本当に生活にしづらさがあったりとか、支障があるということであれば、こちらとしてもご相談に乗らせていただくという形を取らせていただきたいと思います。

それから、2点目の手話言語についてなんですが、何名ぐらいというお話なんですが、逆に聴覚障害者の方が、補足の資料にも出させていただいておりますが、障害別でいきますと、全部で170名ぐらいの方が手帳は取得されております。重くない方は補聴器を使われていますので、どうしても手話に頼らざるを得ない重たい方になると、町で派遣をご利用なさっている方が約20名いらっしゃるということで把握しているところですので、手話言語を皆さんに採り入れるという部分に対して、もう少し普及とか啓発をしていかなければいけないかなと認識しておりますので、うちとしましても、先ほど言いました手話講習会を通じて一人でも多くの方にまず手話について知っていただく、手話について興味を持っていただけるような形で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

茂内委員。

【茂内委員】 まず、3点ほど質問します。タブレットの資料で4ページなんですけども、民生委員の活動なんですけど、今なり手が少ないと言われておりますけども、寒川の状況を聞かせてください。

続きまして、タブレット資料の5ページなんですけど、社会福祉協議会の活動事業費についてお尋ねいたします。コロナの感染拡大の中で、経済的に今厳しい状況ではあると思うんですけども、社会福祉協議会の生活資金の貸付の制度を活用する方が増えていらっしゃると思うんですけど、社協の割合がすごく重要になっている今、令和3年度は特にどのような連携や支援を行っていくのかということをお尋ねいたします。

あともう一つなんですけど、タブレット資料の20ページのコミュニケーション支援事業に関してなんですけども、先ほどお話がありましたように、手話の通訳などでということでお話がありましたが、例え

ば今の時代、コンピュータやＡＩを使った技術の活用コミュニケーションについては、町としてもこれから何かされたりするのかなと思ひまして、お尋ねいたします。

以上３点お願いします。

【横手委員長】 茂内委員、２点目の社協との連携というのがちょっと広過ぎるかなというのがあるので、いわゆる資金援助の部分について町がどう一緒に取り組んでいくのか、それとも方針として取り組んでいくのか、ちょっと大きくなり過ぎですよね。どうですか。答えられますか。

中澤課長。

【茂内委員】 現状ぐらいの話で。

【横手委員長】 分かりました。それでは、お答えください。

中澤課長。

【中澤福祉課長】 それでは、１点目、民生委員さんの関係なんですが、今まさしく委員におっしゃっていただいたとおり、民生委員さんのなり手について苦慮している部分です。町においても定数をまだ満たしていない状況でございます。また、次の一斉改選までの間にもまだ時間がございますので、こちらといたしましても、地域の皆さんのお声を聞きながら、民生委員さんになっていただけるような人材を探していきたいかなと思っています。ただ、民生委員さんもすごく幅が広くて、お子さんからお年寄りまでという形もございますので、民生委員さんの負担にならないような形で、少しでも皆さんがなりやすいような形を考えていかなきゃいけないかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、２点目の社協の関係で、今、委員長からご配慮いただいた部分がありますが、まず町の場合、生活困窮者の自立支援制度は、町というよりも、県の社会福祉協議会の受託事業として町社会福祉協議会が取り扱っている状況でございます。ちなみになんです、令和３年２月末現在でコロナの生活福祉の特例貸付の件数が６３０件となっております、金額にいたしますと２億４，１６０万円となっております。緊急事態宣言が昨日解除にはなったんですが、２回目の緊急事態宣言下では、ひとり親の相談が急増している状況を社会福祉協議会からも聞き及んでおります。こちらにつきまして、様々な相談が社会福祉協議会にも寄せられているんです。令和３年度につきましては、地域福祉計画と一緒に社会福祉協議会の活動計画も策定しておりますので、その中で取組といたしましては、多様化した問題を地域全体で支え合うということから、まず社協で今まで行っている総合相談を断らない相談と称しまして、包括的な相談窓口の開設に取り組んでいくということになっておりますので、そういう中でも様々な相談をまずはお受けして、的確に相談をつなげていくという形で社協は取り組んでいくこととなっておりますので、町としてもその辺は連携を強化していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、あと、コミュニケーションで、手話以外にコンピュータに代わるようなＩＣＴを利用したものでということですが、現状としましては、町として日常生活用具などで音声の読上げ装置というのがございます。ですので、タブレットとか、端末を使っただいて、音声を読み上げていただくような用具もございますので、そういうものは従来から給付はさせていただいておりますので、今のところはそういう制度で対応させていただいているというのが現状でございます。よろしく願いいたしま

す。

【横手委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 1点だけ、民生委員のことなんですけども、他の地域では民生委員協力員制度というのがありまして、正規の民生委員の方の補助的な方になると思うんですけども、そういう方がいらっしやると、民生委員も仲間も増えるという意味で、友達とできたりとか、そういう感覚がもしかしたら持てるかなと思いますので、もし寒川町でそういう制度でできることがあったら、お願いしたいと思います。

【横手委員長】 いかがですか。

中澤課長。

【中澤福祉課長】 ありがとうございます。今ご提案いただいたことも含めまして、今後民生委員の推薦委員会もございますので、そのような中でどういう取組が町として実状に合ったものなのか、一緒に検討させていただきたいと思いますので、ご意見として承りたいと思います。よろしく願いいたします。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 タブレットの7ページですけども、行旅死亡人等関係経費は、前は計上されていなかったんですけど、今回計上されているということで、なぜという単純な質問です。

それと、15ページの補装具等交付事業費、今回これが増えているということなんですけど、増えた内容をお聞きます。

それと、13ページの障害福祉事務経費のシステムの再構築検討とありますけども、再構築についての検討の内容をお答えください。

それと、こちらは扶助費という面から質問なんですけど、16ページと18ページと27ページ、更生・育成医療費助成事業費、療養介護医療助成事業費、重度障害者等医療助成事業費の扶助費について、実績値による減となっていますけど、3つの事業について。やはりこれはコロナの影響で今回そういった予算の組み方をしたのかということについてお聞きます。4つです。

【横手委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 1点目の行旅死亡人の関係、予算計上についてということだと思われしますが、こちらにつきましては、例年事案が発生した段階で予算措置という形を取らせていただいておりますが、近年の実績から、年に1件程度は事案が発生しているということですので、不測の事態が生じたときにも速やかに対応できるように、今回は予算計上とさせていただいております。

続きまして、補装具の交付状況ということなんですけど、こちらにつきましては、年度によって交付状況、交付件数、交付内容につきましては、ばらつきがございます。補装具の耐用年数であったり、あとお子さんの成長に伴って補装具が体に合ったものでないと、補装具の機能を果たせませんので、そういう状況で耐用年数を迎える前に給付をしたりしておりますので、そういう部分を総合的に見させていただいた上での予算計上になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、システムの再構築に関しての検討内容でございますが、これは令和2年度も、県下の市町

村で現状のシステムに対して、コスト削減も含めてスリム化したものでシステムを再構築できないか検討を進めてきた経緯がございます。そういう中で、県下の市町村で再構築、当初平成18年ぐらいからこちらのシステムを使っている中で、それぞれ制度も変わってきていますので、現状の制度に合ったようなもので効率化を追及して、よりコストが安価な部分で運営ができるように再構築をしようと決定しまして、取り組んできておりますので、令和3年度、4年度については、本格的なシステム改修を行っていく形になっております。よろしくお願いいたします。

それから、更生・育成医療、あと療養介護医療、重度医療ということで、これがコロナの影響によることかというご質問かと思われませんが、まず更生・育成医療につきましては、医療費自体がそれぞれ毎年の現状が違いますので、実績に基づいて計上させていただいているということになります。それから、療養介護医療費につきましては、1名の方が途中でお亡くなりになって、対象者の方が1名減になっている部分で実績額を見込みまして、減額という形にさせていただいています。それから、重度医療費につきましてなんですが、先ほど身体障害者の手帳の取得が減になっているという状況なので、重度の障害者の方になりますと、自然減という部分もありますので、医療費自体も年度によってばらつきはあるんですけど、対象者の減も含めて医療費が実績額としては抑えられているという中で予算の計上をさせていただいております。ただ、通常ですと、インフルエンザが蔓延したりすると、医療費も結構増額があるんですが、今年度はコロナの関係で、皆さん予防対策をされていたという部分もありますので、そういう部分では、医療費が比較的安価に抑えられているのではないかなという感じで捉えております。

以上になります。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 行旅死亡人については速やかにということで、今回計上されたということについては理解しました。1件あるということで計上したということで、これは分かりました。

補装具交付事業費も、毎年ばらつきがあつて、その対応の度合いによって増減があるということで、早めに対応するというので、今もおっしゃってましたので、この点についてもばらつきがあるということで、分かりました。

それと、障害福祉、これもスリム化とか効率化を進めるための検討ということで、本格的に今回から進めていくということで、分かりました。メリットを聞こうと思ったんですけど、今ほとんど答えていただいたので、分かりました。

それと、3つ目の扶助費なんですが、やはりこれもばらつきがあつて、増減があるんですよというように答えだったと思うんですけど、コロナの影響で予防対策も取っていて、抑えている部分もあると思うんですが、ですけど、増えていく、対象者が今回1名お亡くなりになったとか、いろいろとそういう理由があつて減らしたという話だったんですけど、これは予算なので、そういうふうに見越しているんですけど、増える可能性もやはりあるわけじゃないですか。その感じで不足した場合、増えた場合はどういった対応を取っていくのかということをお尋ねします。この1つだけお願いします。

【横手委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 扶助費になりますので、その年の実績を勘案しまして、必要であれば補正予算等で確実に予算の措置というか、確保をしてみたいと考えております。

以上になります。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、6ページ、避難行動要支援者の名簿の作成については、町が義務化されているので町がやっているわけですが、今災害対策基本法に改正の動きがありまして、その中で今後の流れとしては、個別の避難行動計画の作成の最初の段階は、多分各自治体については努力義務になろうかと思っていますけども、そういったことが盛り込まれてくるだろうという話になっていますが、町として、個別避難計画の必要性ですとか、その辺をどう捉えているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、14ページ、障害者自立支援給付事業費の中で特に増額されているのが、児童通所の支援で1,500万円ぐらい増えますというようなことでございましたが、理由としては、利用者が増えますよと、そういう予測を立てておりますということでしたが、利用が増える要因というのをどう捉えているのかお聞かせいただけますでしょうか。

以上、2点でいいです。

【横手委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 ただいまのご質問1点目の個別支援計画で、今、委員がおっしゃっていただいたように、今後法改正が予定されております。その中で個別支援計画についても、より実効性を高めた個別支援計画を作成する必要があるということで、高齢者の場合ですと、ケアマネジャーさんとか、あと障害者の方ですと、相談支援専門員が加わって、その方に合った支援をするための計画を立てるということになっているかと思われます。ですので、まだ具体的なことは国からも情報提供とか、その程度しかいただいているないので、はっきりしたことは申し上げられませんが、計画をつくって、それに実行が伴わなければ、災害時、有事のときに計画が何も活用されなければ意味がございませんので、今後、国の動向等を注視いたしまして、必要に応じて町でも関係の方々と一緒に個別支援計画の内容等も含めて検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、児童通所の扶助費の増について、利用者の増をどのような要因でというようなお話だと思いますが、ここ近年、町においても保育園とかをご利用になられている方の中で発達に気になる方とか、あと乳幼児健診等で早期の療育が必要であって、児童発達支援事業につながる方が多くなってきておりますので、現状としては、日頃から障害で発達が気になるお子さんというのが多くなってきているのかなと実感しておりますので、そういう部分については、町といたしましても早期に障害を発見して、早期に支援をしていくということが、そのお子さんに対してであったり、ご家庭に対して必要な支援と考えておりますので、そういう背景で利用者の増を見込んでおります。あとまた、身近なところで事業所が増えてきております。民間参入もございますので、そういう部分も含めると、サービスの利用のしやすい環境も整ってきているのかなと想定しまして、今回の予算増という形を取らせていただいております。

以上になります。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、6ページの災害時要支援者の対応については、今後国の動向を見てということ

でございました。ただ、今名簿を作成して、それぞれ個別の避難に対する要支援については、基本的には各自治会さんをお願いしているということが現状だとは思いますが、これが、国でも、地域にそれだと負担がかかり過ぎるということもあって、当然行政が作成していくほうが実効性があるんじゃないかということで、そういった法の改正が行われるんだと思います。ただ、ちょっと心配しているのが、名簿の把握とともに個別の避難行動を作っていくとなると、相当なお金も必要になってくるのかなと思います。ただ、今、国の話の中では普通交付税で措置しますというようなお話になっておりますので、その辺について、もし今の段階で町が、行政がそういった個別の行動計画をつくとなると、どういう作業が必要になって、どれぐらいの金額がかかるという想定はされていますでしょうか。もし、されていないとすると、これから国の情報を得ながら、実際どういう作業が必要になって、どれぐらいの金額が必要なのかという見積りは町としてしっかりと持っておかなきゃいけないのかなと、そんなに遠い未来の話ではないと思いますので、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、発達障害の児童通所サービスの件ですけども、早期に対応すべきだというような考え方の中で、しっかりと相談に乗っていただいた上で、様々な事業者さんの数も増えていることから、町ではしっかりと対応されているのかなとは思っておりますので、これは大変にいいことかなとは思いますが。ただ、これは町の責任となるんだと思うんですけど、それぞれの事業所の環境整備であったり、その辺の実態把握であったり、その辺については町としてどう捉えていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 1点目のご質問でございますが、今、黒沢委員におっしゃっていただいたように、国での財源の措置というのは交付税対象と伺っております。先ほど言いましたように、専門委員の方で避難計画を作成していただくためには、お一人当たり7,000円とか、数千円の費用がかかるということも情報提供は受けている段階です。現時点で町では、大変申し訳ないんですが、予算の見積り状況については、まだ本当に検討段階というか、情報を収集している段階でございますので、この場では予算の見込みについては、申し訳ございませんが、検討中とお答えさせていただきたいと思います。

ただ、要支援者の中でも国が言っていますように、その中で先に必要な方、個別支援計画を先に作成していく必要がある方というの、地域の実情に応じて取り組んでいきなさいというような国の情報提供もございますので、高齢者の独居の方で、ご家族等の支援が難しいという方であれば、そういう方をまず最初に個別支援計画を進めていくとか、その辺の優先順位も整理する必要があると思っておりますので、それによってどのくらいの方がまず最初に個別支援計画を立てていくかということにもなるかと思っておりますので、申し訳ないんですが、そうはいっても、近い将来そういうことをやっていかなきゃいけないということは認識しておりますので、今後行政といたしまして、どういうことができるのか、国の情報等を的確に入手した上で検討して進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、2点目の児童発達支援の事業所への対応ということだと思われませんが、基本的には国のサービスでありますので、国が設置基準等をガイドラインとして示しております。国が定期的に実地の指導というか、監査も行っている状況ですが、町としましても、先ほど申し上げました相談支援事業の一

環で、保育園等とか、あと家族の方への発達に対しての関わり方とか、環境の設定については訪問の際に適宜助言をさせていただいておりまして、取り組んでいただけるようにしておりますので、町としてはそういう関わり方で今後も対応していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、大きく3点になります。まず、説明資料の35分の19、基幹型相談支援センターの委託料なんですけれども、このセンターの委託料の金額というのが幾らになるのかということと、あとこの相談支援センターの職員の職種というんですかね。例えば社会福祉士だとか、精神保健福祉士だとか、こういった職種の方がいて、そういった方が常勤でいるのか、それとも非常勤となるのか、職員の状況について教えてください。

もう一点が、今もありましたけれども、児童発達支援なんですけれども、令和3年度は少し人数が増える、50何人になるという見込みを立てていると思うんですが、町内に何か所通所できる施設があるのかという点、もう一点、受給者証を持っている児童のうち町外の施設に通っている児童がいるのかということ、また複数の施設に通っている児童がいるのかという点についてお答えいただきたいと思います。

最後、大きく3点目が、予算書本体の6ページ、債務負担行為があります。保健福祉施設借上料というのはこの課でいいんですかね。債務負担自体は答えられないですか。

【中澤福祉課長】 健康管理センターの部分ということですか。

【佐藤（正）副委員長】 いや、保健福祉施設借上料です。

【中澤福祉課長】 申し訳ないですけど、うちの所管ではございません。

【佐藤（正）副委員長】 質問として答えられないのだったら、どこの課の担当になるのかお答えください。

【横手委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 それでは、1点目の基幹相談支援センターに関してのご質問にお答えいたします。基幹相談支援センターの委託料でございますが、これは契約金額とはまた別であります、委託料として見込んでおりますのが、令和3年度は1,500万円を見込んでおります。

それから、職員の配置であったり、職種とか、勤務形態についてのご質問でございますが、まず職員の配置に関しましては、町の要綱において、先ほど委員におっしゃっていただいたように、専門職を配置することになっておりますので、例えば主任相談支援専門員であったり、相談支援専門員、それから、社会福祉士、それから精神保健福祉士という専門員のいずれか該当する者を2名以上配置しなければならないという規定をしております。そうした中で、寒川基幹相談支援センターでは、常勤2名、非常勤1名体制となっております。常勤の方につきましては、社会福祉士、精神保健福祉士、それから相談支援専門員の資格を有していただいております。

それから、町内に児童発達支援の事業所が何か所あるかというようなご質問だと思いますが、児童発達支援につきましては、町内に現時点では2か所ございます。町内でその2か所をご利用いただいている方、受給者数といたしましては28名、それから、町外で寒川の方が利用されている事業所としては12か所ございまして、受給者数としては27名となっております。それから当然複数併用されている方がいらっしゃると思います。

それから、3点目のご質問ですね、すみません。健康管理センターの保健集約施設の所管になりますと、現時点では健康・スポーツ課になります。

【横手委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 分かりました。担当課については明確になったので、ありがとうございます。

まず、1点目の基幹相談支援センターの件なのですが、職種だったり、勤務体系というのは分かりました。それはしっかり規定の中でやっていただいているということだと思うんですが、重要なのは、これは令和2年度から始まった事業で、令和3年度はどうやって展開していくかということ、どちらかというとこれからの事業になってくるのかなと思うんですが、その中で令和3年度は、地域の相談体制というか、福祉の体制を底上げするようなイメージだと思うんですが、そのためにどういった施設に対する助言であったり、スキルアップのための研修であったり、どういったことをやっていくのかということをお答えいただきたいと思います。

発達支援のところですが、人数等については、かなり明確に分かりました。結構町外に通っている方もいるんだなと印象として受けたところであります。教えていただきたいのは、受給者証をもらうまでのプロセスを教えていただきたいんですね。誰がどのように判断してというところを教えていただきたいのと、あとは町内の施設に通っている児童も、町外の施設に通っている児童もいる中で、どこに通うかというのは誰が決めるものなのか、それに対して町がどの程度関与するのか、例えば保護者の方が決めてくださいと言うのか、それとも町である程度の紹介をする形になっているのかどうかということをお答えください。

【横手委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 それでは、1点目の基幹相談支援センターの今後の取組のご質問かと思われますが、今、委員におっしゃっていただいたように、現在センターとして起動し始めて6か月という状況の中で、現在基幹センターにおいて各事業所や関係機関を訪問いたしまして、ヒアリングを実施しております。そうした中で、寒川町における相談支援の中でどういうものが今課題になっているのか、そういう部分を抽出している段階でございます。今後抽出したものに依拠して、スキルアップ研修もどういうテーマをスキルアップ研修にしたらよろしいのか考えて、早期のうちに開催していく予定でありますので、現時点では現状を把握して、それについて取組を検討していくという状況でございますので、よろしく願いいたします。

それから、2点目の児童発達支援に関しての利用までのプロセスですが、まず事前に福祉課であったり、指定特定相談支援事業所などにご相談をいただきまして、サービスが必要な場合は障害福祉にご申請いただいている状況ではございます。それを基に福祉課においては、申請に基づきまして障害のお子さんであったり、保護者の方と面接をして、その方の状況とか、置かれている環境などについて聞き取りの調査を行います。聞き取った結果で、どういうサービスが必要なのか、そういう部分を利用計画案という形で作っていただきまして、それを提出していただいております。それに基づいて通所の支給内容とか、支給決定をして、あとは利用者さんが保護者に当たると思いますが、事業所と契約していただくという形になっております。その際に町内の事業所ではこういうところがありますよ、町外で

は近隣ではこういうところがありますよというような、事業所のご案内をさせていただいている状況であります。そのご案内の中で、その事業所ではこういう支援を重点的にやっていますとか、事業所の特徴とか、そういう部分もお伝えできる範囲内でお伝えさせていただいて、あとは保護者の方にお決めいただくという形になっております。

もう一点漏れていました。失礼いたしました。どのような方が対象になるかというようなご質問だったかと思いますが、先ほどから申し上げましているように、乳幼児健診とかで早期の療育が必要であるとか、そういう形で健診のときにそういう部分で児童発達支援事業を紹介されますので、子育て支援の健診とか、あとは子育ての相談の中でお子さんの相談に関して発達が気になるとか、そういうような形でご紹介されてくるケースが多いです。

以上になります。

【横手委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 まず、1点目の基幹相談支援センターの件なのですが、今お答えを聞いて感じたのは、令和3年度1,500万円の委託料を予算として計上している中で、早期にというお答えもあったんですけども、まだ令和3年度は聞き取りだとか、検討の段階になっちゃうのかなという、お答えだと、そういう印象を受けざるを得なくて、もうちょっと具体的に進めていかないといけないんじゃないかなと思うんですが、事業を進めるに当たってのスピード感について町の考えをお聞きしたいのと、あと最後その中で自立支援協議会の事務局としての役割というのがあると思うんですが、事務局として年間に今のところ何を行うか決めているかどうかということについてお答えください。

もう一個が発達支援で、プロセスについては分かりました。児童の状況によって最終的には保護者に決めていただく、それに当たって選択肢を示してあげるということをやっているというところが分かりました。早期発見、早期療育については、当然計画にも載っているし、町の認識としてもあると思うんですが、それをするために何をしているかということなんですね。それがもしかしたらお答えの中にあった乳幼児健診が早期発見に当たるのかなとも思うんですが、早期発見するために何か特別なことをやっているのか、もしかしたらそれだけかもしれないですけど、お答えいただければと思います。

【横手委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 それでは、1点目の基幹相談支援センターの令和3年度の取組についてということで、先ほど私から早期にというお話をさせていただいておりますが、実は令和2年10月から、先ほど言いましたように、各事業所や関係機関と訪問は進めておりまして、ある程度令和3年度に向けての準備は進めてきておりますので、予算を承認いただきましたら、その辺の内容等の詳細を計画して、直ちに実行に移していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、2点目の町の自立支援協議会への参画のご質問かと思いますが、自立支援協議会についての運営にも令和2年10月から参画させていただいております。協議会の全体会議といたしましては、例年5回程度開催予定になっております。この協議会では、障害福祉計画の進行計画なども行っていただく役割を持っておりまして、それ以外には、部会に応じてそれぞれのことについて検討していくワーキンググループも必要に応じて設置していくことがございます。現在基幹相談センターが相談支援事業所

や各事業所の課題抽出を行っておりますので、その中からワーキンググループで検討を進めていかなきゃいけない部分もテーマとして上がってくると思われます。ですので、その辺を、協議会の会長さんを含めまして、町の事務局である福祉課、それから基幹センターも事務局を担っております。あと相談支援事業所も担いますので、今の関係機関が運営会議というものを開きまして、そちらの会議の中で具体的にどのように進めていくかというのを今後すぐに着手していく考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

あと、差別解消法による障害者の差別解消支援地域協議会というものがあまして、それを町の自立支援協議会で位置づけております。その中で支援協議会と町の障害者事業所連絡会で共催いたしまして、障害者週間が12月にありますが、そのときに寒川総合図書館で「障害者と暮らし」と称しまして、企画展示会を開催しておりますので、そのようなものについても積極的に加わっていただいて、障害者の支援事業所の紹介であったり、障害者団体の活動などを紹介して、障害理解の促進に努めてまいりたいと思っておりますので、こちらは平成30年から実施しております、令和2年度も実施済みでございますので、このような活動も一緒に取り組んでいく予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

すみません。1点漏れていました。児童の早期療育の取組をされているかというようなご質問だったかと思いますが、基本的には乳幼児健診の3歳半、3・6健診と言われている部分でそういうご指摘をいただいた方を必要な療育に早期につなげていくという形で、その部分は子育て支援課と連携を強化して取り組んでいる現状でございますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 では、ここで質疑を打ち切りたいと思います。ご苦労さまでした。以上で福祉部福祉課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

【横手委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

続きまして、福祉部高齢介護課の一般会計及び介護保険事業特別会計についての審査に入ります。それでは、執行部の説明をお願いいたします。

亀山部長。

【亀山福祉部長】 引き続きまして、高齢介護課が所管いたします一般会計及び介護保険事業特別会計についてご説明いたします。説明は長岡課長がいたしますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 長岡高齢介護課長。

【長岡高齢介護課長】 それでは、福祉部高齢介護課所管の令和3年度一般会計予算につきまして、予算特別委員会説明（参考資料）によりまして説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、事業の組替え等により令和2年度の事業名から変更がある場合には、説明資料の事業名の右側に前年度事業名も記載しております。合わせてよろしくお願いいたします。

それでは、予算書は64、65ページからです。ページ下段の老人福祉費をご覧ください。高齢介護課が所管します事業費は、3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費の中の、予算書は67ページ説明欄の上から4つ目、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費、1つあけて、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の保険年金課所管分を除いたものでございます。

では、予算特別委員会説明資料は2ページをご覧ください。高齢者社会活動推進事業費は、公益社団法人寒川町シルバー人材センターに対する運営費補助金と県シルバー人材センター協議会の負担金で、支出科目は全額負担金及び交付金です。シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の拡大と社会参加と生きがいの増進に努めるとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立されている団体です。事業といたしましては、除草、清掃、ふすま・障子・網戸の張替えなどの仕事を請け負っております。

次に、3ページをご覧ください。敬老事業費は、高齢者に対し敬老の意を表すもので、敬老金とそれを支給するための経費です。88歳米寿、99歳白寿、100歳百寿の方々を支給対象者としております。対象者数は備考欄に記載のとおりでございます。主な支出の扶助費は、敬老祝い金の共通商品券購入代です。

次に、4ページをご覧ください。高齢者生きがいづくり等支援事業費は、高齢者が家に閉じこもらず、健康で多くの人と触れ合う活動的な生活の支援を目的とした事業です。町シニアクラブ連合会の運営費と単位シニアクラブ15クラブの活動補助です。

下の表をご覧ください。高齢者生きがいづくり等支援事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書は32、33ページ、在宅福祉事業費補助金は県補助金で、これを充当いたします。補助率は県が定める補助基準額68万9,000円の3分の2になってございます。

次に、5ページをご覧ください。旧措置者等利用者負担額軽減事業費は、介護保険制度開始以前からサービスを利用していた方と、障害のある方が65歳で第1号被保険者になり継続してサービスを利用される場合に、1割等の自己負担が発生するため、サービス利用者の負担軽減と審査支払手数料を合わせたものです。また社会福祉法人が独自に利用者負担減免を行い、これが県の補助対象となった場合、町を通じてその補助をすることとなるため、負担金補助及び交付金となっております。いずれも現在該当がないため科目設定上の金額としております。

下の表をご覧ください。旧措置者等利用者負担額軽減事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書32、33ページの県補助在宅福祉事業費補助金を負担金補助及び交付金に充当いたします。

次に、6ページをご覧ください。ふれあいセンター運営費は、寒川町ふれあいセンターの運営維持管理の経費です。この施設は、高齢者の社会参加や地域交流等を行うことにより、介護予防の推進を図ることを目的に設置されている施設です。施設の管理運営につきましては、令和3年3月31日で現在の指定管理者による指定管理期間が終了することから、さきに公募いたし、令和2年12月15日に指定を受けた町シルバー人材センターが、改めて令和3年度から5年間指定管理者となります。役務費は建物の火災保険料です。委託料は同センターの指定管理業務を町シルバー人材センターに委託して実施する管理運営委託料です。

次に、7ページをご覧ください。予算書は66、67ページです。高齢者在宅福祉サービス事業費は、日常生活の維持、継続に支障のある高齢者の支援及び見守りのため、5つの事業を委託して実施します。まず1つ、ひとり暮らし老人緊急通報システム事業は、ひとり暮らしの高齢者等の緊急事態に対し迅速な救援態勢が取れるように機器を貸与するものです。2つ目、ねたきり老人等戸別じん芥収集事業は、ねたきりの高齢者などで家庭ごみを収集場まで運ぶことが困難な世帯に対して、家庭ごみを収集場まで

運搬するとともに安否確認を行う事業です。3つ目、ひとり暮らし老人等給食サービス事業は、おおむね65歳以上のひとり暮らしの方や食事の支度が困難な高齢者世帯、日中独居の方などに栄養バランスに考慮した昼食の宅配サービスを行い、食生活の支援と同時に安否確認を行う事業でございます。4つ目、ねたきり高齢者等おむつ代助成事業は、在宅で常時紙おむつを必要としている高齢者の方を介護している世帯に対しまして紙おむつ購入費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る事業です。常時おむつを必要とする介護世帯で町民税額が5万円以下の世帯で、負担額2分の1で月額上限を5,000円と定めております。5つ目、生活管理指導短期宿泊事業は、身体的には自立の高齢者ではあるものの、一時的に擁護する必要がある方に対し、養護老人ホームでの短期間の宿泊を提供することにより、日常生活を支援することを目的としたものでございます。

次に、8ページをご覧ください。老人保護措置事業費は、身寄りのない高齢者や様々な事情により家庭で生活することが困難な高齢者に生活する場を提供するもので、老人福祉法第11条に規定されている養護老人ホームの入所措置費です。報償費は、入所判定委員会の謝礼です。役務費は、入所措置費負担金口座手数料、扶助費は、老人ホーム入所措置費で、増額は令和3年度から湘風園の定員を100から95とすることに伴う事務費単価の増によるものでございます。

下の表をご覧ください。老人保護措置事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書24、25ページの老人保護措置費負担金は、入所者からの負担金で扶助費に充当いたします。

次に、9ページをご覧ください。老人福祉事務経費は、高齢福祉担当職員の事務経費で、旅費は普通旅費でございます。

次に、10ページをご覧ください。介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険事業運営に伴う町の負担分でございます。一般会計から介護保険事業特別会計へ繰出しという形で支出しております。繰出金には、介護給付費及び介護予防事業費の12.5%、包括的支援事業任意事業費の19.25%の法定割合分と、介護保険担当職員の人件費及び運営事務経費等並びに低所得者保険料軽減分がございます。

下の表をご覧ください。介護保険事業特別会計繰出金の特定財源です。こちらの特定財源は、低所得者保険料軽減分として負担割合は国が2分の1、県と町分が各4分の1となっております。歳入番号①、予算書28、29ページの民生費国庫負担金の低所得者保険料軽減負担金と歳入番号②、予算書30、31ページの民生費県負担金の低所得者保険料軽減負担金は、国、県の負担分として充当しております。

続きまして、歳入の一般財源分の説明をさせていただきます。タブレット資料は11ページをご覧ください。予算書24、25ページの13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料1節老人福祉使用料の行政財産使用料は、ふれあいセンター内の自動販売機1台、ゲートボール場公衆電話1基、電話柱1基にかかる土地使用料です。

次に、予算書は38、39ページの20款諸収入1項1目8節雑入の自動販売機等電気使用料は、ふれあいセンター内の自動販売機1台分の電気使用料です。

次に、同じく細節その他につきましては、ふれあいセンター内の公衆電話使用料です。

続きまして、12ページをご覧ください。令和3年度休止及び廃止等事業です。1番の湘南広域社会福祉協会負担事業費は、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町が広域行政の一環として設立した養護老人ホーム湘風園の運営補助を行っていたもので、同園を運営する湘南広域社会福祉協会への負担金でした

が、同園の定数の変更に伴う事務費単価の増により負担金が不要となることから、廃止事業となりました。2番の高齢者保健福祉計画推進事業費は、令和3年度から始める第8次寒川町高齢者保健福祉計画を策定するための委託料でしたが、同計画は今年度末に完成いたし、令和3年度からは同計画の策定がないことから休止事業となりました。

以上で、高齢介護課所管の一般会計民生費、老人福祉費事業費の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

天利委員。

【天利委員】 それでは、1点、今回出ているんですが、2ページの高齢者社会活動推進事業費、これは毎回出ていると思うので、人生100年時代が到来している中で、今回70歳の就業法が施行されることになってきているんですね。これによって企業に対して定年の廃止とか、雇用の延長とか、65歳までの雇用の確保を義務化しているので、最終的には将来的には定年制70歳が見えてくると思うんですが、現状65歳以上の約800万人以上の方が就業されておりまして、25%の方が何らかの形で仕事に就いているという状況の中で、シルバー人材センターの役割が変わってくるということだと思うんですが、そういったことを考えますと、担当課としては、どういう形でシルバー人材センターの活用を考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたい。あと、ふれあいセンターの運営の関係もこれに関わると思うんですが、取りあえず、それを。

【横手委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 シルバー人材センターの役割でございます。確かに25%の方が就業中にありまして、シルバー人材センターは、そのように自らが就業で仕事をされるということについては、奨励される場所ではございますが、どうしても仕事を取るというよりも、生きがい、あるいは余暇を有効に使いたい、家にいるだけでは時間がもったいないというような方たちが、でも、就業するまでにはなかなかハードルが高いと考えていらっしゃるような方を、ぜひ家に籠もることなく、地域で力を発揮していただきたい、そういう方たちを取り込んでいくシルバー人材センターであるべきだと、あつてほしいと考えて、日々私どもとシルバー人材センターでは話し合いをいろいろして、どういう方たちの雇用を取り込んでいるところでございます。

以上です。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 今、課長からお話をいただいた中では、分かる内容でございます。高齢者の方々が生きがいと社会参加でシルバー人材センターが運営されていると思いますが、老後という言葉多分なくなってきているんじゃないかなと、老人とか老後という言葉がなくなった中で、基本的にはシルバー人材センターで短時間でやる仕事で、作業が非常に多い部分があるですね、今見ていると。あと一部派遣という内容もやられているということでお聞きしているんですが、そのほかにどういう方向性を持って寒川のシルバー人材センターの職種、仕事の方向性を選んでいくのかお聞かせいただきたいのと、ホームページを見ますと、いろんな利用者の方からのご意見等を参考にさせていただきまして、非常に快くお

仕事をやっていただいて、非常にありがたいというご意見の中でも、その班によって大分仕事の内容が、いい仕事をやられているのと、希望に合った仕事をやってもらえないというご意見も多数ある中で、そういう改善をどのようにしていくのか、この2点をお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 天利委員、その質問は、ビジネススペースでいくのか、それともボランティアベースでいくのか、その方向性を問う形でよろしいですか。

長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 職種の方向性でございますが、折衷的なところで今どちらを取るかというところではございます。会員のニーズからしますと、稼ぎたいという方も当然いらっしゃるんですが、私どもの考えとしては、高齢者ができ得る労務を安全にというところ、それから軽易といったらおかしいんですけども、そんなにスキルを要することなくできるような仕事を自分の時間を使って生きがいという中で仕事をして体を動かしていく、社会のために貢献していくという気持ちを持っていただくというところがやはり一番と考えていきたいと考えております。

また、その先それがビジネスに結びついていくという部分も見据えた上で、生きがいというまずはお年寄りそれぞれの余暇を有効に使っていただくという部分で力を発揮していただくという場面で、その先にはビジネスというものが見えてくれば、それにこしたことはないと思ってございます。

あともう一つは、仕事とのミスマッチでございます。それは、シルバー人材センターでは、リサーチしながら、あるいは利用者のアンケート、あるいは反応などを見た上、あるいは会員の報告などを受けた上で、そちらについては改善をいつも図っているところです。でも、受注してくる方と、それから提供するというところでは、シルバー人材センターにかかわらず、労務を提供する難しさであり、なかなかニーズとできることが合わないところは、どの業務でもあると聞いておりますので、その辺については、先ほど申し上げましたとおり、事業報告、あるいは発注者の方のニーズなどをよく把握した上で、シルバー人材センターのマネジメントをしていただくよう指導していきたいと思っております。

以上です。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 ありがとうございます。今どっちの方向性に行っているのか。アンケートの中でも、さっき課長が言いましたミスマッチというお言葉が出たので、一部の方々は生きがいであって、ボランティアの活動で仕事を、こういう言い方は悪いのかな、やってあげているんだというような感じで、いうならば、仕事じゃなくてボランティアに参加しているような形で作業をされている、そこには時間給が発生しているので、その方向性をしっかりと町で示さないと、これだけ多くの金額を拠出しているわけですから、委託経費として、しっかりと管理監督をしていただかないと、多分方向性が曖昧になっちゃって、結果的にいい仕事をしている方もいらっしゃるし、そういったところがなかなか前に進まない状況なのかなと、難しいんですけど、シルバー人材センターは。今の転換期において、どういう方向性が一番いいのかというのがあるんですけども、公益でいうならば、企業という表現は良くないかもしれないけど、そういった観点から仕事を取っていくという心構えがないと、必然的に淘汰されてしまうのではないかという危惧があるんですね。せっかくいい方がお集まりになられて、会員も、増えてはいないんだけど、現状維持しているところでございますので、ぜひ担当課で方向性をしっかりとお互いに意

見交換しながら運営をしていただきたいなと思っておりますので、それは意見として話をしておきます。
以上でございます。

【横手委員長】 課長、すみません。何かございますか。よろしいですか。

長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 どうもご意見ありがとうございます。会員あつてのシルバー人材センターでもございますので、会員がどういうニーズで来ているのかしっかり事務局で把握しながら、その方たちが本当の生きがいを求められる、自分が労務に携わって、これだけ働いているんだというやりがいを感じられるような仕事に結びつけられるように、会員個々のニーズをしっかりと確認しながら仕事に当たっていただくようにしていきたいと思います。よろしくお願いします。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

黒沢委員。

【黒沢委員】 今の天利委員の質問にも重なりますけど、シルバー人材センターの運営については、年間1,500万円を超える負担金を出して、高齢者の方に生きがいと社会参加をもって活動していただける場を提供していくんだということでございます。

今、天利委員からもありましたけども、これからのシルバー人材センターの意義づけというのは、もう少し変わっていかなくちゃいけない時代に来たんだろうなと私も感じております。実際昨年から比べても14人ぐらい減っているのかな、さらにこれから実働している方を考えると、登録を抜けない限りは減らないので、登録していて、どんどん高齢化して、実際には労務に参加できない方も増えてきている中で、実働を考えると、もっと減っているんだろうなと思うんです。そういうことを考えると、まずはシルバー人材センターの今後を考えるという部分については、どこが責任を持ってやるのかということなんだと思うんですよ。負担金を出している町側がしっかりと先導していくのか、それともシルバー人材センターの運営側にちゃんと考えてねと言っていくのか、その辺の責任については、負担金をお支払いする町としてはどう捉えているのかお知らせいただきたいと思います。

要は高齢者の方に生きがい、社会参加、そして地域とのつながりを持っていただくということを行っていくために、これまで寒川町としては、労務していただいて、その対価を得ていただくという形でやっていたんですけども、そういう形だけで本当にいいのかなと。要はお仕事をして、お金をいただきたいということであれば、いろんな働き方が今も社会に存在しているので、シルバー人材センターを通さなくてもできちゃうんだろうと思うんですよ。生きがいとか社会参加、地域とのつながりを考えたときに、それ以外の魅力というものがシルバー人材センターに生み出せない限り、どんどん会員は減っていく、実働者もどんどん減っていくということになってしまうんだと思うんです。なので、その辺をどう整理していくのかという責任は、どっちにあるのかということをもっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、3ページ、敬老事業費の扶助費、これは寒川の共通商品券で出していましたっけ。共通商品券で出したときの使用率というのは担当で把握されていますでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 シルバー人材センターの方向性、意義づけは、シルバーの事務に任せるのか、それとも町でどう責任を持つのかというところでございます。シルバー人材センターというのは寒川町に1つございまして、それは町の施策として展開しているところでございますので、高齢介護課の責任においてしっかり方向性を決めていかなければいけない、それを示して、もちろん具体の事務の内容については、どう進めていくかについては、シルバー人材センターとよく協議しながら進めていくという形になるかと思っております。

それから、敬老金の商品券の使用率でございますが、申し訳ございません。私どもでは把握してございません。

以上です。

【横手委員長】 責任の所在、リーダーシップはどちらが取るのかという答えにはなっていませんけれども、最初の質問に対する。

長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 責任の所在につきましては、町で持っていかなければいけないと考えます。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 今これからのシルバー人材センターの存在意義については、高齢介護課で考えていくんだというお答えだったかと思います。

これについては、数年前から大分問題視されていて、常に予算委員会の中でも議論になってきたところだと思います。全国的にいろいろなところを見ますと、先進的なところでは、会員を大きく増やして活動を活発にしているところもあるという話もさせていただいたことがあったかと思います。数年前からこれについては大分問題視されている中で、高齢介護課として、これまでどういう研究をし、どういう検討をされてきたのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、敬老の扶助費は、商品券で出していただくことは、町の経済の活性化にもつながるので、よろしいかとは思いますが、どれぐらい使われているのか、せっかく扶助費として出したので、町の経済にもしっかりと反映させないといけないので、どのぐらい使われているかというのは把握すべきなんじゃないかなという気がしているんです。一部の高齢者の方からは、商品券だと使いづらいというお声も耳に入っていないですか。いただいているところもありまして、遠くまで買物に行けないので、地域になかなか使えるお店がなかったりして、非常に使いづらいというお話もある、ただ、現金で全て出すということではなくて、例えばどれぐらい配った中で、どれぐらい使われていて、使われていない理由というのがどこにあるのかというのをちゃんと把握した上で、どういう対策を取るのか、例えば選択制にするとか、出して終わりではなくて、出したものがしっかりと高齢者のためになっているかどうかの把握までして初めて、事業として成り立つんじゃないかなと思うわけですが、その辺のお考えについてお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 今、委員がおっしゃいましたまず1点目のシルバー人材センターを活発にするための研究を担当課としては行ってきたかというところでございます。シルバー人材センターは、先進事例を見ようというところでは、様々に取ってきまして、例えばこのたび予算にも盛らせていただき

ましたけども、介護予防の訪問型サービスAというものを平塚が実際に運用しまして、シルバー人材センターに委託して、非常に盛況な事業を展開して、会員もそこで新たなものを発掘できて増えている、そして、それが地域にも還元されている事業であったということもありまして、早速寒川町でもそれを採り入れて、3年度実施しようということで今準備を進めているところでございます。このように寒川の地理的なものも考慮した上で、近隣がどう会員を確保し、あるいは増やしているのか、あるいは減らないように努力しているのかというのを、茅ヶ崎、平塚、あるいは藤沢、海老名などを見ながら研究しているところでございます。それで一例として平塚を今回取り上げさせていただいたところでございます。

これからも、また会員さんのニーズもしっかり確認しながら、どういう部分で寒川の場合はどういふに労務をやっていききたいのか、どういうことをシルバー人材センターで体現していききたいのか、会員さんの考えも把握していききたいなと思っております。その上で事業を生み出していく、会員増につなげていききたいと思っております。

それから、あと商品券が高齢者のためになっているのかというご質問でございます。そういう部分について、当然研究しなければいけないと思います。導入してからかなりの年数もたつてございます。直接は使いづらいというお言葉を私どもは聞いてございませぬけれども、確かに委員がおっしゃるように、使える店が限られるなどということで、使いづらいところはあると考えますので、そちらについては、どういう形が高齢者の方のためになるのかというものについては、高齢者の方の声を聞きながら、あるいはそれを配っている私どもからも、いろんな商品券に代わるものがあるのであれば、そういうのを研究していききたいと考えてございます。

以上です。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、シルバー人材センターの調査研究ですけども、もう少し目を広く持っていただけないかなと。近隣市は、あまりうちと体制的には変わらないんだと思うんですよ。目をもっと全国に広げていただいて、どういうことをやって生きがいを見いだしているのかというのは、いろんなところで先進事例はありますから、広く多くの研究をしていくべきなんだろうと思うんですけど、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいのと、あと敬老金につきましては、使われたかどうかの把握ができる体制はつくったほうがいいと思うんですが、同じ商品券で、どれが高齢者に配られたというのはなかなか分からない状態なのかな、これを分かる状態にして、どれだけ戻っているのか、どれだけちゃんと使われているのかという把握はすべきかなと感じるわけですが、その辺についてのお考えをいただきたいと思います。

【横手委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 まず、1点目の全国に広く目を向けて研究しなさいというご指摘でございます。そのとおりでございます。広く研究してまいりたいと思っておりますので、ぜひその成果をお見せしたいなというところで研究してまいりたいと思います。

それから、敬老金の商品券なんですけど、商工会さんで発行しております商店で使える商品券でございますが、連番が振ってあるということでございますので、その辺を手掛かりにどれだけ使われているの

か、要するに私どもが高齢者の方に配ったというのがどの商品券なのかというのが、個人は分かりませんけれども、それに使われているかどうかというのは、連番から把握することができますので、まずはどれだけの使用率があったのかというのは確認して、それが非常に低いというようなことであれば、どうしてか調査などをして、いい使われ方ができるように、あるいはまたそれに代わるものがあれば、また研究していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

茂内委員。

【茂内委員】 タブレットの7ページに関わることなんですが、在宅福祉サービスに関することです。ごみの戸別の収集やお食事のサービス、また紙おむつ代の助成などを行っていると思うんですが、利用者の方からはどのような声をお聞きになっているかなと思ってお尋ねします。

【横手委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 今のところいずれの方も報告という形で私どもに入ってくるんですが、なかなか1人ではできなかった部分について、それを補う、あるいは人が訪ねてきてくれるので非常にうれしいというか、心強いというようなお言葉も含めながら、おおむね使っていてよかったですというお声をいただいているところであります。

見守りもございます。人と人が触れ合う機会にもなっているので、そちらの効果も非常に高いのかかと、利用者の方のいろんな意見を聞きますと、そういうものも入ってきます。ご飯が食べられたとか、そういうことだけではなく、ごみが出せたということだけではなく、またその方いつもの会話をして時間を過ごすことができたというようなことも聞いておりますので、そういう効果も上がっているかなと思っております。

以上です。

【横手委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 私は、おかげさまで、両親は健全で近くにおりますので、目が届くんですが、近所のお一人の方から、サービスを使われて、とてもよかったというお話も伺っております。ただ、1つだけ気になることがありましたので、お話ししたいんですけども、その方ではないんですが、重度な要介護の方がおむつを使用されまして、町では社会福祉協議会からおむつ代の補助が行われているということなんですけども、寒川町では新生児にはごみの袋を配っていることなんですけど、大人の方のおむつも処理ができるように、ごみ袋の配布があると、とても助かるというご意見をいただきました。大人の方は量も多かったり、ごみとして処分するにはとても大変だということなので、そういう点は、町では考えていることがあるのかなと思ひまして、お尋ねします。

【横手委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 町指定のごみ袋を高齢者の必要とされる方に配るということだと思いますが、そちらにつきましては、現在のところ本当に必要なサービスを提供するという観点からしますと、高齢者は量が多いというようなことで、一律に配るというサービスは今のところはまだ必要じゃないのかなと考えます。

以上です。

【横手委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 新生児と比べると、大人の方のおむつが、先ほど言いましたが、おむつのサイズも大きかったり、処分するときに大変だという声が一応あることだけお伝えしたいので、今後もし、おむつを捨てるための袋という感じでもいいんですが、それを考えていただけたらという要望でお願いいたします。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 私も、7ページのサービス事業費についてお尋ねします。今回減と見込んでいるんですけども、コロナの中で、去年もそういった新しい、今までの通常の生活ではなくなっている形になって、今年もまだコロナの収束が不透明な中、こういったサービスを受けられる方も変わっていていると思うんですね。なので、予算を減らすというのは、逆にいろいろな対応をするために増やしたほうがいいんじゃないかなと思ったんですけど、その点についてお聞きします。

【横手委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 今回につきましては、実績を踏まえたところでございます。コロナは1つ大きな要素かなというところがございます。なかなか出ることができなかったということがありますので、その実績を踏まえた計上で少なくなってしまったので、こちらにつきましては、ニーズが見込めるということで、年度内にまた出てくれば、補正も含めまして適切な予算措置はしていきたいと思っております。まず、これまでの傾向も見まして、担当で、今年はこのぐらいで実績も踏まえていけるかなと思った数字でございますが、今申し上げましたとおり、ニーズが出てくれば当然適切な予算措置を図っていききたいと思っております。

以上です。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 いろんな対応をしていくということで、分かりましたけども、その対応というのは、すぐに補正予算を組めばという考えなんでしょうけども、早め早めの対応であれば、厳しい財政状況の中で厳しいなとは思いますが、すぐ対応していくということについては、足りなくなった分はすぐに対応できるということで間違いないですね。それだけ確認させてください。

【横手委員長】 青木委員、適宜対応していくというご回答を先ほどいただきましたが、それじゃ駄目ですか。

長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 申請があれば絶対対応して網羅してまいりたいと思いますし、また、その傾向というのは、データで持っておりますので、恐らくこういうことで申請が上がってくるなということを前もって予知した上で、適切に予算措置していきたいと思っております。

以上です。

【横手委員長】 それでは、引き続き、福祉部高齢介護課の介護保険事業特別会計についての審査に入ります。それでは、説明をお願いいたします。

長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 続きまして、介護保険事業特別会計令和3年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により説明させていただきます。予算書は冊子の3分の2ほどのところに、令和3年度寒川町介護保険事業特別会計予算書の内表紙がございます。まずは内表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

議案第17号といたしまして、第1条において、歳入歳出の総額はそれぞれ34億8,763万2,000円と定め、第2条では、一時借入金の上限を3,000万円とし、第3条では、保険給付費地域支援事業費の各項に過不足が生じた場合は、款内で流用できる規定を設けてございます。

それでは、予算書26、27ページの1款総務費1項総務管理費1目一般管理費です。資料は2ページの目次に続きまして3ページをご覧ください。職員給与費です。これは高齢介護課介護保険担当職員13名分の人件費です。

下の表をご覧ください。職員給与費の特定財源です。歳入番号①、予算書18、19ページの職員給与費等繰入金9,597万2,000円は、給与及び職員手当等に充てており、歳入番号②、予算書20、21ページの雑入4万3,000円のうち1万円は、再任用職員の社会保険料個人負担分として共済費に充てております。

次に、4ページをご覧ください。介護保険運営事業費事務経費は、介護保険事業を円滑かつ適正に行うための必要な事務経費で、主な支出は、町介護保険運営協議会の委員報酬、担当職員の会議等出席のための普通旅費、介護保険パンフレットなど消耗品の購入費、被保険者証等の印刷製本費とその郵送に伴う通信運搬費、共同処理をお願いしている国民健康保険団体連合会国保連への手数料、コンピュータの介護保険システムの借上料とシステム利用の負担金でございます。

下の表をご覧ください。介護保険運営事業費事務経費の特定財源です。歳入番号①、予算書16、17ページの事業費補助金は、年度当初でのシステム改修費の計上がないため、年度当初は計上がございません。歳入番号②、予算書18、19ページの事務費繰入金5,258万8,000円のうち1,095万9,000円を、委託料の除くそれぞれに充当いたします。

次に、5ページをご覧ください。介護保険料賦課徴収事務経費は、介護保険料の賦課徴収事務に要する経費で、主な支出科目は保険料の普通徴収と特別徴収の収入通知書等の印刷製本費、納付書等の郵送に伴う通信運搬費と口座振替の手数料、納付書の封入、コンビニ収納やモバイルレジックレジット代行委託料等です。

下の表をご覧ください。介護保険料賦課徴収事務経費の特定財源です。歳入番号①、予算書16、17ページの諸証明手数料と歳入番号②、予算書18、19ページの事務費繰入金から315万3,000円、そして歳入番号③、予算書20、21ページの第1号被保険者延滞金をそれぞれ充当いたします。

次に、6ページをご覧ください。介護認定審査会経費は、介護認定審査会の開催事務経費で、主な支出科目は認定審査会委員の報酬と委員内定者研修時の謝礼、委員交通費の旅費で、消耗品費は、認定審査会資料作成用の用紙とプリンタのトナーカートリッジの購入費、役務費は、認定結果通知の郵送料です。

下の表をご覧ください。介護認定審査会経費の特定財源です。歳入番号①、予算書18、19ページの事務費繰入金より1,040万8,000円をそれぞれに充当します。

次に、7ページをご覧ください。認定調査等経費です。予算書は26ページから29ページになります。

これは介護認定調査等に関わる事務経費です。支出科目は、認定調査員4名分の報酬と職員手当、共済費、そして旅費です。消耗品費は、認定調査用紙の購入費、印刷製本費は、認定結果通知用の封筒代、被服費は、認定調査員のジャージ代、医薬材料費は、認定調査時の手指消毒用のアルコール入りのウェットティッシュやゴム手袋代、役務費は、医師の意見書依頼と要介護更新の未申請者への通知の郵送料、認定審査に必要な医師の意見書作成手数料でございます。委託料は、遠隔地における認定調査実施の委託料、使用料及び賃借料は、認定調査時に使用する駐車場使用料や道路通行料です。

下の表をご覧ください。認定調査等経費の特定財源です。歳入番号①、予算書18、19ページの事務費繰入金より2,706万円と歳入番号②、予算書20、21ページ、雑入4万3,000円のうち3万3,000円が認定調査員の社会保険料の個人負担分として、歳入番号③、予算書20、21ページの要介護状態等の審査判定等に関する委託料は、県から依頼を受け本町が審査判定等を行う場合の委託料で、それぞれに充当いたします。

次に、8ページをご覧ください。予算書は28、29ページです。2款保険給付費1項1目介護サービス等諸費の介護サービス事業費は、要介護1から要介護5の方が介護サービスを利用された場合に、介護保険給付を行うものです。支出は全額負担金補助及び交付金になります。

下の表をご覧ください。介護サービス事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書16、17ページの保険料の現年度分特別徴収保険料、歳入番号②、予算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、予算書同ページの滞納繰越分普通徴収保険料、歳入番号④、予算書同ページの国庫支出金からの介護給付費負担金の現年度分と歳入番号⑤はその過年度分、歳入番号⑥、予算書同ページの調整交付金の現年度分調整交付金、歳入番号⑦、予算書同ページの介護保険災害臨時特例補助金の現年度分、歳入番号⑧、予算書18、19ページの支払基金交付金からの介護給付費交付金の現年度分と歳入番号⑨はその過年度分、歳入番号⑩、予算書同ページの県支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号⑪、予算書同ページの一般会計繰入金からの介護給付費繰入金の現年度分、歳入番号⑫、予算書同ページの低所得者保険料軽減繰入金の現年度分、歳入番号⑬、予算書同ページの基金繰入金からの介護給付費等の準備基金繰入金よりそれぞれ充当いたします。保険給付費は、居宅給付費と施設等給付費に分けられ、その財源割合は、居宅給付費は国が25%、県が12.5%、町が12.5%、施設等給付費は国が20%、県が17.5%、町が12.5%となっております。なお、国は調整交付金を含む割合となっております。残りの50%は被保険者分となり、居宅給付費、施設等給付費ともに65歳以上の第1号被保険者は23%、40歳から64歳までの第2号被保険者は27%と設定されております。

続きまして、9ページをご覧ください。介護予防サービス事業費は、要支援1・2の方が訪問介護、通所介護以外の介護予防サービスを利用された場合に介護保険給付を行うものです。支出科目は全額負担金補助及び交付金です。

下の表をご覧ください。介護予防サービス事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書16、17ページの保険料の現年度分特別徴収保険料、歳入番号②、予算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、予算書同ページの国庫支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号④、予算書18、19ページの支払基金交付金からの介護給付費交付金の現年度分、歳入番号⑤、予算書同ページの県支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号⑥、予算書同ページの一般会計繰入金からの介護給付費繰

入金の現年度分よりそれぞれ充実いたします。

続きまして、10ページをご覧ください。2項その他諸費1目審査支払手数料の審査支払手数料は、介護サービス等諸費の請求に伴う審査手数料として国保連へ支払うものです。支出は全額役務費の手数料です。

下の表をご覧ください。審査支払手数料の特定財源です。歳入番号①から⑥は、前段の介護予防サービス事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、11ページをご覧ください。3項1目高額介護サービス費等の高額介護サービス事業費は、要介護1から5の方の介護サービス費の利用者自己負担が高額な世帯に対し、収入等に応じた利用者負担の段階区分に応じて利用者負担の軽減を図るものです。全額負担金補助及び交付金からの支出となります。

下の表をご覧ください。高額介護サービス事業費の特定財源です。こちらの特定財源は、前段の審査支払手数料と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、12ページをご覧ください。高額介護予防サービス事業費は、前段の事業と同様の事業で、要支援者1と2の方を対象として利用者負担の軽減を図るものです。なお、通所介護、訪問介護の利用分は後で述べます3款地域支援事業費からの支出となります。

下の表をご覧ください。高額介護予防サービスの事業費の特定財源です。こちらの特定財源は、前段の高額介護サービス事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、13ページをご覧ください。4項1目高額医療合算介護サービス等費の高額医療合算介護サービス事業費は、要介護1から5の方で、先ほどの高額介護サービス費のほかに医療保険と介護保険を利用している人を対象に、定められた年額の限度額を超えた部分について介護保険該当額を高額医療合算介護サービス費として支給し、負担の軽減を図るものです。全額負担金補助及び交付金からの支出です。

下の表をご覧ください。高額医療合算介護サービス事業費の特定財源です。こちらの財源は前段の高額介護予防サービス事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、14ページをご覧ください。高額医療合算介護予防サービス事業費は、前段の事業と同様の事業で、要支援1・2の方で介護予防サービス利用者を対象に利用者負担の軽減を図るものです。全額負担金補助及び交付金からの支出となります。

下の表をご覧ください。高額医療合算介護予防サービス事業費の特定財源です。こちらの特定財源は、前段の高額医療合算介護サービス事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、15ページをご覧ください。予算書は28から31ページとなります。3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1・2の方と厚労省の基本チェックリストを活用して事業対象となった方が、訪問介護と通所介護を利用された場合に給付されるものです。支出科目は、令和3年度から要支援1・2の方などを対象に、家事などの生活援助を提供する事業、訪問型サービスAの委託料と負担金補助及び交付金となっており、

下の表をご覧ください。介護予防・生活支援サービス事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書16、17ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、予算書同ページの現年度分普通徴収保険料、

歳入番号③、予算書同ページの国庫支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分と歳入番号④、予算書同ページの保険者機能強化推進交付金、歳入番号⑤、予算書18、19ページの支払基金交付金からの地域支援事業交付金の現年度分、歳入番号⑥、予算書同ページの県支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号⑦、予算書同ページの一般会計繰入金からの介護予防事業等繰入金の現年度分、そして歳入番号⑧、予算書20、21ページ、諸収入の雑入からの訪問型サービスAに関する利用者負担金よりそれぞれ充当いたします。地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業の財源割合は、国が25%、県が12.5%、町が12.5%で、国は調整交付金を含む割合です。残りの50%は、保険給付費と同じに第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%です。

続きまして、16ページをご覧ください。予算書は30、31ページです。2目介護予防ケアマネジメント事業費の介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援1・2の方と厚労省の基本チェックリストを活用して事業対象となった方が、訪問介護と通所介護を利用された場合のケアマネジメント支援計画立案の費用となります。

下の表をご覧ください。介護予防ケアマネジメント事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書16、17ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、予算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、予算書同ページの国庫支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号④、予算書18、19ページの支払基金交付金からの地域支援事業交付金の現年度分、歳入番号⑤、予算書同ページの県支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号⑥、予算書同ページの一般会計繰入金からの介護予防事業等繰入金の現年度分よりそれぞれ充当いたします。

続きまして、17ページをご覧ください。2項1目一般介護予防事業費の介護予防事業費は、高齢者の生活の質の向上や心身機能の強化、改善並びに社会参加を促し、介護予防に努めていただくための事業実施費用です。会場で体を動かす元気はっけん広場集合版や自宅で介護予防に取り組む元気はっけん広場在宅版、地域の集いの場などに介護予防の専門知識を持った講師を派遣して取り組む介護予防講師派遣事業などを実施いたします。また、自発的な奉仕活動を通じ高齢者の社会参加、生きがいづくりを支援するためシニア元気ポイント事業も継続して実施してまいります。支出につきましては、報償費は、元気はっけん広場開催時の手話通訳者の謝礼等です。需用費の消耗品費は、事業参加者への通知用の封筒代です。役務費は、参加者への通知等の郵送料、委託料は、介護予防事業の実施委託料でございます。

下の表をご覧ください。介護予防事業費の特定財源です。歳入番号①から③、そして歳入番号⑤から⑦は、前段の介護予防ケアマネジメント事業費と同一の財源構成です。これに歳入番号④、予算書16、17ページの国庫支出金からの介護保険保険者努力支援交付金の現年度分を加え、充当先はそれぞれ資料記載のとおりとなっております。

続きまして、18ページをご覧ください。3項包括的支援事業任意事業費1目包括的支援事業の地域包括支援センター事業費は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある自分らしい暮らしを続けられるよう、介護予防ケアマネジメント総合相談、権利擁護、包括的ケアマネジメントを行う寒川町地域包括支援センターを運営するための委託料です。

下の表をご覧ください。地域包括支援センター事業費の特定財源です。歳入番号①、予算書16、17ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、予算書同ページの現年度分普通徴収保険料、そ

して歳入番号③、予算書同ページの国庫支出金からの包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号④、予算書18、19ページの県支出金からの包括支援事業等交付金の現年度分、歳入番号⑤、予算書同ページの繰入金からの包括的支援事業等繰入金の現年度分よりそれぞれ充当いたします。地域支援事業の包括的支援事業任意事業費の財源割合は、国が38.5%、県が19.25%、町が19.25%、第1号被保険者が23%です。第2号被保険者の費用負担はありません。

続きまして、19ページをご覧ください。2目任意事業費の任意事業費は、町内の介護施設の利用者の不安や疑問などを聞き、介護サービス提供事業者と町との橋渡し役を務める介護相談員の派遣や成年後見制度の利用支援、そして家族介護教室や認知症サポーター養成講座等の事業を実施します。報償費は、介護相談員6名分の謝礼と家族介護教室の講師謝礼、旅費は、介護相談員の研修参加のための旅費と成年後見人申立て提出時の旅費、需用費の消耗品費は、認知症サポーター養成講座用の教材や副読本の購入費と家族介護教室用の食材費、役務費は、成年後見申立ての費用や成年後見医師鑑定書の作成手数料、介護相談員の損害保険料などです。委託料は、高齢者行方不明SOSネットワークの委託料、使用料及び賃借料は、町ホームページに掲載の「これって認知症？」という認知症チェックサイトの提供に伴う使用料、扶助費は、報酬の支払いが困難な方に対して費用の扶助を行う成年後見人等報酬扶助でございます。

下の表をご覧ください。任意事業費の特定財源です。こちらの財源は前段の地域包括支援センター事業と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、20ページをご覧ください。3目在宅医療・介護連携推進事業費の在宅医療・介護連携推進事業費は、平成25年から茅ヶ崎市と共同し、医療と介護の両方の援助が必要な人のために包括的に支援できるような仕組みを検討し研修を行うなどする在宅医療・介護連携推進事業を実施しており、その費用の本町負担分でございます。平成29年6月から茅ヶ崎市保健所内に事務局を置き、在宅ケア相談窓口を開設し相談を受けております。また、在宅医療と介護の連携推進のため医療職と介護職を合わせた多職種研修などを開催いたします。支出は負担金補助及び交付金で、茅ヶ崎市へ支出いたします。

下の表をご覧ください。在宅医療・介護連携推進事業費の特定財源です。こちらの財源は、前段の任意事業と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、21ページをご覧ください。4目生活支援体制整備事業費の生活支援体制整備事業費は、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活していただくために必要な生活支援サービスや、介護予防サービスについて地域の実情に即した基盤整備を図るために、寒川町生活支援介護予防サービス基盤整備推進会議を開催するとともに生活支援コーディネーターを配置するものでございます。報償費は推進会議委員の謝礼、委託料は、町社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーターを配置するものです。

ここで資料の訂正がございます。上の表歳出の備考欄に委託料「生活コーディネーター配置事業」とありますが、正しくは「生活支援コーディネーター」となります。大変失礼いたしました。

下の表をご覧ください。生活支援体制整備事業費の特定財源です。前段の在宅医療・介護連携推進事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、22ページをご覧ください。予算書は30ページから33ページになります。5目認知症総合支援事業費の認知症総合支援事業費は、認知症状のある人ができるだけ住み慣れたところで暮らし続け

られるよう、専門医や保健師らで構成する認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員による活動を通して本人や家族の支援をするものです。報償費は、認知症初期集中チーム会議のサポート医への謝礼、委託料は、町社会福祉協議会に委託して認知症地域支援推進員を配置するものです。

下の表をご覧ください。認知症総合支援事業費の特定財源です。前段の生活支援体制整備事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、23ページをご覧ください。予算書は32、33ページです。6目地域ケア会議推進事業費の地域ケア会議推進事業費は、要支援の方などの生活課題の解決による生活の質の向上と、多様な専門職から助言を得ることで地域包括支援センターの職員らの資質の向上を図る介護予防のための地域ケア個別会議を開催いたします。また、個別ケースの課題を分析し、地域課題の解決に必要な地域づくりや地域資源を見いだし、施策形成につなげる地域ケア会議を開催いたします。報償費は、これらの会議出席に伴う参加者への謝礼です。

下の表をご覧ください。地域ケア会議推進事業費の特定財源です。こちらの財源は、前段の認知症総合支援事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、24ページをご覧ください。4項その他諸費1目審査支払手数料の審査支払手数料は、要支援1・2の方と事業対象の方が訪問介護と通所介護を利用した分の審査支払手数料です。支出は、役務費の手数料となっております。

下の表をご覧ください。審査支払手数料の特定財源です。資料16ページの介護予防ケアマネジメント事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、25ページをご覧ください。2目高額介護予防サービス費相当事業費の同名事業費は、要支援1・2の方及び事業対象の方で、訪問介護と通所介護の2つのサービス費の自己負担が高額になる場合、収入等に応じた利用者負担の段階区分に応じて利用者負担の軽減を図るものでございます。支出は負担金補助及び交付金です。

下の表をご覧ください。高額介護予防サービス費相当事業費の特定財源です。こちらは、前段の審査支払手数料と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、26ページをご覧ください。3目高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の同名事業費は、要支援1・2の方及び事業対象の方の医療保険と訪問介護と通所介護の2つのサービス費の介護保険の自己負担の合計額が高額になる場合、収入等に応じた利用者負担の段階区分に応じて利用者の負担軽減を図るものです。

下の表をご覧ください。高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の特定財源です。こちらの特定財源は、前段の高額介護予防サービス費相当事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、27ページをご覧ください。4款1項基金積立金1目介護給付費等準備基金積立金の介護給付費等準備基金積立金は、前年度決算に伴う介護保険料の余剰金を急激な保険給付費や地域支援事業費の増による保険料の不足の際に充当するために基金に積み立てておくもので、科目設定のための金額となっております。令和2年度末の基金残高の見込額につきましては、5億2,330万4,861円です。

下の表をご覧ください。介護給付費等準備基金積立金の特定財源です。歳入番号①、予算書は18、19

ページ、6款財産収入1項財産運用収入1目1節利子及び配当金の介護給付費等準備基金利子を積立金に充当いたします。

続きまして、28ページをご覧ください。5款1項公債費1目利子の一時借入金利子は、介護保険事業特別会計の運営資金に不足が生じた場合に、金融機関から一時借入れを行う際の利子を支払うためのものです。科目設定上の金額となっております。

下の表をご覧ください。一時借入金利子の特定財源です。こちらは科目設定上のもので、歳入番号①、予算書18、19ページの事務費繰入金より1,000円を充当いたします。

続きまして、29ページをご覧ください。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金の第1号被保険者保険料還付金は、令和2年度以前の資格喪失等による保険料の還付金で、主な原因としては死亡、転出等によるものです。

下の表をご覧ください。第1号被保険者保険料還付金の特定財源です。歳入番号①、予算書18、19ページの事務費繰入金より8,000円を充当いたします。

続きまして、30ページをご覧ください。2目償還金の介護給付費過年度分返還金は、令和2年度決算に伴う国、県支出金等の余剰金を返還するためのもので、金額は科目設定上のものです。

続きまして、31ページをご覧ください。予算書は34、35ページです。7款1項1目予備費の予備費は、介護保険事業の事務費等に対する予備費でございます。

下の表をご覧ください。予備費の特定財源です。歳入番号①、予算書18、19ページの事務費繰入金より99万9,000円、歳入番号②、予算書20、21ページの預金利子1,000円を予備費に充当いたします。

次に、32ページをご覧ください。高齢者数、認定者数と保険給付費の推移といたしまして、平成28年度から令和2年度までのものを表にさせていただきます。詳細は仲手川副主幹より説明させていただきます。

【横手委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 それでは私から、32ページのデータについて補足説明させていただきたいと思います。タブレット32ページになります。このページでは、高齢者数、認定者数、また保険給付費の推移について5年分のデータを載せさせていただきました。

まず、第1番目の表です。こちらは人口と高齢者数と高齢化率を載せさせていただいております。高齢化率につきましては、平成28年度から令和2年度までで2ポイントの増となっております。平成30年度から令和2年度が計画期間である現計画期間の第7次計画における令和2年度の推計値につきましては、高齢者人口が1万3,515人、高齢化率が27.9%としておりましたので、実際には、若干ですが、推計よりも下回ったという結果になってございます。

次に、認定者数です。この数値には第2号被保険者40歳から64歳で介護認定を持っている人も入っております。この合計値だけを見ると、高齢者人口の増加もあり、伸びているということが見て取れると思います。全体的には増加傾向にありますが、おのおの前年度と比べたときの増については、増減があるんですけども、着実に増えてきております。28年から2年で1.25倍の認定者数の増となっております。その内容ですが、平成28年、一番上の段、こちらを見ていただきますと、要介護1・2という中度の介護度の割合が比較的高い傾向でしたが、令和2年直近でいきますと要支援1・2という軽度と言われる介護度の割合が高くなってきております。また、7次計画においては、令和2年10月1日の要介護

認定者数を2,199人と推計していましたので、推計よりも少ない結果となっております。

最後に、保険給付費の状況です。令和2年度の数値については、決算見込額としております。予防給付費は、先ほどからの説明にありますように、要支援1及び2の方が介護サービスを利用したときの給付費、介護給付費は介護1から5の人が介護サービスを利用したときの給付費です。制度改正により要支援1・2の訪問介護、通所介護を利用したときの給付が予防給付費から地域支援事業費に移行し、寒川町は平成30年度からが全面移行となっております。そのため予防給付費については、単純比較はできない内容となっております。全体としては、平成28年から令和2年度までで約1.25倍となっております、これは認定者数の伸びと同じ状況です。

以上で、介護保険事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

【横手委員長】 説明が終わりました。ここまでといたしまして、午後から質疑という形を取らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。再開は13時30分といたします。

【横手委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

午前中の福祉部高齢介護課、介護保険事業特別会計の審査の続きになります。説明が午前中に終了いたしましたので、ここからは質疑を受け付けたいと思います。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 まず、15ページの委託料について、訪問型サービスAを新規開始するための皆増となっているんですが、どこに委託して、事業内容、対象者は何人いらっしゃるのかということをお聞きます。

それと介護サービス事業について、全般にということになるのかもしれませんが、厚労省が令和3年度から省令を改正するということなんですけども、その点についてどう把握されているかお尋ねします。

【横手委員長】 青木委員、具体的には省令は全体的にどこのところとされていますか。

【青木委員】 内容的には要支援者から介護者に進んだ場合、本人が希望して市町村が認めれば、介護予防・生活支援サービス事業の住民主体のサービス、総合事業の訪問、通所型サービスを継続的に利用されるということを可能にされたということなんですけども、これについて把握されているかということと、そのことについて、今までの介護者の方からは、給付外ではないかという、そういう心配の声も出ているんですね。そういうことについて、この省令の改正の対応についてまずお聞きます。

【横手委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 まず1点目の訪問型サービスAにつきましてお答え申し上げます。どこに委託しますかということですが、寒川町シルバー人材センターに委託しまして、その会員さんにサービスの提供を担っていただこうと考えてございます。そのサービスの内容でございしますが、まず、要支援1・2の方と、それからそれに準ずる方を対象に、ケアマネジャーの方が生活援助というものが必要であるとご判断いただいた場合、その計画に盛り込んでいただくという内容で、生活を援助していただく

ということで、具体的なのは家事の援助ですとか、掃除ですとか、ご飯を作るですとか、そういう日常的な生活の援助をその会員さんにさせていただいて、高齢者の方の生活を支えていくというような内容になっていきます。それで、大体どのぐらいの人数を見えていますかということなんですが、1か月延べ50名ぐらいの方にご利用いただけるんじゃないのか、年間にして大体720回ぐらいのご利用があるのではないかと既存のサービスの内容から判断して見てございます。

以上です。

【横手委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 では、青木委員の2番目の省令の内容について町で把握していることはというご質問にお答えしたいと思います。青木委員がおっしゃられたように、今まで総合事業で既に取り組んでいる自治体さんとかで、今回寒川は初めてやるんですけども、訪問型サービスAみたいなものです。介護になってしまいますと、これはあくまでも総合事業、地域支援事業の中でやっているものなので、給付に行ってしまうので、その方は対象でないというのがこれまでの状況でした。ただ、人との関係もございますし、慣れというところもあって、希望すればそのまま介護でも使えるというような制度改正が行われていることは存じております。ただ、寒川町に関しましては、訪問型サービスAにつきましても今年度から開始という形になりますので、希望云々というのは、まだスタートしていない状況なので、なかなか該当にはなっていないかなと認識してございます。

そのほかの省令は、主に報酬改定もたくさんございましたので、本当にサービスごとにまちまちといえますか、サービスごとにきめ細やかに国で審議会、部会等の中で検討していただいているもので、一概に言えませんが、全体的にプラスの改定をされているというような状況です。

大雑把ですが、以上になります。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 1番目はシルバーセンターが委託先ということでした。大体内容は分かりました。サービス提供者がシルバーセンターということなんですけど、これは確認なんですけど、登録者の方がということですね。

それと、今聞いた中で2つ目、介護サービス事業全般のことについて今省令について今のことを聞いたんですけども、実際サービスは、新しく省令が変わったので、どうなるかは分からないという部分はあるんですけど、見込みとして不足していったら、サービスをやめてしまうとか、そういうものはないですね。その確認だけさせてください。

【横手委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 まず1点目ですが、シルバーに登録した会員さんにやっていただくことになります。町でその方に今度研修を受けていただきまして、それで派遣するという形になります。

以上です。

【横手委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 2つ目のご質問でございます。見込みを立ててやってしまうが、やめてしまうサービスはないのかというご質問だったかと思いますが、単価とかは変わってきますけれども、基本的にこのサービスはやめてしまうというものはないと認識しております。

以上です。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 1つ目は分かりました。今はサービスは単価が落ちてしまうというんですけど、そのサービスの内容自体は落ちてしまうということはないんですよね。すみません。同じでくだいようですけど、最後にすみません。

【横手委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 サービスを減らすという形では認識してございませんので、どう捉えていただいているかということにもよるかもしれませんが、サービス提供、事業者と利用者のマッチングができれば提供させていただくという形になります。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑がある方。

茂内委員。

【茂内委員】 タブレットの18ページなんですけども、社会の高齢化を受けまして、地域包括支援センターへの相談件数も増加傾向であり、相談内容も複雑化していると思うのですが、それと同時に担当の方はとても大変だと思います。大変な中でお聞きしたいんですけども、令和3年度では相談体制の強化や充実をどのように図っていくのか、例えば相談箇所が今町役場と南部公民館の2か所だと思います。北部公民館が週に1回の相談窓口になっていると思うのですが、北と南と中央の町役場として、北部も常に相談窓口にできるような形になると、どうかなと思うんですけども、町の考えをお聞かせください。

【横手委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 包括支援センターの相談体制の強化でございます。本年度ようやく南部に相談室が1つできまして、その強化という意味では図られたところで、次はどうしても北部にということではございます。そちらにつきましては、今のところすぐということとは北部は考えてございません。今出張相談という形でやっておりますので、そちらで北部はしばらく賄っていきたいと考えているところではございますが、もちろん町の均衡的な相談窓口であれば、北部にあってもというところがありますので、包括支援センターの相談員誰もがやればよいという問題でもございませんので、そういうスキルを持った者、しっかりつなげられる者が努めなきゃいけないので、もう少し人材的な育成もしながら、図られた場合には、いよいよ北部にもと考えていきたい、今南部をまず充実させていきたい、あともう一つは、どうして南部なのかというのがありましたが、線路向こうというところがありましたので、あと人口密集地帯でもありましたから、あと場所も容易に確保できまして、南部にできましたので、北部は、どちらかというと役場で兼ねさせていただくということで、当面見ていきたいなと思っております。もちろん北部の強化も視野には入ってございますが、3年度からやるというところはまだ研究の域の中に入っております。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

黒沢委員。

【黒沢委員】 資料でいいますと、32ページの資料を見ていきたいと思うんですけども、介護保険の

全体的な話として、高齢化率が上がっていけば、認定者数も増えていくというのは当然のことだと思いますけれども、ただ、認定者率も同時に上がっていつている状況を町としてどう捉えているのかということをお聞かせいただきたいと思うんですが、高齢介護課で介護保険の特別会計を見ていく中で、介護認定はしっかり行っていく、しっかり行っ上で、その方たちに必要なサービスを提供できる体制をつくっていくというのは当然のこととして、もう一方としては、高齢化率は上がっていくけれども、介護サービスを必要としない方をどうやって維持していくかというのも1つの観点としてあろうかと思います。そのために事前の介護を必要としない方のための様々な地域支援事業とかも展開していただいていると思うんですけれども、それと認定者率が上がっていく部分をどう町として捉えているのかお聞かせいただければと思います。

【横手委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 認定率が上がっている、高齢化率とほぼ同じに上がっているという午前中の説明に対して、それに町はどのように考えていくか、今後認定にいく前の人を増やすべきではないかというようなご質問、ご意見だったかと思います。そのとおりで思っております。今回保険料も少しだけ避けたというところは、介護予防に皆さんに努めていただきたい、申し訳ないけど、これはお願いという形になってきますけれども、それを強化していかなくてはいけないと町では考えてございます。

令和2年度につきましては、コロナというような状況で、介護予防事業はなかなか展開できない状況でしたが、それまで30年、元年と着実に介護予防事業に参加していらっしゃる方と、あとは認定の率も少し抑えられている状況でありました。推計よりも少し下がった状態で令和2年10月1日というデータは取れましたので、その辺りは実を結んできていると認識はしているところです。ただ、コロナが逆に来年度どう影響してくるかという課題も持っているところではございますけれども、ぜひ皆様に介護予防に取り組んでいただくために、介護予防の今年在宅の元気はっけん広場というのを初めて取り組ませていただきました。これについても次年度、フルではないんですけれども、そこにニーズがあるということも分かりましたので、展開させていただきながら、より介護予防に努めさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 元気はっけん広場は、住民の皆さんにも非常に好評だと私も認識しております。ぜひこの充実については、これからも取り組んでいただきたいなと思います。ただ、町としては、地域支援事業の中でしかできない、予算に限りがあるので、なかなか苦勞していると思いますけれども、それについてはしっかりと取り組んでいただければと思います。

とはいえ、来年度の予算ベースでは、初めて介護給付費が30億円を突破する予測で予算づけをいただいていますので、元気な高齢者を維持していくというのは本当に大変なことだと思いますし、皆さんの意識を変えていただくという仕事が一番大変だと思いますけれども、認定者にならない方をどれだけ増やすかということも、観点としては高齢介護課ではしっかりと持っていただいたと思いますけれども、今後もそれについてはしっかりと力を入れていただければと思いますので、要望で結構です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 何点かあります。まず、32分の22で、認知症地域支援推進員の業務量が増加するという事なんですけど、具体的にどういった業務が増えるのかという点、あと19ページで、多分認知症サポーターの事務だか、備品代という説明があったと思うんですが、認知症サポーターについて、ここ数年で職員が講座を受講したのかどうかということをお答えいただきたいと思います。

最後3点目が、様々介護予防事業に力を入れていると思うんですけれども、国でもフレイル対策と介護予防の一体実施という方針が出されて、施政方針の言葉だと、保健事業と介護予防の一体実施という言葉になっているんですね、町の施政方針だと。具体的に令和3年度は何らかの形で一体実施というものを進めていくのかということについてお答えください。

【横手委員長】 伊波主査。

【伊波主査】 1番目の質問にありました推進員の業務の増加についてお話しさせていただきます。認知症地域推進員の仕事は、認知症カフェがあるんですけれども、コロナ禍ということで、今年度は全て中止ということだったんですけれども、一方で、推進員の相談業務、訪問業務等がとても増えています。去年はトータルで108件、こちらは実人数です。今年2月までで139件の実人数の相談件数が増えています。認知症の支援というのは、とても時間がかかる仕事で、1件につきまして何回も同じお宅に伺ったり、訪問したり、そういうことがかかっておりますので、1件にかかる事務量というのがとても多いと考えられます。ですので、認知症地域推進員の業務が増えていると考えられます。

あと、認知症初期集中支援チーム活動なんですけれども、こちら認知症地域推進員がチーム員として実際に対象者の方をケアしている状態になります。令和元年度は、新規対象者が7名ということで、7名の支援員だったんですけれども、今年度2月までで13名の支援を認知症地域推進員とチーム員で支援している状況になっております。こちら半年間を大体目安として、同じ方に何度か訪問や電話などを繰り返して、主に訪問になるんですけれども、繰り返しております、お一人の方にかかる業務量がとても多いと考えております。

あと、2番目の職員の受講なんですけれども、ここ数年では新採用職員の方全てに認知症サポーター養成講座をやらせていただいております。おおむね年に2回新採用職員の方の講座というか、研修予定の中に組み込ませていただいております。

以上です。

【横手委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 私からは、3番目のご質問、フレイルと介護予防の一体的実施について、具体的にどんなことなのかというご質問に答えたいと思います。こちらの事業につきましては、今年度から既に取り組んでおりまして、現在の組織ですと、健康・スポーツ課と保険年金課と私ども高齢介護課、この3課で連携を取って取り組んでいる事業になります。高齢者の健康診査ですとか、そういったデータですとか、介護の認定の状況ですとか、そういったデータを基にしながら、より介護予防に力を入れていくべき人をあぶり出しながら、そちらを重点的にやるというようなのがメインです。来年度につきましては、地域で、介護予防ではなく、高齢者の方がいろいろ集まっている場がございますので、そちらにご理解いただけましたら、お邪魔させていただいて、介護予防、健康づくりというようなお話をサポート

させていただきながら、皆さんにそういった取組をやっていただければという事業を展開することを考えてございます。

以上です。

【横手委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 分かりました。認知症にはかなり取り組んでいただいているのが分かりました。サポーター講座についても、新採用の職員が受けているということで、これはかなり安心したところであります。

一方で、支援推進員の業務量を今聞いたら、かなりの業務量だなと感じておりまして、業務量に対して人員配置というものが足りているのかどうか、あまり忙しくなり過ぎると、一人一人にかかる時間も削られたり、少なくなってしまうというところがあると思うので、体制的に足りているのかどうか確認させてください。

2点目、フレイル対策と介護予防の一体実施、これは今年度から取り組んでいる、3課で取り組んでいる、これは素晴らしいことかと思うんですが、1つ思うのは、フレイルという言葉が、恐らくここ3、4年ぐらいによく言われるようになった概念だと思うんですね。フレイルという言葉をもう少し一般の人に分かりやすく説明するとか、言葉に対して認知を進めてもらえるような取組、これは結構私も親に言ったりしているんですよ。フレイルという言葉があって、こうなんだよと、その辺を一般の方に周知していただいているのかなと思うんですが、この課だけでできることじゃないかと思うんですが、その点についてお考えをお聞かせください。

【横手委員長】 伊波主査。

【伊波主査】 一番初めにご質問いただいた推進員の業務量ということですが、私も去年に比べて推進員の業務量がとても上がっていると考えておりまして、このたび認知症地域推進員の財源を増やさせていただきました。と申しますのも、認知症地域推進員は包括支援センターの職員が兼務で行っています。令和2年度までは包括支援センターの職員の包括の仕事と認知症地域推進員の仕事を5対5の分量でやっていただいていたんですけれども、令和3年度からはその業務量では足りないということで、できましたら、1対9の割合で人件費をつけていただけないかをご提案させていただきまして、認知症地域推進員の割合を今年度は5対5から1対9に増やしていただいている現状がございます。認知症初期集中支援チームの活動も増えておりますので、そちらは、私もチーム員として活動する中で、なるべく推進員のみではなくて、行政の職員も一緒に関わりながらやることで推進員の業務負担を減らしていきたいと考えております。

以上です。

【横手委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 2番目のフレイルという言葉は認知度が高くないので、周知してはというご質問に対してお答えしたいと思います。フレイルは虚弱というように訳させていただいているんですけれども、寒川で初めて広報紙で先立ってフレイルの特集を取らせていただいたところなんですけれども、なぜか割と介護関係は横文字、片仮名の言葉が多くて、分かりにくくて大変申し訳ありませんが、先ほど言ったように、地域の場に行ったりというところでも伝えていながらやっていきたいと思っています。

これは先ほど言った3課、この4月から2課になるんですけれども、この連携の中でも取り上げて、機会あるごとに周知するような方法を考えていきたいと思っております。

以上です。

【横手委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 私もこの担当になりまして、フレイルという言葉でまずはつまずいたというか、どういうものなんだろう、よく分かる言葉にしなければいけないなということは考えました。厚生労働省ですとか、業界でいろんな説明書だとか、そういうのにはフレイルとあるんですが、地域に行ったときにお年寄りの方、あるいは先ほど仲手川が申し上げましたように、団体さんに行って、いろいろ取り組んでくださいというのは3年度はやっていくつもりなので、そういうときにはフレイルという言葉はできるだけ使わないように、体を強くしていきましょうですとか、あるいは弱くならないように努めましょうみたいなことで、そういう言葉は分かりやすい言葉で置き換えて使っていきたいなと考えてございます。

以上です。

【横手委員長】 では、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。以上で、福祉部高齢介護課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 では、休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

続きまして、福祉部保険年金課の一般会計及び国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の審査に入ります。まずは一般会計から執行部の説明をお願いいたします。

亀山部長。

【亀山福祉部長】 福祉部最後になります。保険年金課の説明になりますが、今朝冒頭お話ししましたとおり、組織の見直しによりまして保険年金課と健康子ども部健康・スポーツ課のそれぞれの業務の一部ずつが新設する健康づくり課に統合されますが、本日につきましては、保険年金課で所管しておりました部分の説明になりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず一般会計と国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計についてご説明いたします。説明は大平課長がいたしますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 大平保険年金課長。

【大平保険年金課長】 それでは、福祉部保険年金課所管の令和3年度一般会計予算につきましてご説明させていただきます。説明に当たりましては、説明資料を基にご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、保険年金課につきましては、組織の見直しに伴い予算の一部に変更があり、一般会計では高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、国民健康保険特別会計では、特定健康診査事業、特定保健指導事業等が健康づくり課へ移管となります。予算特別委員会説明資料の備考欄に所管課を記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

タブレットの資料030一般会計説明資料の説明資料2ページ、予算書の64、65ページ、国民健康保険

事業特別会計繰出金でございます。これは一般会計より国民健康保険事業特別会計へ法定等により繰り出すもので、被保険者の減に伴い前年度より減額となっております。なお、繰出金の内訳につきましては備考欄に記載しております。

特定財源でございますが、歳入番号1、予算書の28、29ページの国庫による保険基盤安定負担金の保険者支援分と歳入番号3、予算書の30、31ページの県費による保険基盤安定負担金の保険者支援分は、保険料の軽減対象となった一般被保険者数に応じて平均保険料の一定割合を国が2分の1、県及び町が4分の1を負担するものでございます。

歳入番号2、県費による保険基盤安定負担金の保険料軽減分は、一定所得以下の世帯を対象として保険料を軽減した場合に交付され、その減額相当分の4分の3を県が、4分の1を町が負担するものでございます。

続きまして、説明資料3ページ、国民健康保険事業特別会計繰出金健康づくり課分でございます。こちらは、全額一般財源となっております。

説明資料の4ページを、予算書は66、67ページをお願いいたします。3目老人福祉費の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費でございます。これは令和2年度から開始いたしました高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施及び75歳以上の後期高齢者の健康診査についての費用でございます。旅費は担当者の研修旅費、需用費は、パンフレット購入のための消耗品費と高齢者健診用受診券、問診票等の印刷製本費でございます。役務費は、受診券通知や訪問通知送付のための通信運搬費、連合会における審査支払手数料でございます。健康診査委託料につきましては、医師会等への委託料でございます。特定財源は、歳入番号1、予算書の38、39ページ、広域連合高齢者健康診査事業費補助金、歳入番号2、広域連合委託金でございます。

説明資料の5ページ、予算書の66、67ページをお願いいたします。後期高齢者医療事業特別会計繰出金でございます。これは一般会計より後期高齢者医療事業の特別会計へ法定により繰り出すもので、被保険者の増により増額となっております。なお、繰出金の内訳につきましては、備考欄に記載しております。

特定財源でございますが、予算書の30、31ページの後期高齢者医療基盤安定制度負担金でございます。これは、保険料の均等割に関わる軽減分及び社会保険から移行してきた被扶養者の軽減分に対して交付され、その減額相当分の4分の3を県が、4分の1を町が負担するものでございます。

説明資料の6ページを、予算書は66、67ページをお願いいたします。4目国民年金費の職員給与費でございます。特定財源でございますが、歳入番号1、予算書の30、31ページの国民年金協力連携事務費委託金は、法定受託事務に付随する事務などに交付されるもので、歳入番号2、国民年金特別障害給付事務費委託金は、任意加入期間中に発生した障害給付事務に対して交付されるものでございます。歳入番号3、国民年金事務費委託金は、法定受託事務に対して交付されるものでございます。

説明資料の7ページを、予算書は66、67ページをお願いいたします。年金事務経費でございます。これは国民年金の事務に関わる経費で、主に消耗品の購入費や年金システムの借上料でございます。特定財源は歳入番号1、国民年金事務費委託金でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。国民年金推進事業費につきましては、会計年度任用職員1

名分の報酬等で、年金制度の周知や相談業務を行う事業費でございます。特定財源は国民年金事務費委託金でございます。

以上で一般会計分の予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、ないようなので、一般会計につきましては、ここで質疑を打ち切ります。

続きまして、次に移りたいと思います。同じく福祉部保険年金課、国民健康保険事業特別会計についての審査に入ります。それでは、説明をお願いいたします。

大平課長。

【大平保険年金課長】 続きまして、令和3年度国民健康保険事業特別会計の予算につきましてご説明いたします。予算書の中ほど一番初めにある緑色の中表紙、寒川町国民健康保険事業特別会計予算書をお開きいただいて、次の1ページをお願いいたします。令和3年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算の総額は、第1条において、歳入歳出予算それぞれの総額を47億8,034万4,000円とするものでございます。

第2条において、一時借入金の限度額を1億5,000万円と定め、第3条において、歳出予算の流用について規定しております。

続いて、2ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算の歳入でございます。歳入は、1款国民健康保険料から7款の諸収入まで、歳出は、3ページの1款総務費から9款予備費まで、それぞれ予算の合計額は47億8,034万4,000円でございます。前年度予算額と比較して1.67%、8,078万2,000円の減となりました。主な要因としては、前年度当初予算時と比較して被保険者数の減少に伴う保険給付費等の減によるものです。

それでは、詳細につきましてご説明いたします。予算書は26、27ページをお開きください。内容につきましては、説明資料を基にご説明いたします。タブレットの資料031国民健康保険事業特別会計をお願いいたします。

説明資料の2ページをご覧ください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員給与費でございます。特定財源につきましては、予算書の18、19ページの職員給与費等繰入金でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。職員給与費健康づくり課分でございます。特定財源につきましては、職員給与費等繰入金でございます。

説明資料の4ページ、予算書の26、27ページをご覧ください。国民健康保険運営事業事務経費につきましては、国民健康保険事業を行うための事務経費で、主に保険証の郵送料やシステム改修費でございます。特定財源につきましては、歳入番号1、予算書の16、17ページ、特別調整交付金と歳入番号2、予算書の18、19ページ、職員給与費等繰入金でございます。

説明資料の5ページ、予算書の26、27ページをお願いいたします。診療報酬明細書共同電算委託事業費につきましては、レセプトの管理や高額療養費申請書、医療費通知等の印刷など国保連合会において県内市町村分の共同処理をするための委託料でございます。特定財源は、職員給与費等繰入金でござい

ます。

説明資料の6ページをお願いいたします。国民健康保険運営事業事務経費健康づくり課分につきましては、保健師研修会の旅費でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。診療報酬明細書共同電算委託事業につきましては、国保連合会において、ジェネリック医薬品差額通知の印刷などに関わる委託料でございます。特定財源につきましては、予算書16、17ページ、保険者努力支援分でございます。

説明資料の8ページ、2目連合会負担金の国保連合会負担金でございます。これは国保連合会の安定した運営を図るための負担金で、特定財源につきましては、職員給与費等繰入金でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。2項徴収費1目賦課徴収費の国保料賦課徴収事業事務経費でございます。これは保険料の賦課及び徴収に関する事務経費で、特定財源につきましては、職員給与費等繰入金でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。3項1目運営協議会費の国保運営協議会運営経費でございます。これは国保運営協議会委員9名分の報酬と会長研修に伴う旅費で、特定財源につきましては、職員給与費等繰入金でございます。

説明資料の11ページ、予算書の26、27ページをお願いいたします。2款保険給付費全体につきましては、総額で32億8,271万5,000円となり、被保険者見込数の減少により2.69%、約9,000万円の減額となっております。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費と12ページの2目退職被保険者等療養給付費につきましては、被保険者の疾病及び負傷に対して保険給付を行うものでございます。特定財源は、予算書16、17ページの普通交付金は、市町村の保険給付を賄うため県より交付されるものでございます。

説明資料の13ページを、予算書は28、29ページをお願いいたします。3目一般被保険者療養費と次の14ページの4目退職被保険者等療養費につきましては、柔道整復、マッサージなどの施術費、コルセットなどの補装具の費用でございます。特定財源は、普通交付金でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。5目審査支払手数料の診療報酬審査支払手数料につきましては、神奈川県国民健康保険団体連合会へ疾病取扱期間の診療費請求額を審査委託するものでございます。この事業の特定財源は、歳入番号1の普通交付金と2の職員給与費等繰入金でございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費と次の17ページの2目退職被保険者等高額療養費につきましては、被保険者の一部負担金が所得区分に応じ一定金額を超えた場合、現金または現物給付するものでございます。特定財源は、普通交付金でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。3目一般被保険者高額介護合算療養費と次の19ページの4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、医療保険及び介護保険の自己負担の合計が基準額を超えた場合に支給するものでございます。特定財源は、普通交付金でございます。

次に、説明資料の20、21ページの3項移送費でございます。負傷、疾病等により移動が困難な被保険者が、医師の指示により一時的、緊急的に移送が必要な場合の費用を補填するものでございます。この移送費につきましては、それぞれ科目設定としており、特定財源につきましては、普通交付金でございます。

説明資料の22ページをお願いいたします。4項出産育児諸費1目出産育児一時金につきましては、被保険者が出産等をした場合、1人につき42万円を支給するものでございます。この事業の特定財源は、予算書の18、19ページの出産育児一時金繰入金で、3分の2を法定繰入れするものでございます。

次に、説明資料の23ページをお願いいたします。5項葬祭諸費1目葬祭費につきましては、被保険者が死亡した場合の葬祭を行った者に5万円を支給するものでございます。財源につきましては、一般財源でございます。

説明資料の24ページを、予算書は30、31ページをお願いいたします。6項1目傷病手当金につきましては、新型コロナウイルスの感染者等が、就業できないことで給与収入が減り生活に支障を来すのを防ぐために支給するものでございます。特定財源でございますが、予算書の16、17ページの特別調整交付金は、傷病手当金や保険料の減免実績等に対して交付されます。

次に、説明資料の25ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分につきましては、県内市町村の保険給付費の財源とするために県へ納付するものでございます。特定財源でございますが、歳入番号1、予算書16、17ページの特別調整交付金、歳入番号2の県繰入金2号分は、保険料の収納率や医療費適正化対策への取組に対して交付されます。歳入番号3の保険基盤安定繰入金保険料軽減分は、保険料法定軽減分を県が4分の3、町が4分の1を負担するものです。歳入番号4、予算書の18、19ページ、保険基盤安定繰入金保険者支援分は、軽減対象となった一般被保険者数に応じて平均保険料の一定割合を国が2分の1、県と町が4分の1を負担するものです。歳入番号5、財政安定化支援事業繰入金は、主に高齢者が多いなど市町村の責めによらない理由による国保財政の影響を勘案して算出されます。歳入番号6の一般会計繰入金につきましては、障害者の医療費助成等の町単独事業の実施により国庫負担金が減額され、町が納付する国民健康保険事業費納付金に影響が出ないよう、被保険者の負担軽減を図るため一般会計から繰り入れるものです。歳入番号7の国保財政調整基金繰入金は、国民健康保険の安定した財政運営を図るため、積立額を確保しつつ保険料上昇抑制のため活用するものでございます。

説明資料の26ページをお願いいたします。2目退職被保険者等医療給付費分につきましても、県が負担する県内市町村の保険給付費の財源とするために県へ納付するものでございます。財源につきましては、一般財源でございます。

説明資料の27ページをお願いいたします。2項後期高齢者支援金分1目一般被保険者後期高齢者支援金等分と次の28ページの2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましては、後期高齢者医療制度に要する費用に充てるため県へ納付するものでございます。一般被保険者分の特定財源は、歳入番号1の保険基盤安定繰入金保険料軽減分、歳入番号2の保険基盤安定繰入金保険者支援分でございます。退職被保険者分の財源は一般財源でございます。

説明資料の29ページをお願いいたします。3項1目介護納付金分でございます。これは国民健康保険被保険者のうち40歳から64歳までの人に賦課され、介護保険制度に要する費用に充てるため県へ納付するものでございます。特定財源は、歳入番号1、保険基盤安定繰入金保険料軽減分、歳入番号2、保険基盤安定繰入金保険者支援分、歳入番号3、国保財政調整基金繰入金でございます。

説明資料の30ページをお願いいたします。4款1項共同事業拠出金1目その他共同事業拠出金の年金

受給者一覧表作成経費拠出金につきましては、退職被保険者の資格確認を行うため年金受給者の一覧表を作成する経費でございます。財源は一般財源でございます。

説明資料の31ページを、予算書は32、33ページをお願いいたします。5款1項保険事業費1目保険衛生普及費の国民健康保険制度周知事業費につきましては、国民健康保険制度を周知するために小冊子を作成する費用と医療費通知の郵送料でございます。財源につきましては、一般財源でございます。

説明資料の32ページをお願いいたします。医療費適正化事業費につきましては、健康や医療に対する理解を深めるため、重複投薬等に関する通知やジェネリック差額通知等を送付する費用でございます。特定財源は、保険者努力支援分でございます。

説明資料の33ページをお願いいたします。2項1目特定健診審査等事業費の特定健康診査事業費でございます。生活習慣病予防を目的として、40歳から74歳までの被保険者を対象に特定健康診査を実施するものでございます。主に国保連合会への委託料、受診率向上委託料及び特定健診対象者への郵送料や受診券等の印刷代でございます。この事業の特定財源は、予算書16、17ページの1、保険者努力支援分、2、特定健診等負担金でございます。

説明資料の34ページをお願いいたします。特定保健指導事業費につきましては、特定健康診査の受診結果において、生活習慣改善の必要がある被保険者に対し保健指導を行うための費用でございます。特定財源は、歳入番号1の保険者努力支援分と2の特定健診等負担金、3の職員給与費等繰入金でございます。

説明資料の35ページをお願いいたします。6款1項基金積立金1目保険給付基金積立金の国保財政調整基金積立金につきましては、国保財政調整基金繰入金及び利子を積み立てるもので、予算額は利子を計上しております。なお、基金の残高でございますが、令和3年3月末で約5億3,000万円を見込んでおります。特定財源は、予算書16、17ページの国保財政調整基金積立金利子でございます。

説明資料の36ページをお願いいたします。7款1項公債費1目利子の一時借入金利子につきましては、一時的な資金不足となった場合に借入れを行ったときの利子で、財源につきましては、一般財源でございます。

説明資料の37ページをお願いいたします。8款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険料還付金と、次の38ページの2目退職被保険者等保険料還付金につきましては、過年度分の保険料の還付金と還付加算金でございます。財源につきましては、一般財源でございます。

説明資料39ページ、予算書34、35ページ、3目保険給付費等交付金償還金の保険給付費交付金返納金につきましては、精算のために科目設定としており、財源につきましては、一般財源でございます。

続きまして、説明資料の40ページ、2項1目指定公費負担医療立替金につきましては、特例措置の本質的による科目設定として予算計上しております。特定財源は、予算書の18、19ページの指定公費負担医療立替交付金です。

説明資料の41ページをお願いいたします。9款1項1目予備費につきましては、予算外の支出や突発的な予算不足等に備えるものでございます。財源につきましては、一般財源でございます。

続きまして、歳入の一般財源分でございます。説明資料の42ページを、予算書は16、17ページをお願いいたします。1款1項国民健康保険料でございますが、被保険者に納めていただく保険料は、主に国

民健康保険事業費納付金の支出に充てるために賦課いたします。1目一般被保険者国民健康保険料1節現年分の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で、予算額は8億1,168万7,000円で、対前年度比5.03%、4,290万5,000円の減額でございます。次に、2節滞納繰越分につきまして、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計の予算額は4,848万円で、対前年度比15.29%、875万円の減額でございます。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険料でございますが、退職者医療制度は平成27年度に廃止されて、現在新規の対象者はありません。退職被保険者の現年分の保険料は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計の予算は3,000円で前年度と同額でございます。また、退職の滞納繰越分につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計の予算で11万1,000円、対前年度比54.88%、13万5,000円の減額となっております。

次に、2款使用料及び手数料1項手数料1目証明手数料につきましては、国民健康保険料の納付証明手数料でございます。

続いて、予算書の18、19ページをお願いいたします。6款1項繰越金1目その他繰越金につきましては、前年度からの繰越金で昨年同様50万円を計上しております。

7款諸収入1項延滞金及び過料1目延滞金につきましても、前年度と同額を計上しております。

次に、2項雑入1目一般被保険者第三者納付金と2目退職被保険者等第三者納付金につきましては、交通事故等による納付金で、実績により見込んでおります。

続いて、3目一般被保険者返納金と4目退職被保険者等返納金につきましては、国保の資格がなくなった後に国保を使って医療機関にかかったことによる医療費の返納金でございます。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 お疲れさまでした。説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

天利委員。

【天利委員】 何点か教えてもらいたいんですが、24ページの傷病手当金というのが新たに出たんですけども、この適用という状況を確認したいんですが、あとは全般的に被保険者の減少により予算が少なくなっているんですが、これはどのくらいの減少になっているのか、それによって健康保険にどんな形で影響があるかという2点だけ教えてください。

【横手委員長】 天利委員、影響は金額ベースじゃなくて、全体的な影響ですか。

全体的な影響をお願いします。

早乙女主査。

【早乙女主査】 まず、1点目の傷病手当金における適用の状況ということなんですが、令和2年度現在で1件の申請がありました。人数としてはお一人の方の申請で、金額は6万3,657円の支給決定をしております。

2点目、被保険者数の減少に伴う国民健康保険への影響ということなんですが、被保険者数が減少することによって、保険給付費、医療費も減少を見込ませていただいております。それに人数だけではなくんですけども、所得の影響等もございますが、それが下がることによって、また保険料への影響が今

後発生していくのかなというところがございます。

以上です。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 傷病手当金は令和2年に1件ということなんですが、これは給与の補填という形になるかと思うんですが、給与というのはどこからどの間の給与、もらったら給与が少なくなったよと、それに対してどのくらい減額、少なくなった、働かなければいけないんだけど、働けなかったという、そういう状況というのはどういう条件なのかというのを教えていただきたいのと、あと被保険者の減少分なんですが、当然コロナの関係で保険料が払えないという方もいらっしゃると思うんだけど、そういう方々というのは未加入のままでいるのか、そういった把握はされているのか、それともほかの健康保険組合に新たに加い入、新しい職が見つかって、そちらに移っているのかというのは把握されているのかどうか、その2点だけ教えてください。

【横手委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 1点目の傷病手当金についてなんですけれども、傷病手当金につきましては、直近3か月のお給料の平均を出しまして、それを標準報酬月額に当てはめまして、そこから実際に就業できなかった日数を掛けて算出したものになります。

2点目のコロナによって失業されてしまった方の保険の状況なんですけれども、残念ながら国民健康保険に加入されていない方がいるかどうかというのは、町では把握はできないかと、ただ、コロナの影響で退職しましたよということで、コロナ減免を町が行っておりますので、そういった形で加入されている方というのは分かるころではあります。

以上になります。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 ありがとうございます。被保険者の件は分かりました。あと傷病手当の関係なんです、例えば感染が分かったときだけなのか、それともほかに濃厚接触者とか、そういった方々が対象になるのかどうか、その範囲はどうなのでしょう。

【横手委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 傷病手当金の適用範囲なんですけれども、コロナウイルスに感染した方だけではなくて、疑いがある会社からお休みしてくださいと言われた期間ですとか、あとは必ず医療機関ですとか、相談センターへの連絡が必須になりますので、そういったところから2週間は自宅療養してくださいという指示がありますので、特に濃厚接触者の方につきましても対象とはなっております。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方は。

青木委員。

【青木委員】 まず1つ目、48ページの国保連合会負担金で、オンライン資格の確認の内容についてまず教えてください。それと今の傷病手当について私もお尋ねします。今、天利委員が言っていて、令和2年1件実績があったということなんですが、今回1件の実績を見込んで計上したと思うんですけど、今回は何人計上しているのかということと、あと国保の加入者全員が対象者になるのかというのを確認

させてください。それと、9ページか分からないんですけど、子どもの均等割についてお聞きしたいんですね。均等割の国の動きについて、どういったことを把握されているかまずはお聞かせください。

【横手委員長】 大平課長。

【大平保険年金課長】 まず、2点目の傷病手当金の件からお答えさせていただきます。こちらは、令和3年度につきましては、2名分の傷病手当金を計上させていただいてございます。

それと、子どもの均等割減免につきましてはですが、令和4年度の国保料より子どもの均等割を軽減する予定でございます。現状の見込みでは、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の財政補填をする予定でございます。

大変失礼しました。傷病手当金につきましては、お給料をもらっている方になりますので、自営業の方、それから農家の方等は対象外となります。

以上です。

【横手委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 1点目のオンライン資格確認についてなんですけども、こちらにつきましては、マイナンバーカードを保険証として使えるようになるというのが今年3月からスタートしまして、それに関わる改修予算ということになります。

以上です。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 オンラインのマイナンバーで保険証がということなんですけど、ということは、電子的なものだから、カードリーダーが何かでということになると思うんですけど、寒川町ではそういった対象のカードリーダーを設置しているような薬局ですとか、病院はあるのかお尋ねします。

それと、傷病手当については、2名分の計上ということで、対象者はお給料をもらっている人ということと、あと自営業者とか、その辺の人は対象者ではないと、それは町が決めたことではないんですけど、国保料を全員払っているので、公平性からいっても事業主に支給する必要はあるのではないのかなと、町が決めていることではないとは思んですけど、町として事業主さんに対して支給するという考えがあるかどうか。

【横手委員長】 ご意見でよろしいですか、それは。答えようがないでしょう。なので、申し訳ないんですけども、あくまでもご意見と見解ということでよろしいですね。

【青木委員】 見解だけでよろしいです。

【横手委員長】 答えはありませんので、よろしいですね。

【青木委員】 見解だけ言ってください。すみません。

それと、均等割については、令和4年から軽減されるということを聞きました。子育て世帯にとっては負担軽減になるということですし、これを既にやっている自治体もあるのかな、把握されているのか、その辺をお聞かせください。

【横手委員長】 答えられる範囲で構いませんので。

大平課長。

【大平保険年金課長】 現在のところ町内の薬局とか病院とかで使えるところは残念ながらございま

せん。それと傷病手当金の範囲拡大につきましては、現在のところ考えてございません。

以上です。

【横手委員長】 子どもの均等割の件、自治体の。

早乙女主査。

【早乙女主査】 子どもの均等割につきましては、近隣の市町村で既に行っているところは何市町村かは把握しております。

以上です。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 1つ目と2つ目は分かりました。3つ目は、子育て世帯の負担軽減となるので、いろいろと、ちょっと別のことなんですけど、所得制限なんかで選ばれるまちと町長も言ったんですけど、早めにこれも町独自で取り組んで、選ばれるまちとしてやっていけばいいんじゃないかなと思うんですけど、現状のお考えをお聞かせください。

【横手委員長】 大平課長。

【大平保険年金課長】 現在のところ町単独でのそのような事業については考えてございません。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

黒沢委員。

【黒沢委員】 1点だけ確認させていただきます。今、青木委員から質問が出ましたけども、来年4月1日から、未就学児童の軽減が、2点あったか、軽減がされるということで、7割、5割、2割軽減されている方は、軽減されていない分の2分の1、軽減されていない方は、均等割の分が50%減額されますというような内容だと思います。これは再来年度から全国的にスタートしますので、町はそれに合わせてやっていくということだろうと思いますけれども、そう考えると、今年度それに対する準備というのは、どこに予算として反映されているのか、当然算定が変わってくるので、様々システム改修等が必要なんじゃないかなと思うんですが、システム改修費等は国で全部見てもらえる予定になっているのか、当初には反映していないけれども、どこかの段階で補正予算で対応するのかどうか、その辺の準備について来年度どう対応するのかお聞かせいただきたいと思います。

あともう一点ありました。これはいつも出ているお話だと思いますけども、特定健診の受診率ですとか、それから特定健診から特定保健指導につなげていった中で、これまでもある程度の成果を出してきていただいていると思いますけれども、今年度に関しては、コロナ禍でなかなか難しい部分もあったかと思いますが、来年度に向けての対応策といいますか、その辺について町のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 1点目の子どもの均等割軽減に伴うシステム改修についてということなんですけども、こちらの予算の対応につきましては、まだ国からも県からも連絡が来ていない状況でありますので、ただ、令和4年度から始めるということは、令和3年度中にはシステムを改修していかなければいけないということになります。恐らく予算としては、特別調整交付金のシステム改修が毎年ございますので、そちらで対応していただけるものと認識しております。

以上です。

【横手委員長】 一島副技幹。

【一島副技幹】 特定健康診査の成果と、あと来年度についての展望というか、その辺りを説明させていただきます。今年度非常に、コロナ禍ということで苦戦を強いられているというか、なかなか厳しい状態でした。健診が一月できなかつたりですとか、本当に厳しいと、ただ、コロナのおかげというか、1つだけ分かったことがありますて、特定健康診査は生活習慣病予防ということで従来進めてまいりました。それはこれからも変わりませんが、コロナの患者さんで重症化した人たちを後追いして、どういう疾患構成であったかというようなことを県から情報提供を近々で受けたんですね。そのときは報道とかによると、意外と糖尿病の方は重症化しやすいということはありませんでしたが、案外高血圧の人が悪化をたどりやすいみたいな状況が出てきたということです。それは担当者も、糖尿病だけないのは分かっていたんですけど、糖尿病よりも高血圧なのみたいな感じで、驚きとともに、あと今町の中でも高血圧の患者さんは非常に多いんですね。それは国保の保健事業ということだけじゃなく、広い視野で考えますと、その先の後期高齢者の保健事業にも通ずるところで、高血圧問題というのがコロナであるのかというのは、コロナ禍で得た重大な気づきであったなと今担当者では認識しております。ですので、特定健診については、コロナであろうと、受診についてのお誘いは強化していきたいです。

今年度も費用の額を変えたりですとか、追い通知をさせていただいたりとか、幾つかの仕掛けをしてくれているんですけども、それは続ける中で、追い通知の仕方についても、時期もより良い形を、それもコロナで非常に流動的なんですけれども、より良い形を模索していきたいなと思っているのと同時に、ソーシャルマーケティングという新しい技法の中で追い通知をやらせていただいているので、効果が出る内容と時期については詰めながら進めていきたいと思います。

いずれにしても、生活習慣は、もちろん健康づくりはとても大事なことなので、コロナで得た気づきを基に発展させていきたいと考えています。

以上です。

【横手委員長】 では、以上で質疑を打ち切ります。

引き続き、福祉部保険年金課、今度は後期高齢者医療事業特別会計の審査に入ります。それでは、説明をお願いいたします。

大平課長。

【大平保険年金課長】 続きまして、後期高齢者医療事業特別会計の予算につきましてご説明いたします。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する医療保険で、神奈川県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市町村と連携して運営しております。令和3年度の寒川町の後期高齢者医療被保険者は6,595人ほどが見込まれております。被保険者証の更新は2年ごとで、今年度の更新はございません。保険料率は2年に1度見直しされ、今年度は、令和2年度に引き続き均等割額が4万3,800円、所得割率が8.74%でございます。

それでは、予算についてご説明いたします。予算書は、ただいまご覧いただいていた国民健康保険事業特別会計歳出の次にあります緑色中表紙、寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算書をお開きいただき、その次の1ページをお願いいたします。令和3年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計の予算

は、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を11億405万3,000円とするもので、第2条におきまして、一時借入金の限度額を2,000万円と定めるものでございます。

続いて、2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算の歳入は、1款後期高齢者医療保険料から5款繰越金まで、3ページの歳出は、1款総務費から5款予備金まで、それぞれの予算額の合計は11億405万3,000円でございます。

それでは、詳細につきましてご説明いたします。予算書は24、25ページをお開きください。内容につきましては、説明資料を基にご説明いたします。タブレットの資料032後期高齢者医療事業特別会計をお願いいたします。説明資料の2ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員給与費でございます。特定財源につきましては、予算書の16、17ページの事務費繰入金でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。後期高齢者医療事業事務経費につきましては、後期高齢者医療事業を行うための事務経費で、主に会計年度任用職員報酬、コンピュータ借上料でございます。特定財源につきましては、事務費繰入金でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。診療報酬点検事業費につきましては、医療費適正化のためレセプトの点検を国保連合会に委託しております。特定財源につきましては、事務費繰入金でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。2項1目徴収費の後期高齢者医療保険料徴収事業費でございます。主に保険料決定通知書等の印刷製本費や郵送料及び保険料コンビニ収納の代行委託料でございます。特定財源につきましては、歳入番号1、予算書の16、17ページの諸証明手数料と歳入番号2、事務費繰入金でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、制度を運営する神奈川県後期高齢者医療広域連合へ保険料や療養給付費等を納付するもので、被保険者の増に伴い増額となっております。特定財源につきましては、予算書の16、17ページ、歳入番号1、現年度分特別徴収保険料、歳入番号2、現年度分普通徴収保険料、歳入番号3、滞納繰越分普通徴収保険料、歳入番号4、後期高齢者医療広域連合事務費繰入金につきましては、広域連合への共通経費を一般会計から繰り入れるものでございます。歳入番号5、保険基盤安定制度繰入金につきましては、保険料軽減分の補填として繰入れするもので、県が4分の3、町が4分の1を負担いたします。歳入番号6、療養給付費定率負担分繰入金につきましては、町の被保険者の給付見込額の10分の1を広域連合へ納付するために繰入れするものです。繰入金につきましては、全て法定繰入れとなっております。歳入番号7、延滞金につきましては、保険料の延滞金でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。3款1項公債費1目利子の一時借入金利子につきましては、後期高齢者医療事業特別会計の運営資金に不足が生じた場合に一時的に借入れを行う際の利子で、科目設定としております。特定財源につきましては、事務費繰入金でございます。

説明資料の8ページを、予算書は26、27ページをお願いいたします。4款諸支出金1項1目償還金及び還付加算金につきましては、過年度保険料に対する還付金等でございます。特定財源につきましては、歳入番号1、予算書の16、17ページの保険料還付金と還付加算金でございます。これは後期高齢者医療

広域連合から交付されるもので、前年度保険料の還付金や還付加算金の実績により計上しております。

説明資料の9ページをお願いいたします。5款1項1目予備費につきましては、予算外の支出や突発的な予算不足に備えるものでございます。特定財源につきましては、事務費繰入金でございます。

続きまして、歳入の一般財源分でございます。説明資料の10ページを、予算書の18、19ページをお願いいたします。5款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金で前年度と同額を計上してございます。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 これは国が決めたことなので、閣議決定で窓口負担が2割負担となるのはご存じかと思うんですけども、コロナ禍が収束しても、まだ経済の先行きが見えない中で、町が決めたことではないんだけど、町民の立場を考えると、地元へ入って話を聞いたりすると、負担が今まで4,000円だったところが8,000円なるなんていう不安の声を聞いているわけですね。なので、町として声を上げるべきではないのかなという考えでいるんですけど、こちらの考えなんですけど、本当に課長とか、町を責めているわけではないんですけど、国に声を上げるべきではないかなという考えであるんですけど、ここで見解みたいなのをお聞かせ願えればということで、すみません。

【横手委員長】 町民に対して説明責任を果たす上で今何かお考えになっていることがあるか、それについてお答えいただければと思います。特になければ構いませんので。

大平課長。

【大平保険年金課長】 今後の動向等を把握しながら、要望等があれば、広域連合の役員等になっておりますので、その場で要望等はしてまいりたいと思います。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 それでは、質疑はないようですので、ここで質疑を打ち切りたいと思います。ご苦労さまでした。以上で、福祉部保険年金課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は15時20分といたします。

【横手委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

次に、健康子ども部子育て支援課の審査に入ります。それでは、執行部の説明をお願いいたします。

伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 皆様、こんにちは。これより健康子ども部所管の令和3年度予算につきまして審査をお願いいたします。なお、新年度より機構改革により、学び育成部が新設となり、子育て支援課、学び推進課及びスポーツ課に編成されます。

それでは、子育て支援課の審査をお願いいたします。説明につきましては、宮崎子育て支援課長より

行いますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 それでは、子育て支援課が所管いたします令和3年度予算について説明させていただきます。説明につきましては、タブレットの予算特別委員会説明参考資料040に基づき行わせていただきます。なお、組織の見直しに伴い部の名称が学び育成部になりますが、予算の所管課については変更ございません。

予算書は66ページから69ページをご覧ください。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。タブレットの資料は2ページをご覧ください。職員給与費につきましては、学び育成部長と子育て支援課長、子育て支援課子ども家庭担当、保育担当及び学び推進課青少年育成担当の合わせて18人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。職員給与費に充当している特定財源でございますが、下の表をご覧くださいまして、まず歳入番号①、予算書は30、31ページになりますが、特別児童扶養手当事務取扱委託金15万4,000円です。国の制度で県が実施主体の特別児童扶養手当の各種申請届出事務を町が行っていることに対する国からの委託金でございます。

次に、歳入番号②、予算書38、39ページの児童発達支援給付費等負担金1,650万9,000円は、児童発達支援事業を行っているひまわり教室の障害児通所給付費と利用者負担金でございます。ひまわり教室の職員の給料に対し470万3,000円を充当しているほか、児童発達支援事業の特定財源として1,179万円、児童福祉事務経費へ1万6,000円を充当しております。以上の①と②の特定財源の充当額合計485万7,000円を事業費1億4,362万7,000円から除いた1億3,877万円が一般財源でございます。

次に、資料の3ページ、子育て支援事業費でございます。子育てサポートセンター内に子育て支援センター、ファミリーサポートセンターを設置し、育児不安等の子育てに関する相談や虐待に関する相談、利用者支援や会員相互の育児援助活動の支援を行うとともに、子育て支援課への相談員配置や養育支援訪問事業等を通じて児童虐待防止を図ります。報酬、職員手当等、共済費、旅費につきましては、子育て支援相談員や乳児家庭全戸訪問のための助産師や保健師、子育て支援講座を開催する際の保育者を会計年度任用職員として雇用するための経費でございます。報酬と職員手当等につきましては、会計年度任用職員の報酬月額を増や期末手当の期間率の増に伴い前年度より増額となっております。需用費につきましては、子育てサポートセンターの運営にかかる光熱水費でございます。委託料と使用料及び賃借料の内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。子育てサポートセンターは、岡田七丁目のこすもすの郷の3階にございますが、これまで同所の1階、2階で介護保険事業所を運営する社会福祉法人麗寿会と施設の維持管理の委託契約を結び、光熱水費をはじめ防災設備やエレベーターの保守点検、清掃についても、麗寿会への委託料に含めて負担しておりました。昨年中に令和2年度をもって事業所が撤退することが明らかになり、その後の1階、2階をどなたがどういう用途で借りるのか見通しが不確定であることから、令和3年度予算では、光熱水費は需用費として計上し、その他の維持管理や清掃、警備については委託料として計上しております。充当している特定財源でございますが、歳入番号①、予算書28、29ページの子ども・子育て支援交付金3,947万5,000円と、1行飛びまして、歳入番号③、予算書32、33ページの子ども・子育て支援交付金事業費補助金の3,947万5,000円は、子ども子育て支援の着実な推進を図ることを目的に、対象となる事業ごとに国で定める基準額に基づき、国、県それぞれ負担率

3分の1で交付されるものでございます。

本事業における乳児家庭全戸訪問を行う会計年度任用職員の報酬、職員手当等、旅費や、子育て支援センター及びファミリーサポートセンターの委託料に、国、県それぞれ792万2,000円を充当しております。このほかに保健衛生総務費の職員給与費やこの後保育・青少年課からご説明いたします保育環境充実事業費、保育等事務経費及び児童クラブ運営事業費の3事業へ充当しております。また、歳入番号②、予算書28、29ページの児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金130万2,000円は、国の児童虐待防止対策支援事業実施要綱に基づいて市町村が行う相談体制整備事業への補助金で、補助金交付要綱で定める基準額に対して補助率2分の1で交付されるものでございます。子育て支援相談を行う会計年度任用職員の報酬、共済費、旅費に充当しております。これらの特定財源の充当額合計1,714万6,000円を除いた一般財源は、2,904万5,000円でございます。

続きまして、資料の4ページ、小児医療費助成事業費でございます。医療費の保険診療分の自己負担額を助成することにより小児の健康増進を図ることを目的に実施する事業です。町では現在通院、入院ともにゼロ歳から中学校3年生までを対象として、制度適用に当たりゼロ歳児のみ所得制限なしという内容で実施しているところですが、本年4月1日以降の診療分からは全ての対象児について所得制限を廃止してまいります。需用費は、医療証の用紙購入のための消耗品費と医療証送付用封筒の印刷製本費、役務費は、医療証郵送のための通信運搬費と国保連合会等への審査支払いにかかる手数料、使用料及び賃借料は小児医療システムの借上料、扶助費は小児医療費扶助料でございます。役務費と扶助費につきましては、所得制限廃止に伴う増額が見込まれるものの、コロナ禍における受診控えの影響等もあり、令和2年度の実績見込みが例年と比べて大きく減少していることを踏まえ、受診控えの傾向が継続すると見込み、大幅に減額しております。特定財源につきましては、まず歳入番号①、予算書32、33ページの小児医療費助成事業補助金2,146万9,000円は、県の小児医療費助成事業実施要綱に基づく事業に対する補助金で、補助率は3分の1でございます。

次に、歳入番号②、予算書38、39ページの小児医療費助成金高額療養費返礼金1,000円は、町が助成した医療費の一部負担金のうち高額療養費に相当する額について、医療保険者から返礼金として収入するもので、科目設定で計上しているものでございます。特定財源の充当額合計2,147万円を事業費1億3,173万8,000円から除いた1億1,026万8,000円が一般財源でございます。

次に、資料5ページ、ひとり親家庭等医療費助成事業費は、ひとり親家庭の父または母や児童が医療機関にかかった場合に医療費の保険診療分の自己負担額を助成し、生活の安定と自立支援を図るものでございます。需用費は、医療証の用紙購入のための消耗品費、役務費は、医療証郵送のための通信運搬費と国保連合会等への審査支払いにかかる手数料、扶助費は、ひとり親家庭等医療費扶助料でございます。役務費と扶助費につきましては、小児医療費扶助料と同様に、令和2年度の実績見込みが例年と比べて大きく減少していることを踏まえ、コロナ禍による受診控えの傾向が継続すると見込み、減額しております。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書32、33ページのひとり親家庭等医療費助成事業費補助金1,096万1,000円につきましては、県のひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱に基づく事業に対する補助金で、補助率は2分の1以内となっております。

次に、歳入番号②、予算書38、39ページのひとり親家庭等医療費助成金高額療養費返礼金1,000円に

つきましては、先ほどの小児医療費助成金高額療養費返礼金と同じ趣旨の内容でございます。以上、①、②の特定財源の充当額合計1,906万2,000円を事業費から除いた1,275万円が一般財源でございます。

続いて、資料の6ページ、地域子育て環境づくり支援事業費につきましては、子育て支援に関する事業等を行う団体に補助金を交付し、地域で子育てを支援する環境づくりを推進しようとするもので、1団体30万円を限度に補助するものでございます。全額負担金補助及び交付金でございます。充当する特定財源は、歳入番号①、予算書は30、31ページ、市町村事業推進交付金で、交付率は2分の1でございます。予算額74万6,000円のうち本事業への充当額は5万円で、歳出における一般財源は25万円でございます。

次に、資料の7ページ、児童福祉施設維持管理経費につきましては、町内の児童の遊び場に設置している遊具の点検委託料でございます。財源につきましては、全額一般財源でございます。

なお、この後ご説明する事業につきましては、全額一般財源の場合、特に財源について申し上げますので、ご了承ください。

次に、資料8ページ、児童発達支援事業費でございます。児童発達支援事業所である、ひまわり教室にかかる経費で、就学前の発達が気になるお子さんに対して日常生活における基本的動作の指導、集団生活への訓練等を実施しております。報酬、職員手当等、共済費、旅費は、重度障害児の指導などに当たる保育士や言語聴覚士、理学療法士等の会計年度任用職員にかかる経費で、需用費は、施設の運営及び維持や児童の衛生管理等に必要な消耗品費や光熱水費、役務費は、電話料金にかかる通信運搬費や療育に使うぬいぐるみのクリーニング手数料や各種の保険料と、給付実績等の伝送に伴う国保連合会への手数料、委託料は、カーペットクリーニングや機械警備、児童の歯科健診に伴う委託料、使用料及び賃借料は、療育指導に必要な行事实施に伴うバス借上料、備品購入費は、日射病対策の日よけスクリーンの購入費等、負担金補助及び交付金は、児童発達支援管理責任者研修等の受講料負担金でございます。主な増減理由は備考欄記載のとおりでございます。

本事業の特定財源は、歳入番号①の児童発達支援給付費等負担金1,650万9,000円で、事業費全額に当たる1,179万円を充当しております。負担金の内容等につきましては、冒頭の職員給与費でご説明したとおりでございます。

次に、資料の9ページ、特定不妊治療費等助成事業費でございます。令和2年度までの特定不妊治療費助成事業費と不育症治療費助成事業費を統合したもので、全額負担金補助及び交付金でございます。特定不妊治療費の助成は、不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精や顕微授精等の特定不妊治療について、県が実施している補助に上乗せする形で治療に要した費用の一部を助成します。不育症治療費の助成は、医療保険が適用されずに高額の医療費がかかる不育症治療に要する費用の一部を助成します。いずれも助成することにより経済的負担の軽減を図るもので、計上額の内訳としましては、不妊治療にかかる部分として200万円、不育症治療にかかる部分が20万円と、前年度と同額としております。なお、特定不妊治療費の助成につきましては、本年1月1日以降に治療期間が終了するケースから、これまでの法律上の婚姻をしている者に加え事実婚関係にある者を助成対象に加えてまいります。これは、令和4年度からの不妊治療の保険適用への移行を見据えて特定不妊治療費の助成制度拡充を図る国の動向に合わせたもので、県の助成制度も改正されましたので、町も実施要綱を改

正し、整合を図ってまいります。

次に、資料の10ページ、児童福祉事務経費でございます。報酬は、寒川町子ども・子育て会議委員の報酬、旅費は、担当学会議や研修会等への出席、児童発達支援事業における療育の行事に伴う旅費でございます。特定財源として、歳入番号①の児童発達支援給付費等負担金1,650万9,000円のうち1万6,000円を児童発達支援事業にかかる旅費に充当しております。

続きまして、資料の11ページ、予算書は68、69ページをご覧ください。2目児童措置費でございます。児童手当等事務経費は、児童手当や児童扶養手当等の支給のために町が行う事務に要する経費で、会計年度任用職員の報酬や職員手当等、担当学会議等出席のための旅費、支払通知書用の用紙購入のための需用費、通知等の郵送のための役務費がその内容でございます。主な増減理由は、備考欄記載のとおりでございます。

次に、資料の12ページ、児童手当支給事業費は、児童手当法に基づき子育て家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を目的に、中学校卒業までの児童を養育している人に児童手当を支給するものです。全額扶助費でございますが、ここ数年の対象児童数の減少傾向やコロナ禍における妊娠届出数の減少傾向を踏まえ、令和3年度も対象児童数が減少すると見込み、前年度より3,714万円の減としております。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページ、国庫支出金の児童手当負担金5億5,588万円と歳入番号②、予算書は30、31ページ、県支出金の児童手当負担金1億2,217万円は、児童手当法に基づき支給額のうち被用者に対する3歳未満の児童に該当する部分については、国が45分の37、県が45分の4の割合、それ以外の部分においては、国が6分の4、県が6分の1の割合で交付されるものでございます。国と県の支出金の合計額6億7,805万円を事業費の8億22万円から除いた1億2,217万円が一般財源でございます。

続きまして、資料13ページ、予算書は70、71ページをご覧ください。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。職員給与費につきましては、子育て支援課のびのびすくすく担当と健康福祉部健康づくり課の課長及び健康づくり担当合わせて15人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページ、子ども・子育て支援交付金3,947万5,000円と歳入番号②、予算書32、33ページ、子ども・子育て支援交付金事業費補助金の3,947万5,000円は、先ほど子育て支援事業費でご説明したとおり、国、県それぞれ負担率3分の1で交付されるものでございます。子育て世帯包括支援センター事業において、母子保健コーディネーターを務める助産師や乳児家庭全戸訪問事業に関わる保健師の給料等に対して、国、県それぞれ306万円ずつを充当しております。このほかに子育て支援事業費や保育環境充実事業費等の事業に充当しております。

以上、①、②の特定財源の充当額合計612万円を事業費1億1,564万2,000円から除いた1億952万2,000円が一般財源でございます。

次に、資料の14ページ、母子保健事業費につきましては、母子保健法に基づき母子健康手帳の交付、父親・母親教室や離乳食講習会などの母子健康教育、7か月児相談や育児相談などの母子健康相談、妊婦健診や1歳6か月児健診、3歳6か月児健診などの母子健康診査、妊産婦訪問や新生児訪問、乳幼児訪問の母子訪問指導など母子の健康の保持及び増進のための事業を行うものでございます。報酬は、健診や講習会、育児相談等の実施にかかる栄養士、看護師、歯科衛生士等の会計年度任用職員報酬です。

旅費は、職員の研修参加や会議出席のための普通旅費と会計年度任用職員の費用弁償でございます。需用費のうち消耗品費は、母子健康手帳やブックスタート用絵本の購入費、離乳食講習会の食材料費などでございます。印刷製本費は、母子健康診査の記録票等の印刷代、医薬材料費は、母子健康診査で使用する使い捨て手袋や消毒液等の購入費でございます。役務費は、各種健診等の受診案内や未受診者への勧奨通知の郵送のための通信運搬費と、未熟児養育医療費にかかる国保連合会等への審査支払いにかかる手数料でございます。委託料は、妊婦健診や1歳6か月児健診等の各種健診事業にかかるもので、神奈川県産科婦人科医会や茅ヶ崎医師会等へ委託して実施するものです。使用料及び賃借料は、歯科健診で使用する器具の借上料、備品購入費は、歯科健診用ライトの購入費、負担金補助及び交付金は、償還払いによる妊産婦健診受診費用等の助成金や、産科医療機関を確保維持するために新設した産科医師等分娩手当補助金、扶助費は、母子保健第20条の規定に基づき町が負担する未熟児養育医療費でございます。

令和2年度当初予算では、離乳食や子どもの栄養に関する親の不安が強い育児不安となって児童虐待につながるケースもあることから、栄養相談にタイムリーに対応できるよう、週2日勤務の管理栄養士を2人配置し、おおむね週4日の配置日数としましたが、令和3年度は2人のうち1人の勤務日を1日増やし、配置日数をほぼ週5日として栄養相談の体制をさらに強化するため、報酬を増額しております。また、委託料につきましては、妊婦歯科健診や産婦健診、新生児聴覚検査などの件数について、令和2年度の実績見込みを踏まえて精査した結果、減額しております。負担金補助及び交付金につきましては、委託料と同様に産婦健診と新生児聴覚審査の費用助成について実績見込みを踏まえて減額しているものの、産科医療機関を地域で確保維持していくために、県の補助金を活用する形で産科医師等分娩手当補助金を新設したことにより増額となっております。特定財源でございますが、まず歳入番号①、予算書28、29ページの未熟児養育医療費等国庫負担金50万円と、1行飛びまして、歳入番号③、予算書30、31ページの母子保健衛生費等県負担金25万円は、母子保健法に基づき市町村が未熟児養育医療費として要する費用に対する国と県の負担金で、負担率は国が2分の1、県が4分の1でございます。

続いて、歳入番号②、予算書28、29ページの母子保健衛生費国庫補助金194万3,000円は、国の母子保健医療対策総合支援事業実施要綱に基づき実施する事業に対する補助金で、補助率は2分の1となっており、産婦健診の委託料及び負担金補助及び交付金の財源として120万5,000円を充当しております。また、歳入番号④、予算書32、33ページの産科医師等分娩手当補助金46万6,000円は、県の地域医療介護総合確保基金事業費補助金医療分交付要綱に定める事業の1つである、産科医師等分娩手当補助事業として、県内に所在する分娩施設の開設者が分娩を取り扱う産科医師等に支給する分娩手当等に対する補助金で、1分娩当たり1万円を基準額として補助率3分の1で交付されるものでございます。

以上、1から4の特定財源の充当額合計242万1,000円を事業費から除いた4,022万8,000円が一般財源でございます。

次に、資料の15ページ、う蝕予防対策事業費は、乳幼児時期からのう蝕予防対策として、食事や生活習慣の確立する2歳児を中心に歯科健診、歯科相談とブラッシング指導及び栄養指導を行い、歯磨き習慣確立と口腔の健康増進を図るものでございます。報酬は、歯科保健指導や食育指導などに当たる歯科衛生士や栄養士等の会計年度任用職員報酬、旅費は、会計年度任用職員の費用弁償でございます。需用

費の消耗品費は、教材として使用する歯の健康パンフレットの購入費、医薬材料費は、ブラッシング指導時に配布する幼児用歯磨きと歯ブラシの購入費でございます。役務費は、2歳児歯科健診の案内と問診票の郵送に伴う通信運搬費、委託料は、2歳児歯科健診の実施について茅ヶ崎歯科医師会に委託するための委託料です。使用料及び賃借料は、健診時に使用する器具の借上料でございます。

次に、資料の16ページ、子育て世代包括支援センター事業費でございます。妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し母子保健コーディネーターの助産師によるきめ細やかな対応により、その人その人に応じた相談支援を提供する母子保健型の利用者支援事業を実施するとともに、出産直後に家族等から十分な支援が受けられない母子や育児不安の強い産婦に対し、適切な心身のケアや育児サポートを提供する産後ケア事業を行うものでございます。母子保健コーディネーターの助産師2人を任期付職員として採用したことから、会計年度任用職員の報酬、職員手当等、共済費及び旅費が皆減となっております。委託料は、産後ケア事業を医療機関や助産院等へ委託して行うものでございます。令和元年12月の母子保健法改正に伴い、出産後1年を経過しない女子及び乳児について産後ケア事業の実施が市町村の努力義務として規定され、本年4月1日から施行されることになっています。町では、これまで国のガイドラインに準ずる形で実施要綱により出産後4か月未満としておりましたが、法改正に対応するよう要綱改正を行い、4月以降の利用分から適用してまいります。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書28、29ページの母子保健衛生費国庫補助金194万3,000円につきましては、先ほど母子保健事業費でご説明したとおり、補助率は2分の1となっており、産後ケア事業に要する費用に73万8,000円を充当しております。この特定財源の充当額を事業費から除いた73万9,000円が一般財源でございます。

続いて、資料の17ページをご覧ください。2目予防費の母子予防接種事業費でございます。予防接種法に基づきBCG、小児肺炎球菌、日本脳炎などの子どもにかかる個別予防接種や成人を対象とする風疹予防接種を実施するものでございます。報酬は、接種履歴の適切な管理のために一人一人が受けた予防接種のデータを健康情報システムに入力するために雇用する会計年度任用職員の報酬、旅費は、担当職員の会議出席等にかかる普通旅費、需用費の消耗品費は、乳児家庭全戸訪問の際に配布する予防接種についての説明用小冊子等の購入費、印刷製本費は、接種の際に使用する予診票の印刷代でございます。役務費は、麻疹・風疹予防接種未接種者への接種勧奨通知や、風疹の追加的対策に伴う検査受検勧奨通知及びクーポン券の郵送にかかる通信運搬費と、請求事務にかかる国保連合会への事務手数料でございます。委託料は、各種の予防接種の実施や風疹追加的対策に伴う抗体検査の実施を委託するために必要な委託料と、昨年10月から新たに定期予防接種として実施が始まったロタウイルスワクチンの接種履歴情報を健康情報システムに登録できるようにするためのシステム改修委託料でございます。負担金補助及び交付金は、保護者の里帰りなどの理由で委託外の医療機関で接種を受ける場合について、定期予防接種を受ける機会の確保を図る観点から、あらかじめ申し出ていただくことにより償還払いを行うための個別予防接種償還金でございます。扶助費は、定期予防接種により健康被害を受けた方の救済のための手当等でございます。主な増減理由は、備考欄記載のとおりですが、風疹の追加的対策や成人の風疹予防接種にかかる令和2年度の実績見込みを踏まえた結果、役務費や委託料などを大幅に減額しております。特定財源につきましては、歳入番号①、予算書28、29ページの感染症予防事業費等国庫補助金119万4,000円は、風疹の追加的対策の実施に伴う風疹抗体検査に要する費用への国の補助金で、補助率

は2分の1でございます。風疹抗体検査の受検勧奨通知とクーポン券の郵送料及び検査委託料に充当しております。

歳入番号②、予算書32、33ページの予防接種健康被害救済費補助金445万5,000円は、予防接種法に基づき町が行った予防接種により生じた健康被害の救済措置に要する費用に対し県が支出する補助金で、補助率は4分の3でございます。

歳入番号③、予算書は同じく32、33ページの風疹予防接種事業補助金15万1,000円は、風疹の流行及び先天性風疹症候群の発生防止のための事業に対する県の補助金で、補助率は3分の1でございます。町では、妊娠を希望する女性と妊娠している女性の夫またはパートナーを対象とする成人の麻疹・風疹混合ワクチンの予防接種委託料に充当しております。

以上、①から③の特定財源の充当額合計580万円を事業費から除いた1億1,510万4,000円が一般財源でございます。

以上で、子育て支援課の予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

茂内委員。

【茂内委員】 2点ほどあります。お願いいたします。予算資料のタブレット3ページになるんですけども、子育て支援事業費についてお尋ねします。この事業費は、子育て支援課に相談員を配置することなどのほかに、養育支援訪問事業を通じて児童虐待の防止を図ることも目的の1つではないかと思います。児童虐待の防止を図る上で令和2年までの取組で課題として見えてきたこと、あるいはその課題を踏まえて令和3年度に力を入れて取り組みたいこと、例えば県の児童相談所との一層の連携強化を図ることなど、何かお考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

もう一点は、予算資料のタブレット14ページになります。母子保健事業費についてお尋ねいたします。母子の健康を保つために教室や相談、訪問などを実施しているかと思いますが、令和2年度は、コロナの影響もあって、教室や相談、訪問などが行きにくい状態であったのではないかと思います。そうした状況も踏まえまして、令和3年度は、コロナの状況の下で、どのような事業展開をこれから図っていくかと思っていられるかなと思ひまして、お聞かせいただけたらと思います。

【横手委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず1点目の令和2年度取組の中で、児童虐待の関係で課題として見えてきたことはということですが、令和2年度に限ったことではなくて、最近感じるのは、児童虐待までいかなくても、子育てされるのにいろいろとお悩みを持ってられる方が非常に増えてきているなと感じています。それに対応する町の体制としても、職員の体制が非常にタイトになってきているなということと、あと経験を持った職員が、年々退職ということもあつたり、人事異動の関係もありますが、経験を豊富に持っている職員の配置というのが、保健師等も厳しい状況もありますので、そういった部分で人の配置というのは、長い目で見ていったときには、虐待につながっていかないようにするための体制としては、今後も充実させていかないといけないと担当としては感じているところがございます。

それから、2つ目のご質問の訪問とか教室とか相談とか、そういったものを含めてコロナの影響でと

いう部分ですが、2年度については、最初の緊急事態宣言が発令された当初は、健診ですとか、相談事業も見合わせました。ただ、その後、やり方を工夫して、どうしたら密にならないで健診等、相談等をうまく回せるかというのを担当もよく考えてくれまして、それについては、緊急事態宣言が明けてから実施できなかった部分も含めて全て開催するようにして、今後それ以降、順当に中止することなく開催できていますので、それは令和3年度以降も同様の形で、引き続き感染防止に努めながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

【横手委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 児童虐待なんですけども、令和2年だけではなく、児童虐待は毎年同じようにあるということなんですけども、人の配置は確かに難しいとは思いますが。ただ、無力の子どもが傷つかないように大人が手を差し伸べられることは……何も悪いことをしていない子どもがとてもかわいそうだと思うので、皆さん大変だと思いますけども、ぜひ、子どもたちが皆平等に幸せになれるようにしていただきたいと思えます。

あと、お母さんたちは、子育てしていて不安がいっぱいな中でも、コロナのこともありながらも、皆さんの力を貸していただいているということを今聞きましたので、今後もそのままお母さんたちが孤独にならないようにしていただけたらと思います。

【横手委員長】 そちらも要望でよろしいですか。何かありますか。

宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 ありがとうございます。今質問としては1つ、2つと分かれていましたけど、実際の取組としては全て関連性があるなと思っています。母子の健診等もそうですし、それから、職員の体制だけ申し上げましたけど、虐待防止では、いろんな関係機関ともネットワークでつながっていますので、そういったいろいろなところとも協力しながら、虐待事案というのがないように努めていきたいと思っております。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

天利委員。

【天利委員】 それでは、何点か聞かせていただきたいんですが、子育て支援課というのは、多分人口ビジョンの中で非常に重要視されているところだと思うんですね。子どもを育てるママさんたちにこれから寒川に移り住んでもらえるという大きな事業だと思っていますので、残念ながら寒川町は、ママになる前に寒川町から離れてしまう傾向が多いので、そのときにまたママさんたちを寒川に呼び寄せるような事業の展開になってきているので、ぜひこんなところを重要視していただきたいという要望もあるんですけども、その中で先ほど前委員がお話しした子育て支援の事業費の中で、児童虐待で、最近でも本当に痛ましい事件が発生しているというのがあって、年々多くなっている、これは産後ケアの形やネグレクトの関係もかぶってくる、先ほど課長が言いましたように、いろんな事業が関わってきて、そこから発見されるような虐待の防止が見えてくるんですけども、早期発見と職員の対応、相談所の対応というのが一番重要だと私も思っているんですが、多分我が町ではそういうことはないだ

ろうと思っておりますけども、ただ、こういう事案が発生するというのはないというのはないとは思いますが、町では、先ほど答弁のあったように、町内の関係機関がどういう形で連携を取って、こういう小さな子どもさんたちを虐待から救い出せる体制というのは、これから令和3年に向けて大きな対応策というのがあるかどうか、それをお聞かせいただきたいのと、あとは産後ケアの中で、4月1日から制度が変わって1年間というところで、予算を見ると、あまり変わっていないんですよね。16ページで委託料になるのかな、微増、これは令和3年度にこの費用を算出した経緯をお聞かせいただきたいのと、あと17分の17、母子予防接種の事業費で、会計年度任用職員の日数を増やすというところで、いろんな接種があって、今キーワードがワクチンになっているんですね。今回はロタワクチンの定期の接種とかBCGとか、いろんなワクチンがあるんですけど、任用職員の配置の日数を増やすだけで賄えるかどうか、それを確認させていただきたいと思います。

以上、この3点です。

【横手委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず1点目、虐待の早期発見等の対応の関係です。こういった体制でという部分です。町では、現状でも子どもサポートネットワーク協議会ということで、警察や児相をはじめ関係した機関と連携を取りながら、虐待の防止に努めているところでございます。この体制は当然令和3年度以降も続けていくつもりでございしますが、いろんな事例というのがこまごまとしていきているところはあろうかと思しますので、よりその連携を密に取りながら、虐待の防止それから早期発見、そういったものに努めてまいりたいと思っております。

それから2点目の産後ケアの関係で、あまり数的に大きく変化がない部分ではございますが、先ほど説明の中で申し上げたとおり、産後ケアの対象期間が今までの4か月から1年になり、件数的には増えていくだろうと認識はしています。ただ、産後ケア事業を今まで4か月でやってきた実績の中で、どの利用形態というのが大きく伸びていくのか、なかなか傾向がつかめないので、今回予算に当たっては、訪問型を、取りあえず回数的には10回増やすような形で見込んでおります。ただ、実際にそれが今度1年に延びたときに、どれぐらいの利用が出てくるかというのは未知数ですので、もしこれで不足してくるようなことがあるようでしたら、また年度の途中の伸び具合などを見ながら補正の対応をしていくのかなとは思っております。現状ではなかなか目に見えて大幅に伸ばしたということはありませんが、期間が延びるということもあって、増額で要求させていただいたところでございます。

それから3点目、予防接種の関係で任用職員の配置を増やしたことで対応が可能なのかというところですが、任用職員については、予防接種のデータを健康情報システムに入力するための業務ということで雇用しております。これについては、昨年10月からロタワクチンが増えたので、それを入力していく作業が必要になってきますので、それで業務量が増えるということから、1日増やしたという状況でございしますので、予防接種等そのものについては、各契約医療機関にそれぞれ行って、打っていただくこととなりますので、接種そのものが滞るということはないと認識しております。

以上です。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 ありがとうございます。まず、虐待については、いろんなケースがあるので、ケース・バイ・ケースで対応しなければいけないと私も思っていますけども、いつもニュースなんかを見てみると、手後れだ、ああだったらいい、こうだったらいいという最終的にはそんな結論に達してしまって、犠牲になる子どもさんたちが一番かわいそうなので、町の対応というのが非常に難しいと思うので、踏み込んでということはなかなかできないと思うんですけども、それは一人の人命で、ぜひこういうことがないように事前に、こういった支援サポートの相談室があるので、いろんな方からの情報を得てピンポイントでこういうことが起きているようなというアンテナを張りながら、ぜひ防いでいっていただきたいなと思っております。これについては意見で結構でございます。

あと、産後ケアの1年というのは大体分かりました。ある程度予算を決めておいて、その後に補正という形で切れ目ない産後ケアが継続できると認識させていただきました。

あと、ワクチンの関係については、了解をいたしました。入力するのが1種類増えたので、日数を1日増やすということですので、特にございませんので、以上でございます。

【横手委員長】 それでは、ほかに質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 4ページの小児医療費の需用費のことで聞きたいんですけど、今回コロナの影響で扶助費を減らしたということなんですけども、今回所得制限撤廃ということで、4月1日から、地元に入っても非常に喜ばれているんですね。冗談を言いながら3月31日までは我慢させて、1日にいかせる、そんな話をしながら非常に喜んでいただいているんですね。3,500万円ということなんですけど、これはコロナの影響だということなんですけども、町長も言っていたのは、選ばれるまちとして所得制限撤廃を拡充しましたということなんですけど、さらに拡充ということで、またさらに選ばれるまちとして、予算3,500万円というのは、今回特別なのかもしれないんですけど、自分たちも言っていましたが、高校生まで拡充したら、さらに選ばれるまちになるんじゃないかなと思っているんですね。それでその影響額というのが今分かれば教えていただきたいんですが、高校生が今何人いるのか、もしも所得制限撤廃になればどのぐらいかかるのかというのが分かれば、教えていただきたいんです。

【横手委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 高校生については、もともと対象になっていなかったもので、我々としても数字は今持っていないので、把握しておりません。

【横手委員長】 資料として必要ですか、青木委員。

【青木委員】 できれば調べていただいて資料をお願いしたいんです。時間がかかるようであれば、分かったときでいいんですけど。

【横手委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 大変恐縮なんですけれども、そもそも対象としていないものですから、集計そのものもしていませんし、国保連合会等からデータももらっていませんので、集計とか数字の把握というのは現時点では……。

【横手委員長】 なるほど、そうすると資料としても出せる環境にはないということでもいいわけですね。だそうです、よろしいですか。ほかに質疑のある方。

黒沢委員。

【黒沢委員】 大きくは3点ほどございます。昨年コロナ禍ということで、全国の新生児の誕生が87万人ということで、統計を取り始めて最も少ない年であったということでございますので、少なからずコロナの影響というのがあったのかなと思います。結婚を控えてしまったりとか、出産を控えてしまったりとかという方たちも少なくなかったんだろうと思います。そうした中で、子育て支援策、妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援の充実というのは、どこの自治体でも求められている部分なのかなと感じております。

そうした中、まず3ページ、子育て支援センターの委託料が、若干ではありますけれども、昨年と比べて少し減っている、その減額の理由です。それをまずお知らせいただきたいと思います。

それから、8ページ、ひまわり教室の運営に関わる部分かと思いますが、前段、福祉課の中で児童通所支援費の増の理由として、利用者の増が見込まれるとございましたけれども、ひまわり教室を利用される児童も増えるんだろうと想定されるわけですが、現状でしっかりと対応ができるのかどうについて、令和3年度に向けて会計年度任用職員の配置時間を増やすこととしておりますけれども、それで対応可能なのかどうかという部分についてお知らせいただきたいと思います。

それから、16ページ、子育て世代包括支援センターです。ここで母子保健コーディネーターの助産師を任期付職員として採用しましたので、ここでは人件費は出てきませんということでしたけれども、今年度と比べて来年度令和3年度は、母子保健コーディネーターの助産師のこれに関わる配置としては、現状維持という捉え方でよろしいのかどうか、その辺についてまず確認させていただきたいと思います。

【横手委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 1点目の支援センターの委託料に関してなんですけれども、当初、予算の計上のおきにお話しさせていただいて、消耗品など削れるところを削っていただいたりとか、在庫のチラシがまだあるので今年度は印刷は大丈夫だとか、あと借り上げているパソコンなり、印刷機は借り上げたばかりだったので、修繕とか、消耗品とかも必要ないということで、この金額にさせていただきました。

【横手委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 次、2点目のひまわり教室利用増が見込まれるという中で、現状対応はしっかりできるのかというご心配をいただきました。ありがとうございます。

今回おっしゃるように、会計年度任用職員の報酬も増やしていただいているのは、まさにそれに対応するためで、聞くところによると、幼児教育の無償化の関係もあって、幼稚園に一般の入園する方が増えて、ひまわり教室に通うようなお子さんが幼稚園に入るのが難しくなってきたというようなこともあって、ひまわり教室の利用を引き続きしていきたいという方も増えていて、例年ですと、年度当初というのは、ひまわり教室は比較的どちらかというと人数的には利用者が少ない中でスタートするのが通例だったんですけれども、3年度については、今の時点で13名利用の予定が決まっている子がいますので、そういう意味でいうと、変な言い方ですけども、無償化のあおりと言うと語弊がありますが、幼稚園でも発達に心配な子を見るとなると、手がかかっていくので、そういう部分よりかは、通常の方が先に入園が決まっちゃうんだろうなというところで、あおりを食っているようなところもあるのかもかもしれませんが、一応そういう状況もございますので、そういったことに対応するために人を増やすとい

うことは対応していております。

それから、3点目の母子保健コーディネーターの任用の関係で、体制について現状維持かと、それは基本的には令和3年度の予算の内容というのは同じ内容、現状維持でいく予定で考えております。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 それでは、まず、1点目、子育て支援センターの委託料の減については、これまでやってきた事業については基本的には影響がないと認識しましたが、子育て支援センターは、育児をされているお母さんについては、非常に大切な場所であろうと、これからも大切な場所であろうと思いますが、コロナの中で行き控える方もいらっしゃるかと思います。それでも、やはり相談とか、助言を欲しているお母さん方はたくさんいらっしゃる中で、それをどうやって補完していくかというところになってくるのかなと思うんです。特にコロナがあって、ニュースタイルといいますか、生活スタイルが変わってきた中では、ほかの先進事例とかを見ると、オンラインで直接顔を見ながら相談ができる体制をつくっていったりとか、そういったことで、育児をしていただいているお母さん方を孤立化させない、一番は、妊娠、出産をして、孤立してしまうというのが一番産後鬱につながっていくと思われます。周りに当然支援してくださる方が、知り合いですとか、ご家族とかがいれば、ある程度軽減されるんですけども、そういう条件が整っている方ばかりではないので、それは行政がしっかり手を差し伸べなければいけない部分だと思いますけども、そういったことで新たな取組と考えられないのかと感じているわけですが、いかがでしょうか。

それから、ひまわり教室です。既に13名の利用が決まっている、理由としては、幼児教育の無償化も影響としてはあったのかなというお答えでしたけども、それはしばらく続いてしまうんだと思うんですね。これまでもひまわり教室の環境整備、スペースの確保ですとか、それから事務スペースとして手狭ではないのかとか、その辺の環境の問題というのは言われておりましたし、今あるスタッフの皆さんは本当に一生懸命やっただけでいることはよく承知していますけども、預けるご家族の皆さんは、各児童に合った適切なプログラムを欲しているわけですね。それにしっかりと対応できているかどうかは課題としてはあるのかなと思うんですけども、その辺の令和3年度に向けた担当課としての認識についてお聞かせいただきたいと思います。

子育て包括支援センターの件で、コーディネーターについては、2年度と同じような体制でいきますというお答えでございました。前段の委員の質問にもあったとおり、4月1日からは新しい法を適用して、産後ケアの区間というのが1年間になるので、ある程度事業費を、微増という形ですけれども、多く見積もっていただいたことと思いますけども、実際先ほども触れましたけども、産後の中でどうしても鬱になるケースというのがコロナの中でも増えてきているというデータが出ている中で、それはやはり外に出られないということがあって、孤立してしまっ、これまでの相談を受け付ける、それから助言をしていくところから、ここへの支援というのは直接的な家事支援ですとか、育児支援、こういった直接的な支援がより必要になってくるのかなと感じるわけですけども、その辺について、新しい事業展開というのは考えられなかったのか見解を伺いたいと思います。

【横手委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず、1点目、コロナ禍の中で新しい取組等も含めて新センターの取組、

孤立化させないような取組にお答えするんですけれども、確かにコロナ禍の中で、そもそも利用そのものに制限をかけて運営してきた部分がまだありますので、それについては従来のように自由にフリースペースに来て、センターの職員と話をするという部分が制約されているので、ご不便とか、それから相談したいのになかなか話せない、そういう環境にさせてしまってきたというのはあるかと思います。電話の相談について制限なくやっては来ましたが、直接顔を合わせて、顔を見てというのはあるかかと思っています。実際に委託している青い鳥の職員からも、例えばオンラインでという部分については、相談もいただいていることもございますので、これはツールなりいろんなものを使った形で何かしらできないかというのは、課題として考えていきたいなとは認識しております。

それから、1個飛ばしまして、3点目の包括支援センターの関係について、鬱になっていくケースの中にはというお話もございました。母子保健コーディネーターに限らず、不安を抱えていらっしゃる産婦さんとか、お母さん方については、保健師も当然訪問の中で気になるお子さんとかには、お子さん、あるいはお母さんのところには声をかけていますし、それから様々な健診の場とか、そういったところでも気になるところは声をかけている状況がございます。

そういった中で、今お話いただいているような少し踏み込んだ家事とか育児支援という実際の手助けをしていくお話かと思いますが、産後ケアという事業のくくりでこれをやろうとすると、なかなか厳しい部分があるかなと、というのは、産後ケア事業は今回国庫補助が出てやっている部分もありますので、また法定化もされてきた部分もありますから、そこから外れていく取組となると、お金の話になってきて恐縮ですけども、それなりの財源を見つけてこない、取組がなかなか厳しいのかなと思っております。ただ、一方で、そういう支援が必要な方がこれから増えてくるだろうということも一方で認識しておりますので、そう遠くない将来に考えていかないといけないなという認識は持っております。

【横手委員長】 加藤副主幹。

【加藤副主幹】 ありがとうございます。2点目のひまわり教室の関係につきましてお話しさせていただきます。環境整備につきましてお話をいただきましたけれども、今年度の事務スペースにカーテンレールなどを引かせていただいて、部屋を分けるという工夫をさせていただいたり、そのことによってクールダウンのスペースの確保であったり、相談をする場合、事務スペースとの見晴らしのいい環境ではなく、きちんと相談ができるように仕切りをするという形で工夫させていただいております。おかげさまで、今年度の当初で整理できましたので、今年度も相談のときにはカーテンで仕切って、相談ができております。

また、各自に合った適切なプログラムでございますけれども、ひまわり教室は、従来から集団指導と、その中でその日によってお子さんの参加する人数にもよるんですけれども、個別の対応で個別プログラムとして、全ての職員が必ず専門職、保育士であったり、ヘルパーさんにしても、あと看護師さんとか保健師、助産師など会計年度任用職員さんたち全て専門の資格をお持ちの方に入っておりますし、もちろん常勤の職員も保健師、保育士、あと私も社会福祉士など専門の職員がおりますので、その中でも児童発達支援管理責任者としてのスキルを生かしたり、また公立の通所事業所の園長会とか、あと心身障害児の研究会などがあって、残念ながら今年度は開催ができず、書面会議みたいな形で終わってしまったんですが、例年ですと、各事業所さんにも伺って、その事業所さんのプログラムなどを勉強

させていただいたり、それを持ち帰って、またひまわり教室で生かして、取組をするというようなことは今から既に始めておりますので、今後もそれにつきましては、ますます充実していかなければならないと思っております。

以上です。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 1点目、2点目については、了解いたしました。3点目は、今、課長から、子育て包括支援センターについての考えを伺ったところでございます。ここを産後ケアとして今まで以上に踏み込んだ事業については、なかなか難しいとなると、違う事業をしっかりと立てて、町単独でやっていくことも、やぶさかでないですよというお話だったのかと思いますが、それには、やはり今まで町の職員がそこまでやっていくというのはなかなか難しい状態になってくるので、外部の力といいますか、今まで党としても言ってきましたけども、産後ドゥーラの活用というのを視野に入れながら、実際のこういった家事、それから育児の直接支援を考えていく時期に来ているのかなと思いますが、その辺についてもう一つ深くお答えいただければと思います。

【横手委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 ありがとうございます。従来からいろいろご教示いただいている部分もございまして、そういったものの活用の必要性というのは十分認識しているつもりでおります。ただ、近くでご活躍されている方というのが、なかなかいच्छらないというのも事実でございまして、そういった方にどうやったら広げていけるのかということも含めて、すぐにその仕組みを導入するところまではいかないにしても、どういう方向性としていったらいいのかというのは今後研究していきたいなと思います。

以上です。

【横手委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、私から3点、まず1点目がファミリーサポートセンターなんですけれども、こちらについても予算上は微減かなと思うんですが、ただ一方で、無償化の影響で今後ファミサポの利用というのは増えていくんじゃないかなと想定もできるかなと思うんですが、今のままの予算措置でしっかり対応できるのかという点、2つ目が、私も児童発達支援のひまわり教室の件なんです、定員が20名ということだと思うんですが、現状で既に13名になっていて、20名以上、ひまわり教室の定員を超えた場合、町としてはどういう対応をしていくのか、これは恐らく、先ほど福祉課でもありましたけれども、他市の施設を紹介するだとか、町内のほかの施設を紹介するだとか、そういうことになるのかなと思うんですが、その点について明確にお答えいただきたいと思います。

最後、これは恐らく14ページの母子保健事業の中に入ると思うんですが、1歳半健診と、あと3歳半健診、法律で定められた健診について、受診率が今までどういった推移だったのか、令和3年度はどういった受診率を目標にしているのかということをお答えいただきたいと思います。

【横手委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず1点目、ファミリーサポートセンターの委託料が微減という中で、対応していけるのかというご質問をいただきました。現状では、昨年緊急事態宣言が出て、学校が休校に

なったときに、我々もファミサポの利用がものすごく増えるんじゃないかと懸念したんですが、実際にはそれほどでもありませんでした。また、無償化になったからといって、利用が激増したかというところ、そういうわけでもありませんので、そういう部分では今そういった要因によって対応し切れなくなるほどの増加具合というのは今のところない状況ではございます。そういったことを踏まえると、今回委託料が減ったというのは、さっき子育て支援センターでも言ったような趣旨の理由で減させてもらっていますので、実際の対応では、今のところはこの委託料でもやっていけるのかなと認識しております。

それから、2点目のひまわりの20名定員を超えたらという部分は、ひまわり教室の利用定員を定めていますので、超えた部分については、ひまわりとしては受けられませんという話になりますので、それをどうするというのは、おっしゃるとおり、福祉課でのお話になってくるのかな、ほかのところを紹介したりということになるだろうと思っています。

【横手委員長】 野呂副技幹。

【野呂副技幹】 お尋ねの1歳6か月児健診と3歳6か月児健診の受診率についてお話しさせていただきます。まず1歳6か月児健診ですが、平成26年の受診率は98.8%、平成30年は97.6%、令和元年は98.9%、今年度令和2年ですが、令和3年2月末までの数字でいきますと、96.2%となっております。3歳6か月児健診では、平成29年は95.4%、平成30年96%、令和元年では97.4%、今年2月までの今年度の推移としましては97%となっております。また、今後の受診率についての見込みということでしたけれども、100%を目指したいところではあるんですが、それはかなり困難なことであるので、受診率は同等90後半の数字を落とさないようにしていきたいなと思っております。

また、ここで100%になっていない方のフォローに関しましては、未受診の訪問等で必ず現認をさせていただきますというところをお話しして終わりにしたいと思います。

以上です。

【横手委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 今の3点目の補足といいますか、100%を本来目指すべきであるけれども、実質は厳しいのというお話をしましたけれども、補足で申し上げますと、新しい総合計画の施策の目標で具体的な取組の中で母子保健事業を上げさせていただいています、実施計画の中で。その中で目標指標としては、今言った1歳6か月と3歳6か月、それと4か月健診とお誕生前健診というのがあって、すけれども、その4つの健診の受診率の平均値で目標指標を上げています。それは目指すべきところなので、100%にさせていただいていますので、念のため申し添えさせていただきます。

【横手委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 1歳半健診と3歳半健診の受診率につきましては分かりました。かなり高い数字で推移しているということと、あとは未受診者に対するフォローもしっかりやっていただけているということで、この点については引き続きやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ファミサポの件です。予算上特に問題ないというお話、見解をいただいたところなんですが、あともう一つ懸念されるというか、潜在的に課題なのが需要と供給ですね。お願い会員と任せて会員、任せて会員が足りないんじゃないか、潜在的な課題があると思うんですが、令和3年度については、

任せて会員の確保について具体的にどういったことをやっていくのかお答えいただきたいと思います。

ひまわり教室の件につきましては、分かりました。福祉課につないでというお話もいただいたところなんですが、お聞きしたいのが、ひまわり教室に通っている子の中で、発達支援の事業というのは、事業所によってかなり特色が分かれるところだと思うんですね。実は私も個人的に、町内じゃないんですけど、発達支援について深く関わったことがありまして、事業所によって特色があって、合う子と合わない子がいる、非常にデリケートな問題かなと思うんですけども、例えばひまわり教室に通っていて、どうしても合わないから、ほかのところに施設を替えたいみたいな、そういった相談とか、実際にそういったケースはあるのかどうかお答えいただきたいと思います。

【横手委員長】 加藤副主幹。

【加藤副主幹】 ありがとうございます。ひまわり教室のご質問についてお答えいたします。今、佐藤（正）副委員長がおっしゃったように、ひまわり教室のまずご利用を始めまして、その後ほかに、たまたま昨年5月に児童発達支援事業所が寒川町内にもう一件立ち上がったんですけども、そちらは療育の時間が1回2時間、午前2時間か、もしくは午後2時間みたいな形で事業所を運営されていらっしゃるんですけども、そちらに行ってみたいというご相談があれば、まず受給者証に載っている、福祉課で受給者証を交付していただいているんですけども、その制限日数の範囲内でほかの事業所にも行きたいんだということであれば、個別プランの見直しのご相談をさせていただいて、それでそちらの事業所にまた改めて何日間か行くんだというようなこととか、そういうことは具体的に起こっています。あります。年長児になると、2か所じゃなくて、3か所に行くなんていうお子さんもいたりするんですけども、ただ、あまり1人のお子さんがあちこちに行くと、統一性が取れなくなりまして、すごく繊細なお子さんたちでありますので、親御さんともよくご相談させていただいて、プランの見直しをするところから、それからその先、事業所で行う個別支援計画についても踏み込んだ形でお話しさせていただきながら、お子さんにとってより良い環境整備ということで、普通という表現が正しいかどうか分からないんですけども、習い事をするのにも、1週間全部習い事が入っているお子さんもいらっしゃるかもしれないんですけども、学校に行きながら習い事をいっぱい、塾にも行ってというと、多分お子さんがすごく疲れちゃいますよねみたいな話を例に出してお伝えするんですけども、ひまわり教室も長年町が直営でやっていまして、保育園とか幼稚園の代わりとして通っていただいているところから始まっているものですから、うちは朝9時半から2時半までお預かりするという流れの中で、先ほど佐藤（正）副委員長がおっしゃっていただいたように、今児童発達支援事業もいろんなやり方で、いろんな特色を持った事業所がどんどんできていますので、そういうところでバランスを考えながら、親御さんは焦るし、心配事がいっぱいなので、新しいものができると、どうしてもそっちにすぐ、あっちはどうかしら、こっちはどうかしらとなったりするんですけども、それにつきましても、ゆっくりとご相談させていただいて、できる限りお子さんにとってより良いプログラムなどを考えさせていただいているのが現状でございます。

以上です。

【横手委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 ファミサポセンターの任せて会員さんの課題なんですけれども、今年度は祖父母教

室にいらっしゃっている参加者に周知して、ぜひというお話とか、NP講座で保育をやっている方に連絡先を聞いて、研修を受けていただいて、会員になってくださいというお話をさせていただいたんですけども、来年度もそういう形で増やしていけたらなと思っております。

以上です。

【横手委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 1点、今ひまわり教室というか、発達支援については、かなり踏み込んでお答えいただいたかなと、町の姿勢も明確にお答えいただいたかなと思うんですが、最後、例えば2つの施設だったり、3つの施設に通う子どももいると今お答えいただいたんですが、施設間の子どもの情報の共有というのは、しっかりされているのか、それは施設が管理するものなのか、それとも町もそれに対して何らかの形で入っていきながら管理しているものなのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

【横手委員長】 加藤副主幹。

【加藤副主幹】 今のご質問の件につきまして、まず、ひまわり教室を一番最初にご利用いただく方につきましても、2か所目としてひまわり教室をご利用いただく方につきましても、必ず事業所間で連携をするということで、親御さんにも同意していただいて、半年に1回個別支援プログラムなどの見直しをするときがあるんですけども、その折には、いつていらっしゃる事業所に皆さんに集まっていたいて、本来であればセルフプランでなければ、そこに相談支援専門員さんという、高齢介護でいうところのケアマネジャーみたいな存在があるんですけども、その方も、いらっしゃればなんですが、今のところひまわり教室をご利用のお子さんで、相談支援専門員さんがプランを立てているという方がいないので、ひまわり教室でコーディネートして、一緒にケースカンファレンスをするという取組はしております。なので、事業所間で連携を取り合っているようなことはできているかと思います。

以上です。

【横手委員長】 では、ここで質疑を打ち切りたいと思います。ご苦労さまでした。以上で健康子ども部子育て支援課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は17時といたします。

【横手委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

暫時時間延長いたします。

それでは、続きまして、健康子ども部保育・青少年課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

伊藤部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、続きまして、現保育・青少年課の審査をお願いいたします。新年度からは子育て支援課、学び推進課へと所管事業が移行してまいります。伊藤保育・青少年課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 伊藤保育・青少年課長。

【伊藤保育・青少年課長】 それでは、健康子ども部保育・青少年課所管の令和3年度予算につつま

して、予算書及び予算特別委員会説明資料により説明させていただきます。

なお、部長からもございましたが、保育・青少年課につきましては、組織の見直しに伴い予算内容が、予算特別委員会説明資料の備考欄に記載のとおり、保育担当が所管している内容は令和3年度より新たに設置されます学び育成部子育て支援課へ、青少年育成担当が所管している内容は、同じく学び育成部学び推進課に変更になりますので、よろしくお願いいたします。また、事業の組み替え等により令和2年度の事業名から変更がある場合には、説明資料の事業名の右側に前年度事業名を記載しておりますので、合わせてよろしくお願いいたします。

それでは、ご説明に移らせていただきます。まず、予算書は66、67ページ、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の1の2職員給与費につきましては、当課の内容も含め、先ほど子育て支援課で一括でご説明させていただいております。

それでは、タブレット資料の2ページをご覧ください。3目保育所費でございます。予算書は68、69ページをお開きください。1の1保育環境充実事業費は、認可保育所等及び保育の無償化対象施設に対する保育委託料や、給付費及び補助金の交付や、幼児教育・保育の無償化に伴う私学助成を受ける幼稚園の保育料や幼稚園の預かり保育、保育園の一時預かり、ファミリーサポートセンター利用などの補助、保育施設の修繕工事や認定こども園化する施設の建替工事に対して補助金を交付するなど、ソフト面、ハード面の充実を図るものです。委託料につきましては、町内に在住する児童が通所する町内外の認可保育所への児童保育委託料で、町内は4園の認可保育所が対象となります。負担金補助及び交付金は、備考欄に記載した主な経費のとおりとなりますが、その内容につきましては、民間保育所運営費等補助金は、延長保育事業、一時預かり事業、職員加配などの保育奨励事業のほか、幼児教育・保育の無償化に伴い副食費が免除となる幼稚園の住民税非課税世帯や第3子以降への補助などになります。子どものための教育・保育給付費は、施設型給付の対象となっている幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業に対する運営のための給付費となります。保育所等整備事業補助金は、旭保育園の内装等大規模修繕及び寒川さくら幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う園舎建て替えの保育所部分に対する補助です。この園舎建て替えにつきましては、令和2年度、3年度の継続事業となり、補助対象事業費に対して国補助は2分の1、町補助は4分の1、事業者負担が4分の1となります。なお、補助対象経費全体となる5億8,367万519円、このうち令和2年度の出来高は23.84%、令和3年度の出来高は76.16%となりますが、面積案分による保育所部分の令和3年度補助対象経費となる1億3,193万6,932円、これに対する国補助及び町補助となる4分の3の額9,895万2,000円を歳出予算として計上しております。

続きまして、保育対策総合支援事業費補助金は、小規模保育事業や家庭的保育事業との連携を積極的に行う保育所等に対して、利用する乳幼児に集団保育を体験させるための行事参加等の調整を担う連携施設コーディネーターの配置や、事務所経費に対する補助及び保育所等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策に対する補助です。子育てのための施設等利用給付費は、幼児教育・保育の無償化に伴うもので、3歳児から5歳児までに関するものとしては、私学助成を受ける幼稚園、幼稚園における預かり保育事業や保育所等の一時預かり事業、ファミリーサポートセンター、認可外保育施設、これらを利用した場合の給付、ゼロから2歳児については、住民税非課税世帯の方が一時預かり事業やファミリーサポ

ートセンター、認可外保育施設を利用した場合の給付となります。認定こども園施設整備費補助金は、寒川さくら幼稚園の幼保連携型認定こども園の移行に伴う園舎建て替えの幼稚園部分に対する補助です。先ほどご説明いたしました保育園部分と同様、令和2年度、3年度の継続事業となり、補助対象事業費に対して国補助は2分の1、町補助は4分の1、事業者負担が4分の1となります。

なお、こちらにつきましても、令和3年度の出来高は76.16%となりますので、面積案分による令和3年度補助対象経費となる3億1,258万6,534円、これに対する国及び町補助に当たる4分の3の額2億3,443万9,000円を歳出予算として計上しております。令和2年度当初予算におきましては、保育所部分と幼稚園部分の面積が確定していなかったため、先ほどご説明した保育所等整備事業補助金で一括計上し、その後面積の確定を踏まえ、補正予算で保育所等整備事業補助金と認定こども園施設整備費補助金を案分しております。したがって、幼稚園部分の認定こども園施設整備費補助金は、当初予算費としては令和3年度は皆増となっております。その他の増減理由といたしましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、特定財源でございますが、全体で16件の歳出があり、各予算書のページは、記載のとおりとなっております。数が多いので、細節名のみで説明させていただきますが、①の子どものための教育・保育給付費利用者負担金は、保育所利用者の保育料で委託料に充当いたします。次に、②、⑨の子どものための教育・保育給付費は、委託料として支出する認可保育所、負担金補助及び交付金として支出する施設型給付の対象となっております幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業などに対する国及び県からの負担金となり、それぞれの科目に充実にいたします。なお、補助率は対象事業費の国が2分の1、県が4分の1となります。その他の特定財源は、全て負担金補助及び交付金に充当するもので、③、⑩の子育てのための施設等利用給付費は、幼児教育・保育の無償化に伴うもので、先ほど申し上げた3歳から5歳児における私学助成を受ける幼稚園、幼稚園における預かり保育、保育所等の一時預かり事業、ファミリーサポートセンター、認可外保育施設利用、ゼロから2歳児における住民税非課税世帯の一時預かり事業やファミリーサポートセンター、認可外保育施設を利用した場合の給付に対する国及び県からの負担金となります。なお、補助率は対象事業費の国が2分の1、県が4分の1となります。④、⑪の子どものための教育・保育給付費補助金は、認定こども園への移行を目指す町外の幼稚園における長時間預かりに対する国、県からの補助で、補助率は対象事業費の国が2分の1、県が4分の1となります。

次に、⑤、⑫の子ども・子育て支援交付金及び県費の子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、民間保育所運営費等補助金のうち延長保育事業と一時預かり事業、実費徴収にかかる補足給付を行う事業等に対する補助で、補助率は国、県ともに対象事業費の3分の1となります。なお、この補助金は、備考欄に記載のとおり、その他4事業が対象となる補助金で、当課では他に保育等事務経費、児童クラブ運営事業費を対象として充当いたします。

次に、⑥の保育所等整備交付金は、旭保育園の内装等大規模修繕及び寒川さくら幼稚園の幼保連携型認定こども園の移行に伴う園舎建て替えの保育所部分に対する国からの補助で、補助率は対象事業費の2分の1となります。

次に、⑦の保育対策総合支援事業費補助金は、連携施設コーディネーターの配置をして地域型保育事

業者との3歳児の受入れ接続を促進している連携施設に対する国からの補助について、補助率が対象事業費の2分の1、保育所等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策に対する補助については、国からの補助が10分の10となります。

次に、⑧の認定こども園施設整備費交付金については、寒川さくら幼稚園の幼保連携型認定こども園の移行に伴う園舎建て替えの幼稚園部分に対する国からの補助で、補助率は対象事業費の2分の1となります。

続きまして、タブレット資料3ページをご覧ください。⑬の子どものための教育・保育給付費施設型給付費等補助金は、施設型給付の対象となっております幼稚園等の地方単独負担分に対する県からの補助で、補助率は対象事業費の2分の1となります。⑭の代替保育士雇用経費補助事業費補助金は、保育士のキャリアアップ研修等に対応する代替保育士雇用費に対する県からの補助で、補助率は対象事業費の4分の3となります。⑮の保育緊急対策事業費補助金は、民間保育所運営費等補助金のうち配置基準を超えて低年齢児を受け入れる体制を整えるための経費や、看護師を配置した場合に対応する健康管理体制強化事業、要保護児童の受入れ等に対する県からの補助で、補助率は対象事業費の2分の1となります。最後に、⑯は保育環境充実事業債で、寒川さくら幼稚園の認定こども園化に伴う園舎建替工事に對するものです。

続きまして、タブレット資料の4ページをご覧ください。1の2保育等事務経費でございます。報酬につきましては、会計年度任用職員である保育コンシェルジュの報酬です。職員手当等は、会計年度任用職員の期末勤勉手当、共済費につきましては、会計年度任用職員雇用のための社会保険料になります。旅費につきましては、職員の会議等に出席するための普通旅費、需用費の消耗品費は、参考図書を購入、印刷製本費は、封筒等の印刷代、役務費は、納付書や入所決定等の郵送料、口座振替手数料でございます。委託料は、保育料のコンビニ収納代行委託料及びモバイルレジ、モバイルクレジット収納代行委託料です。主な増減理由といたしましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、特定財源でございますが、①、予算書の28、29ページ、子ども・子育て支援交付金及び②県費の子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、報酬、職員手当、共済費へ合計で207万4,000円を充当いたしますが、先ほど申し上げましたが、ほか4事業への充当がございます。なお、国、県ともに補助対象事業費の3分の1が補助金となります。

次に、タブレット資料の5ページをご覧ください。1の3幼児教育の無償化推進事務経費でございます。報酬は、会計年度任用職員である一般事務職員の報酬、職員手当等は、正規職員の時間外勤務手当及び会計年度任用職員の期末勤勉手当、共済費は、会計年度任用職員の社会保険料、旅費は、職員の普通旅費及び会計年度任用職員の通勤にかかる費用弁償、役務費は、幼児教育・保育の無償化事務に伴う郵送料等です。

続きまして、特定財源でございますが、①の子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、令和2年度は幼児教育・保育の無償化事務に対する国庫補助で、全額本事業費へ充当いたしました。令和3年度は、②の安心こども交付金事業費補助金として県費補助に代わることから、皆減となりましたので、②の安心こども交付金事業費補助金を全額本事業に充当いたします。

続きまして、タブレット資料の6ページをご覧ください。以降は学び推進課の所管内容となります。

まず、予算書68、69ページ、3款民生費2項児童福祉費4目青少年費1の1青少年健全育成事業費でございます。青少年の健全育成の機会として幅広い年齢層が参加できる事業を開催し、異年齢交流を図るほか、地域活動や研修等により指導員やリーダーの育成を図るとともに、青少年問題協議会の開催、関係団体に対する補助金の交付などによる活動支援などを行っております。報酬は、年2回の開催を見込む青少年問題協議会委員の報酬でございます。報償費は、青少年指導員への謝礼、旅費は、職員の普通旅費、役務費は、成人式の案内状の郵送料と青少年指導員の傷害保険料です。委託料は、子どもまつりや小学生体験学習、成人式の委託料です。負担金補助及び交付金は、備考に記載の団体に対する補助金となります。主な増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

続きまして、特定財源でございますが、①、予算書の30、31ページ、市町村事業推進交付金は、子どもまつり等の委託料、団体への交付金へ計34万1,000円を充当いたします。なお、補助対象事業費の3分の1が県からの補助金となります。

続きまして、タブレット資料の7ページをご覧ください。1の2ふれあい塾運営事業費でございます。ふれあい塾は、地域の方々にご協力いただき、全小学校で週3回の実施を基本といたしまして児童の遊び場を開設している事業です。報償費は、ふれあい塾指導員と見守りボランティア、放課後子ども総合プラン運営委員会の委員に対する謝礼、旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、ドッジボールやバドミントンのラケットなど遊び道具を更新するための経費、医薬材料費は、常備しております虫よけスプレーやばんそうこうの購入のための経費です。役務費につきましては、ふれあい塾指導員の傷害保険料でございます。

続きまして、特定財源でございますが、①、予算書の32、33ページ、放課後子ども教室推進事業費補助金より169万9,000円を記載の科目へそれぞれ充当するもので、事業費の3分の2が県からの補助金となります。

続きまして、タブレット資料の8ページをご覧ください。1の3青少年広場維持管理経費でございます。青少年広場の維持管理のための経費でございます。需用費の消耗品費は、蛍光灯などの消耗品、光熱水費は、電気料及び水道料となります。委託料は、広場の除草の委託料及び青少年広場の維持管理委託料です。使用料及び賃借料は、地権者に対する借地料で、青少年広場全体の面積のおよそ半分が借地となっております。主な増減理由は、備考欄に記載のとおりでございます。なお、この事業費は全て一般財源での対応となります。

続きまして、タブレット資料の9ページをご覧ください。1の4ちびっこ広場維持管理経費でございます。町内3か所がございますちびっこ広場の除草の委託料で、大村ちびっこ広場につきましては年3回、倉見と中倉見のちびっこ広場につきましては、年2回の実施を見込んでおります。なお、事業費は全て一般財源での対応となります。

続きまして、タブレット資料の10ページをご覧ください。2の1児童クラブ運営事業費でございます。児童クラブ運営事業費は、保護者が就労等により昼間に家庭にいない児童の健全育成を図るため、町内7つの放課後児童クラブを適正に運営し、地域の理解や協力を得ながら適切な遊びや生活の場として提供しております。役務費につきましては、各児童クラブの建物火災保険料です。委託料は、放課後児童クラブの運営を委託するための経費で、入所児童数に応じて配置する支援員等の人件費や光熱水費など、

各クラブの運営にかかる経費と委託先の事務所費等を合わせたもので、予算額の根拠は国が定める補助金の基準額を基本として算出しております。使用料及び賃借料は、AED設置に伴うリース料でございます。主な増減理由につきましては、備考に記載のとおりでございます。

続きまして、特定財源でございますが、①、②の子ども・子育て支援交付金及び県費の事業費補助金につきましては、委託料へ合計で3,868万6,000円を充当いたします。こちらも記載のとおりほか4事業への充当がございます。なお、国、県ともに補助対象事業費の3分の1が補助金となります。

続いて、タブレット資料の11ページをご覧ください。予算書は72、73ページをお開きください。4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費になります。2の1青少年広場公衆便所維持管理経費でございます。青少年広場内の公衆用トイレの維持管理に伴う経費でございます。公衆用トイレとしての位置づけとなるため、経費については衛生費として計上しております。需用費の光熱水費は、公衆用トイレの水道料、役務費は、トイレの建物火災保険料、委託料は、トイレの清掃業務委託料でございます。増減理由は、備考欄に記載のとおりとなっております。なお、事業費は全て一般財源での対応となります。

続きまして、その他の歳入になります。タブレット資料12ページをお開きください。予算書は24、25ページをお開きください。12款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金3節滞納繰越分につきましては、保育料の滞納繰越分です。

続いて、予算書は38、39ページをお開きください。20款諸収入4項雑入1目雑入3節民生費雑入につきましては、一之宮小学校区わんぱくクラブ及び小谷小学校区げんきっ子クラブの水道料となります。

最後になりますが、タブレット資料13ページをお開きください。令和3年度休止及び廃止事業でございます。3款民生費2項児童福祉費4目青少年育成費放課後児童健全育成事業の児童クラブ建設事業費でございます。こちらは令和2年度に事業が完了するため事業を廃止するものとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

天利委員。

【天利委員】 それでは、何点かお聞かせいただきたいんですが、まず8ページ目の青少年広場維持管理経費についてなんですが、土地の借上料があるんですけども、この借上料はどのくらいの金額なのか教えていただきたいのと、あと委託料で微増というお話があったんですが、その中で作業単価が増えたとあるんですが、単価が上がったのか、作業工数が上がって増えたのか、一応除草とか、管理費がというお話をいただいたので、どういう形で上がったのか教えていただきたいと思います。

それと、13分の10ページ、児童クラブ運営事業費の中で、今回新設したので、委託料が960万円上がったんですけど、基本的には国の指定する条件で適正な価格でと言われているんですが、この事業費で今回歳出の中で約6,000万円児童クラブに支出しているということなんですが、内容的に児童クラブ運営は、子どもさんたちが楽しくそこで安心して遊んでいらっしゃるのは非常にいい取組だと思うんですが、町が負担する金額に対する全体の運営費の大体どのくらいの割合で町がこれだけ負担されているのかお聞かせいただきたいのと、新設することによって、待機される児童の方が解消されるのかどうかお聞かせいただきたい。あともう一つは、11ページの青少年広場の公衆便所の維持管理費、これは聞くと

ころによると、トイレが故障しているとお伺いしているんですが、その確認をまずしていきたいなと思っておりますので、以上3点です。

【横手委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 それでは、ご質問いただきました点に、順番がずれてしまうんですが、お答えしたいと思います。まず一番最後の公衆トイレの関係でございます。今、委員からご指摘がありましたように、故障してしまっている時期がございました。12月ぐらいに、いたずらかと思われる故障があったのと、それを1回修繕した後に、今度は凍結による故障と思われる状況が発生いたしました。今現在は復旧いたしまして、利用ができる状況にはなっているんですけども、その辺の修理のタイミング等々で利用者にはご迷惑をおかけしましたという状況が実際はございました。凍結部分は初年度には一切発生しなかったもので、そういうものは起きないものと思っていたんですが、今年度そういう状況が発生したので、寒冷地仕様という形の小便器のふたの押すところ、フラッシュバルブというものかと思うんですけども、それを交換するような処置は取っております。

続きまして、児童クラブの増設によって待機児童がどうなるかというご質問があったかと思います。今回新たなたんぼぼクラブの設置によって40名の定員増というのはあるんですけども、現在来年度の募集をしている中で、たんぼぼクラブと、あと旭小学校区にあるわかばクラブ、この2つの定員に対する入所というのは、定員が割れてしまうような見込みになっています。私どもも入所希望者にご案内する中で、ご相談をいただいている方の中に、学区を越えた利用をほかのサービスを利用してという形になってしまうかもしれないんですが、いかがでしょうかというご案内をしている中で、現段階では3名の方がほかの小学校区から旭小学校区のクラブを利用するというようなお話もいただいております。たんぼぼクラブができたという中で、旭小学校区の待機児童というのはほぼ解消されると見込んでおりますけれども、その他のクラブにつきましては、待機児童というのは、残念ながら出てきてしまうという見込みを現在は持っております。

【横手委員長】 横山副主幹。

【横山副主幹】 それでは、青少年広場の借上料の総額をご説明させていただきます。13人の地権者がおりまして、総額1,532万5,475円となります。また、青少年広場の委託料の単価につきましては、作業の単価が上がったことによる増額となっております。

以上です。

【横手委員長】 児童クラブの全体の運営費、要するに町全体の運営費に対する町の負担の割合というのはどのぐらいなのか回答をもらっていないので、それについて答えをください。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

答えは大丈夫ですか。ご回答いただけますか。

伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 お答えに手間取りまして、申し訳ございません。令和元年度の状況でお答えさせていただきますと、実際の受託者の事業費としての約72%に当たる額が私どもが交付している

委託料の金額に当たるものとなっております。

以上です。

【横手委員長】 ということは、総額は幾らですか。

【伊藤保育・青少年課長】 令和元年度のNPO法人学童保育会としての決算額が6,434万8,250円、これに対して町としてお支払いした委託料は4,648万2,294円となっております。実際には我々がお支払いする委託料以外に学童保育会では保育料を徴収しておりますので、それが実際の運営費に充てられているという状況でございます。

以上です。

【横手委員長】 3年度の予算に対するというのは出ないんですか。今やっているのは3年度の予算であって、3年度の予算は大体このぐらいを見込んでいて、それに対する町の額がこれぐらいだということを答えていただかないということではよろしいんですね、天利委員。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、よろしいでしょうか。ご回答を改めてお願いいたします。

伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 度々の中断申し訳ございません。ご質問にお答えさせていただきます。児童クラブの運営委託料につきましては、児童クラブから来年度の事業予算をもらって算出しているものではなくて、あくまで各クラブの、例えば入所の定員であったり、あと開所日数であったり、それ以外に例外的には障害児受入れの加算とか、保育料の減免分とか、そのようなものを補助金の基準額に照らし合わせまして積み上げて委託料としているものですので、令和3年度の児童クラブ、学童保育会の運営費の何%とかという形では、決算の段階にならないと申し上げられないという形になっております。

すみません、以上です。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 詳細は分からないということなので、仕方がないなということなんですが、そこは除きまして、青少年広場の借上料1,500万円、相当な金額をかけているので、こういったところをもっと町民の方に、活用する方々に分かっていただくような周知をしていただければと思いますので、これだけ町が広場を管理しているということは、お金がかかっているんだよということで、ぜひよろしくお願いいたします。あと、単価が上がったと、幾らから幾らに上がったかというのが分かたら教えていただきたいんですが、そのところですね。あとは児童クラブは、令和1年だと72%と、いろんな条件があるんですが、かなり大きな負担を町がされていると思いますので、それについては、もう少し担当部署としては要望なり要請なりということで、児童クラブの方々に、児童たちが1日を過ごすような対応、対策とか、そういったものをもう少しお願いしてもいいのではないかなという思いがございます。これについては特には結構でございます。

それともう一つは、青少年広場のトイレの関係、いたずらがあったので故障になっているのと、凍結と2つの要因が重なっているんですが、いたずらはどんな感じのいたずらなのかな。12月からトイレの

故障があったとお聞きしたんですが、つい最近ですか、故障が直ったというのは。凍結というのがあったので、2回修理をしているということなのかな。それをもう一度教えてください。

【横手委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 それでは、順番にお答えしたいと思います。青少年広場にそれだけのお金がかかっているという周知というお話があったと思うんですが、どのような形の周知をしていけばよいかというのは、すみません、検討させていただければと思います。単価につきましては、除草にかかる人件費の単価が1,200円から1,240円へ変わっているという状況がございます。続きまして、トイレの案件でございます。今お話しいただきましたように2回の故障が生じているという状況で、1度目のいたずらについては、小便器のフラッシュバルブの破損なんです、それをどのように壊したかというのは、力任せに壊してしまったのかなというところではあるんですが、実際凍結は小便器の内部が凍ってしまって、凍ってしまうことによって、押すことで内部の部品が破損してしまうというような状況でした。実際修繕いただいた業者の方にも、あまりケースとしてはない、その方は、私はこれは初めてでしたみたいな話もあったぐらい、レアケースなのかなというところもあったんですが、いずれにしても、寒冷地仕様ということで、今後はそのようなことがないように対応をしてまいりましたので、よろしく願います。

以上です。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 ありがとうございます。トイレだけだと思うんですが、もしいたずらがあれば、カメラをつけるとか、そういったものを今後検討したらどうかとは思いますが、度重なるいたずらであれば、ちょうどあそこですと、いたずらしやすいような環境にある感じがするので、度重なるのであれば、利用者が非常に不便を感じるのであれば、そういった対策をぜひよろしくお願いいたします。これは意見ということで。

【横手委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 ご意見ありがとうございます。いたずらが発生した後は、警察にもパトロールの重点化のお願いですとか、あと町防犯アドバイザーにパトロール時の巡回をお願いさせていただきまして、その後はいたずらの状況というのではないので、一安心しているところではございますが、あまり人目につく場所ではないということもありますので、今後もそういうことが続くようであれば、次の策というものを考えていかなければいけないかなとは考えております。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

黒沢委員。

【黒沢委員】 1点だけ確認させていただきますけども、保育園の待機児童について、現状どうなっていて、3年度に向けては待機児童ゼロ、1、2がほとんどだと思いますけども、どのぐらいいらっしゃるのか、また3年度はどのぐらいの見込みを持っているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 それでは、保育園の待機児童のご質問でございました。ここ3年間の推

移で申し上げますと、平成30年4月1日で5名、平成31年4月1日で同じく5名、そして令和2年4月1日で4名という推移をしております。数字は微妙なところで推移しているんですが、令和3年度に向けては、まだ今の段階で確定数字は申し上げられないところはあるんですが、今申し上げた4名、5名よりは少なくなる見込みでございます。

以上です。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 ほぼゼロ、1、2でいいのかな、そういう認識でいいですかね。それがなかったので、多分そうだと思うんですが、この待機となっている方は、要件を満たしているから待機児童になっていると思うんですけども、要件を満たしながら入れずに認可外保育園に預けていらっしゃるという実態は把握されていますでしょうか。

【横手委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 恐れ入ります。今お話のございました認可外保育園の利用の状況については、担当では状況は把握しております。ただ、令和3年度に向けては、まだ詳しい内容は押さえてはおりません。

以上です。

【横手委員長】 認可外は把握しているんですか。把握していないんですか。

伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 認可外の利用は担当で把握しております。令和3年度のこれからにつきまして、まだ把握しておりません。失礼しました。

【横手委員長】 できれば人数が分かれば、分かりますか。把握しているんだったら、人数まで言うていただけるとありがたいなということで、少し待ちますので、あと年齢も、できればゼロ、1、2があると思いますので、年齢も教えていただけるとありがたいなと思います。大丈夫ですか。先にとはどういうことですか。年齢ごとの人数じゃなくて、さっきの5・5・4の。

伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 恐れ入ります。先ほど申し上げました待機児童の年齢別をお伝えさせていただきたいと思います。平成30年4月1日の5名の内訳につきましては、1歳児が4名、2歳児が1名、そして平成31年4月1日の5名につきましては、1歳児が5名全てでございます。そして令和2年4月1日の4名につきましては、こちらも1歳児が4名というような内訳になってございます。

以上です。

【横手委員長】 徳江副主幹。

【徳江副主幹】 要件があるにもかかわらず、保育園に入れなかった方が認可外を利用されているかどうかというところなんですけども、ゼロ、1、2歳児さんについては、無償化の対象にはならないので、なかなか認可外の利用というのができなくて、無償化の対象になるのがゼロから2歳児ですと、非課税世帯に当たらないと無償化の対象にはならないんです。ですので、認可外の利用というのはできていないという状況がございまして。認可外を利用して3歳から5歳児さんについては、無償化の対象になってきますので、認可外保育施設はかなり高額、1か月の保育料が高いという中で、上限はあるんで

すけれど、無償化の対象になってくるので、利用されている方がいらっしゃると思います。年齢別の人数といったしましては、5歳児さんが2名、3歳児さんが4名で、利用されている施設については、4施設、例えば病院の中でやっている認可外保育施設とか、あとは本当の認可外保育施設、そういったところを利用されている方がいらっしゃるって、昨年10月から幼児教育の無償化が始まったことによって、保育料については負担の軽減がされているところです。

以上です。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 そうなんですよ。ゼロ、1、2については、幼児教育の無償化の対象になっていないので、1歳の4名とか1名とか5名とか4名の方たちは、要件を満たしているけども、家で見ているという実態なんですか。それでも様々な理由があって、保育をお願いしなきゃいけない場合に、認可外のところに預けないといけない状況の方もいらっしゃるのかなと思ったんですけど、そういう方がいらっしゃるということなのかな、ゼロ、1、2に関しては。だとして、全国的に今広がっているのは、幼児教育の無償化が始まって、際立った不公平感が出てくるのがゼロ、1、2で、要件を満たしているけども保育園には預けられない、仕方なく認可外に預けるんだけど、そこはなかなか高額で、経済的に難しいので、何とか行政で助けていきましょうという動きがあるんだけど、その辺について町はどう思っているのか、どう考えているのか、その辺について見解をお聞かせいただければと思います。

【横手委員長】 徳江副主幹。

【徳江副主幹】 国が定義している待機児童については、休職活動中であつたり、育児休業中であつたり、ここだけがいいよとか、兄弟一緒がいいよとか、そういう方については私的理由であるということとで待機児童から除外しております。なので、待機児童の対象となる方というのは、お仕事はされているけども、1園しか希望していないとか、そういう方が待機児童となるケースが多いです。ですので、こちらのご案内としては、1園だと、そこがいっぱいだと、もう入れませんということになってしまいますので、多少遠くても、こちらの園はいかがですかとか、そういったご案内をしながら、なるべく入所に向けて、こういう形にすれば入所の可能性が広がるというようなご説明をしながら入所に至っているケースが多いと思っていますので、今後も窓口での対応、よく聞き取りをしながら保護者の方、お子様に沿った保育の選択といえますか、そういったところを目指していきたいと考えております。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

茂内委員。

【茂内委員】 ちょっと変なことをお聞きしますが、青少年広場のトイレなんですけども、よく聞くというか、私の子どももサッカーをやっていましたし、そういうつながり、あとマーチングバンドをやっているお友達のお子様がいらっしゃる中で、結構利用される方がいる中で、トイレがとてくさい、臭いがひどいというのを結構聞くんですね。これを見ると、清掃されているとなっているんですけど、そういうお声を聞いたりとかはありますか。

【横手委員長】 横山副主幹。

【横山副主幹】 青少年広場のトイレの臭いのことについてお伝えさせていただきます。今、委員が

おっしゃっているのは、令和元年8月末まで、以前入り口付近にあった古いトイレがあるんですが、そのトイレは大分くさかったというご意見をいただいております、9月から今のトイレが供用開始されているんですが、開始されてからは利用者の方からも、以前より大分良くなったと、以前はくさくて、近所のコンビニに行ったりというようなお話をいただいていたんですが、きれいになって大分助かっていますというようなご意見をいただいています。ちなみに以前はくみ取りだったんですが、今は水洗に変わっております。

以上です。

【横手委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 ありがとうございます。それなら安心ですけども、臭いがすごいと聞いたので、じゃ、昨年9月からということですね。分かりました。ありがとうございます。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 2ページ目の旭保育園の工事費がどのぐらいかかっているのかということと、修繕工事の内容を教えてください。

【横手委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 それでは、旭保育園の内装等大規模修繕についてお答えいたします。予算上見込んでおります修繕の額につきましては2,310万円、これに対して国の2分の1補助と町の4分の1補助をいたしますので、予算としましては1,732万5,000円を予算化しております。主な内容につきましては、事務室、保育室、遊戯室、各室の床の張替え等の内装工事や各室やトイレ床の防水工事、そして昇降口や玄関、各部屋の建具やトイレブースの新設などの建具工事、そのほか電力増設等の電気設備工事や和式便所の撤去、それに伴う幼児用大便器の新設など機械設備工事、これらの内容となっております。

以上です。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 今話を聞いていて、すごく大規模な工事だというのはうかがえたんですけど、その間のお子さんたちの、扱いと言ったらおかしいな、不便な思いというのはさせていないんですか。不便をさせていないような対応というのは取られているんですか。

【横手委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 工期につきましては、夏休みの期間、児童が少ない期間に集中的に工事を行うという段取りでおりますので、若干の不便等はあるかもしれませんが、できるだけ影響のないような形で進めていく予定でおります。

以上です。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 前後しちゃうんですけど、工事の期間はいつからいつまでというのを最後に聞かせてください。

【横手委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 恐れ入ります。予定としては、先ほど申し上げた夏場を考えておるところですが、まだ入札、契約等をしておりませんので、すみません、具体的な期間については申し上げられません。

以上です。

【横手委員長】 それでは、佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 1点だけなんですけれども、私も保育環境充実事業費なんですけれども、さっき待機児童の話なんかもありましたけれども、3号認定については、そういう状況というのは当然理解しているところなんです、来年度2号認定、3歳以上の保育を必要としている人、児童について、今の保育園の状況で定員割れというのを起こさないのかどうか、その見込みを教えてくださいと思います。それとあと、認定こども園化に伴う建築費補助を来年度しますけれども、それによって3号認定、2号認定の枠がそれぞれ何名増えるのかお答えください。

【横手委員長】 徳江副主幹。

【徳江副主幹】 待機児童3歳から5歳児について、定員割れを起こしていないかという点につきましてですが、昨年10月から幼児教育の無償化が始まり、保育園の申込みの状況がどうなるかということがその時点で分からない、不明なところがあったんですけども、傾向としては、保育園の3歳児さんについても入所のお申込みが増えているような状況がありまして、3、4、5も、0、1、2ほどではないですけども、比較的入所のお申込みが増えているという状況がございます。

2つ目のご質問で認定こども園が増設されたことで定員がどれくらい増えるかというご質問についてですが、3号認定さんについては16名、1歳児さんが6名で、2歳児さんが10名の増となります。2号認定、3歳から5歳児さんについては、3、4、5歳児さんが10名ずつの増になるので、30名の増となりまして、全体で46名の増となる予定となっております。

以上です。

【横手委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 状況は分かりました。確かに保育の無償化の関係もあって、3歳以上もそんなに定員割れを起こさないというようなお答えだったかと思うんですが、来年度こども園を建築することによって、3号認定については、私は未入所児の数字を使っていますが、恐らく解消はされないと思っていて、一方で、2号認定については、多少枠がだぶついてくるんじゃないか、ここで30人増えたらということも考えられるかなと思うんですが、それを考えると、バランスはどうなのかなとずっと疑問に思っているんですね。寒川だけじゃないですけど、当然3号認定の枠をどんどん増やしていくべきで、2号認定というのはそこまで不足していない状況なので、その辺は担当課としてどのように思っているのかお答えいただきたいと思うんですが。

【横手委員長】 徳江副主幹。

【徳江副主幹】 確かに3号認定のほうに待機児童がいるという状況で、2号認定については待機児童までいかないという状況があるんですけども、定員の割り振りについては、柔軟な対応ができる場所があるので、待機児童を解消するために例えば3号認定の定員を増やすということも考えられるのですが、そうしてしまうと、持ち上がりでいくので、今度3号認定でこれ以上入ることができないという

状況が起きてしまう、先がつかないような3号認定のほうが定員が多くて、2号認定が少ない状況ですと、いずれはその子たちは上に上がっていくので、3号認定になったときに、これ以上受け入れることはできませんという状況になってしまう可能性があるのですが、定員の持ち方としては、上に行くほど広がりを見せるというような定員の持ち方のほうが、その後のことを考えると受入れがよりしやすいということがあります。そんな中でも、3号認定には待機児童がいることは確かであるので、一応国の通知の中では、定員の120%であれば面積要件を満たした上で手持ちの職員、保育士さんの配置基準を満たした上で増員することができる、そちらについては柔軟な対応をするようにという国の通知がございますので、そちらで対応しながら保育園で保育士さんがいれば受け入れることができるので、より多くの方を受け入れていただいて、待機児童の解消に向けていきたいと思っております。

以上です。

【横手委員長】 では、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。以上で、健康子ども部保育・青少年課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

続きまして、健康子ども部健康・スポーツ課の審査に入ります。それでは、執行部の説明をお願いいたします。

伊藤部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、健康子ども部最後になります現健康・スポーツ課の審査をお願いいたします。なお、健康づくり担当所管事業は、健康福祉部健康づくり課へ、そしてスポーツ推進担当の所管事業につきましては、スポーツ課へ移行されてまいります。それでは、説明につきましては、亀井健康・スポーツ課長より行いますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 それでは、健康子ども部健康・スポーツ課所管の令和3年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料によりご説明いたします。なお、健康・スポーツ課につきましては、組織の見直しにより2課に再編されます。それに伴いまして、健康づくり担当所管の予算が健康福祉部健康づくり課、またスポーツ推進担当所管の予算が学び育成部スポーツ課の所管となり、各事業を所管する課名につきましては、タブレット資料の備考欄に記載しておりますので、よろしくお願いいたします。また、事業の組み替えにより令和2年度の事業名から変更、あるいは事業の統合がある場合につきましては、タブレット資料の事業名の右側に前年度の事業名を記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、健康づくり課の所管となります予算からご説明いたします。予算書は70、71ページの4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。タブレット資料2ページをご覧ください。保健衛生事務経費につきましては、保健衛生事務にかかる旅費、システムの借上料、協議会への負担金などの経費でございます。旅費は、健康増進事業主管課長会議や保健師等専門職を対象とした研修などに参加するための交通費でございます。使用料及び賃借料は、健康システム借上げのためのリース料、負

担金補助及び交付金は、神奈川県町村保健衛生連絡協議会及び公益財団法人かながわ健康財団アイバンク・臓器移植協力会への負担金でございます。増減の理由は備考欄記載のとおり、また本経費において特定財源の充当はございません。

タブレット資料3ページをご覧ください。健康づくり事業費につきましては、健康維持・増進を図るため各種健診を行うとともに、健康教育、健康相談の実施、そして保健指導の各対象者への事業への周知と勧奨、またライフステージに合わせた健康づくりの支援をし、自主的に健康づくりや食育に取り組むための場を提供するなど、自分の健康は自分で守るという意識の促進を図るものでございます。

なお、本事業は、資料記載の2つの事業を統合したものでございます。報酬は、健康教育事业実施により雇用する会計年度任用職員の管理栄養士及び歯科衛生士への報酬、報償費は、ロコモ予防教室、歯科講演会及び運動ボランティア養成セミナー開催に伴う講師謝礼、そして、さむかわ元気プラン推進委員会委員への謝礼でございます。旅費は、健康教育事业実施により雇用する会計年度任用職員の旅費、消耗品費は、健康増進事業にかかるパンフレット、がん検診受診勧奨のための用紙などの購入費及び食生活改善推進事業にかかる洗剤、調理用品、食材費などの購入費、印刷製本費は、健康診査にかかる問診票、がん検診受診票などの作成費、役務費は、主に健康診査及びがん検診の実施に伴う勧奨通知等の郵送料となっております。委託料は、食生活改善推進事業、歯科保健教育、健康診査、がん検診、歯科健診、肝炎ウイルス検診及び口腔がん検診を実施するためのものでございます。負担金補助及び交付金はME－BYOサミット神奈川に参加するための負担金と、本年度から新たに実施いたします骨髄等の移植を推進することを目的に、ドナー及びドナーが勤務する事業所に対し交付する骨髄移植ドナー支援事業費助成金でございます。主な増減の理由と事業統合前の前年度当初予算の内訳は、備考欄記載のとおりとなっております。

続いて、ページ下段の表をご覧ください。健康づくり事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書28、29ページの新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金5万1,000円は、がん検診受診勧奨通知作成のための用紙購入費及び受診勧奨のための通信運搬費に充当しており、補助率は2分の1となっております。歳入番号②、予算書32、33ページの市町村健康事業費補助金144万9,000円は、健康教育事业の講師謝礼、保健衛生にかかる情報紙の購入、健康診査事業の歯科健診、健康診査等の委託料に充当しており、補助率については、健康教育及び健康診査にかかるものが3分の2、肝炎ウイルス検診にかかるものが10分の10となっております。歳入番号③、予算書32、33ページの骨髄ドナー支援事業費補助金10万5,000円は、骨髄移植ドナー支援事業費助成金に充当しており、補助率は2分の1となっております。

続きまして、2目予防費でございます。タブレット資料4ページをご覧ください。高齢者予防接種事業費につきましては、高齢者の肺炎とインフルエンザの重症化予防並びにその蔓延を防ぐために予防接種を行うものでございます。消耗品費は、予防接種事務にかかる書籍の購入費、印刷製本費は、インフルエンザ予診票の作成費、役務費は、予防接種実施医療機関及び肺炎球菌予防接種対象者への通知のための郵送料、委託料は、インフルエンザ及び肺炎球菌の予防接種実施のための委託料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、施設に入所しているなど特別な理由により委託医療機関での予防接種が受けられない方に対し、償還払いにより補助をするものでございます。主な増減の理由は、備考

欄記載のとおりとなっております。なお、本事業においての特定財源の充当はございません。

タブレット資料5ページをご覧ください。予防事務経費につきましては、予防事務にかかる会議に出席するための旅費、予防事業にかかる冊子を作成するための経費でございます。旅費は、予防接種、災害医療、救急医療及び地域医療にかかる会議などに参加するための交通費、印刷製本費は、全戸配布する健康だよりを作成するための経費でございます。

続いて、ページ下段の表をご覧ください。予防事務経費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書38、39ページの広告掲載料30万円は、印刷製本費の健康だより作成に充当しており、本年度は10件の広告掲載を見込んでございます。

タブレット資料6ページをご覧ください。地域保健医療体制充実事業費につきましては、休日・夜間における救急医療体制の充実、そして地域医療を担う茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、茅ヶ崎・寒川薬剤師会への事業費補助、また地域で不足している看護師の確保対策として、藤沢市医師会が設立しました看護専門学校の運営に対する支援を藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の広域で行うなど、地域における保健医療体制を充実させるためのものがございます。なお、本事業は資料記載の2つの事業を統合したのとなっております。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、茅ヶ崎・寒川薬剤師会及び湘南看護専門学校への補助金と、耳鼻咽喉科及び眼科の初期救急医療を確保するため茅ヶ崎医師会に交付する補助金、そして、寒川町民の医科及び歯科の初期救急医療を実施している茅ヶ崎市地域医療センターを運営管理する茅ヶ崎市への負担金となっております。事業統合前の予算の内訳は、備考欄記載のとおりとなっております。

続いて、ページ下段の表をご覧ください。地域保健医療体制充実事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書36、37ページのまちづくり寄附金79万円については、財政課より説明したものでございます。

タブレット資料7ページをご覧ください。感染症予防対策事業費につきましては、水害時等の伝染病予防と町民の食品安全の確保や食品衛生に関する知識の充実を図るためのものとなっております。なお、本事業は、資料記載の2つの事業を統合したものでございます。委託料は、水害により床下浸水した家屋の床下等の消毒を実施するための委託料、負担金補助及び交付金は、寒川町自治食品衛生協会の会員の知識、技術の向上を通じて、町民の食品安全の確保や食品衛生に関する知識の充実を図るために事業費補助を行うものでございます。本事業において特定財源の充当はございません。また、事業統合前の前年度当初予算の内訳は、備考欄記載のとおりとなっております。

続きまして、予算書70から73ページの3目保健施設費でございます。タブレット資料8ページをご覧ください。健康管理センター維持管理経費につきましては、町の健康増進事業、健康診査事業、母子保健事業等の実施拠点となる健康管理センターの維持管理にかかる経費でございます。消耗品費は、駐車場及びゲートボール場用地借上げのために締結する契約書の印紙代、役務費は、施設の火災保険料、委託料は、指定管理者である社会福祉協議会への指定管理料、使用料及び賃借料は、健康管理センター南側の駐車場及びゲートボール場の土地借上料と町職員が事業のために使用するコピー機の借上料でございます。本経費においての特定財源の充当はございません。

タブレット資料9ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業費につきましては、役場南側の

公共用地に建設する保健福祉施設の整備にかかる費用でございます。施設の整備につきましては、設計施工一括発注公募型のプロポーザル方式で行い、その審査については、2人の外部有識者を含めた委員によるものといたします。資料記載の報償費につきましては、その外部有識者への謝礼で、本事業費につきましては、本年度からの事業となつてございます。本事業においての特定財源の充当はございません。

それでは、ここからはスポーツ課所管となります予算についてご説明いたします。予算書82、83ページの8款土木費2項都市計画費2目公園・緑地費でございます。タブレット資料は10ページをご覧ください。スポーツ施設活性化事業費につきましては、寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの利用者の利便性向上と利用促進のため、指定管理者制度を活用し、自主事業や地域向けイベントの充実で多様化する住民ニーズに応えるとともに、施設の質的向上など環境整備を図るものでございます。なお、本事業は、資料記載の2つの事業を統合したもので、ここでご説明いたします委託料は、これまで健康・スポーツ課が所管しておりましたパンプトラックさむかわの管理運営にかかる指定管理料でございます。主な増減の理由は、備考欄のとおりとなっております。また、本事業において特定財源の充当はございません。

予算書は94ページから97ページ、10款教育費5項保健体育費1目保健体育総務費でございます。タブレット資料は11ページをご覧ください。職員給与費につきましては、スポーツ課及びさむかわ庭球場職員の給料、職員手当等及び共済費でございます。

タブレット資料12ページをご覧ください。保健体育総務事務経費につきましては、スポーツ推進審議会の運営や職員の旅費にかかるものでございます。報酬は、スポーツ推進審議会委員への報酬、旅費は、スポーツ推進審議会委員である県職員の費用弁償、及びスポーツ担当職員が県の主催する会議等に参加するための旅費でございます。本経費への特定財源の充当はございません。

タブレット資料13ページをご覧ください。スポーツ活動応援事業費につきましては、町民のスポーツ活動を支えている体育協会をはじめとしたスポーツ関係団体の支援、育成やスポーツの推進に欠かせない役割を果たしているスポーツ推進委員のさらなる資質の向上を図るための取組の実施、またスポーツを始めるきっかけづくりの場となる各種スポーツ教室やスポーツ大会を開催するものでございます。なお、本事業は、資料記載の2つの事業を統合したものでございます。報酬は、多くの町民の皆様が気軽に楽しむことができるニュースポーツの普及や、町のイベントの運営支援を担うスポーツ推進委員への報酬、報償費は、スポーツ教室及びパラリンピック採火式を進行する司会者への謝礼、旅費は、スポーツ推進委員が指導技術等の向上のための研修会に参加するための旅費、消耗品費は、パラリンピック採火式にかかる消耗品の購入費、被服費は、新たなスポーツ推進委員2人分の活動用ユニフォームの購入費でございます。委託料は、市町村対抗神奈川駅伝競走大会への町の代表選手を派遣するための委託料と、ストリートスポーツの普及及び推進を図るための委託料、負担金補助及び交付金は、町のスポーツ推進委員で構成する協議会の上部組織であります神奈川県スポーツ推進委員連合会への負担金、スポーツの全国大会や世界大会に出場する方への交付金、体育協会、レクリエーション協会及び野球協会への事業費補助、そして10月の町民スポーツ月間に開催するさむかわスポーツデイの実行委員会への交付金となっております。主な増減の理由と事業統合前の予算の内訳は備考欄記載のとおりとなっております。

ます。また、本事業への特定財源の充当はございません。

予算書は96、97ページ、2目体育施設費でございます。タブレット資料は14ページをご覧ください。スポーツ施設活性化事業費につきましては、スポーツ施設の運営管理に指定管理者制度を導入するなどスポーツを快適に楽しめる環境を整え、利用者の利便性を向上するとともに、その利用を促進するものとなっております。消耗品費は、さむかわ庭球場維持管理のための消耗品費、燃料費はさむかわ庭球場草刈機の混合ガソリン代、光熱水費は、さむかわ庭球場の電気料、水道料及びプロパンガス代、倉見スポーツ公園の水道料となっております。役務費は、さむかわ庭球場の電話料及び浄化槽定期検査料、町営プール及び田端スポーツ公園の管理等の保険料、委託料は、さむかわ庭球場の警備及び浄化槽維持管理の委託料、倉見スポーツ公園、川とのふれあい公園野球場及びサッカー場のトイレのくみ取りと除草の委託料、町営プールウオータースライダー定期検査委託料、そして田端スポーツ公園及び町営プールの指定管理委託料となっております。使用料及び賃借料は、田端スポーツ公園にかかる共有地及び県有地の借地料とさむかわ庭球場のAED機器の借上料、原材料費は、倉見スポーツ公園維持管理のための川砂の購入費でございます。負担金補助及び交付金は、いこいの広場の共有施設の維持管理経費にかかる負担金で、いこいの広場内の施設の占用面積により案分され負担するもので、その割合はさむかわ庭球場が40%、町営プールが20%となっております。主な増減の理由は、備考欄記載のとおりとなっております。

続いて、ページ下段の表をご覧ください。スポーツ施設活性化事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書26、27ページの庭球場使用料218万4,000円は、さむかわ庭球場の維持管理にかかる費用に充当してございます。歳入番号②、予算書34、35ページの施設等命名権収入30万円は、町営プールネーミングライツの収入で、その維持管理にかかる費用に充当してございます。

タブレット資料は15ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業費につきましては、県企業庁から町営プール購入に伴う費用となっております。町営プールの再整備につきましては、県企業庁の地域振興施設等整備事業を活用したもので、施設の購入は、延納特約による分割納付となっており、令和3年度から令和22年度までの20年間支出するものでございます。資料記載の公有財産購入費は、初年度に負担する延納利息分となっております。また、本事業への特定財源の充当はございません。

続きまして、歳入の一般財源分についてのご説明でございます。タブレット資料は16ページをご覧ください。予算書24、25ページの13款使用料及び手数料1項使用料3目衛生使用料保健衛生使用料でございます。行政財産使用料につきましては、健康管理センターに設置されている飲料水の自動販売機などにかかる使用料でございます。

予算書は26、27ページ、6目教育使用料保健体育使用料でございます。行政財産使用料につきましては、さむかわ庭球場に設置されている飲料水の自動販売機にかかる使用料でございます。

予算書38、39ページの20款諸収入4項雑入1目雑入でございます。08雑入の自動販売機等電気使用料につきましては、さむかわ庭球場に設置されている飲料水の自動販売機にかかる電気料でございます。また、以上3件の収入についての本年度からの所管は、資料備考欄に記載のとおりとなっております。

続きまして、休止及び廃止事業等でございます。タブレット資料17ページをご覧ください。資料記載の1のスポーツ施設整備事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に鑑み延期いたしましたし

たフラットパーク建設にかかるもので、建設の時期については確定できないことから、一旦廃止とするものでございます。資料記載の2のスポーツ推進計画事業費につきましては、令和3年度からスタートする第2次スポーツ推進計画の策定にかかるもので、令和2年度に策定が済んだことから、令和6年度の計画の見直しまで休止となるものでございます。

最後になります。予算書6ページ、第3表債務負担行為でございます。表の1行目の保健福祉施設借上料につきましては、設計施工一括発注のリース方式により整備いたします保健福祉施設にかかる債務負担行為でございます。なお、本年度における支出はございません。

以上で、健康・スポーツ課が所管する予算の説明について終わります。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

天利委員。

【天利委員】 では、1点だけ。今最後にお話しいただきました公共施設再編計画の実施事業費になるかと思うんですが、来年度令和3年プロポーザルで、審議員の2名の謝礼ということで4万円が計上されているということなんですが、外部有識者によるものだという事なんですが、令和3年のスケジューリングができているのか、あと外部の方が2名ということで、構成メンバーについて、できればお話ししたいのですが、それが1点と、委員長、予算の中には含まれていないんですが……。

【横手委員長】 どうぞ、関係していると思われるなら聞いてください。

【天利委員】 もう一つ感染症で、今コロナのワクチンの件なんですが、実は何をここで言うかという、予算の中に書いていなかったんですが、地域ニュースの中で、3月15日から寒川の方々に、1,300名の形でワクチンの接種が始まるということで、寒川の方もその中に含まれているというような情報が、町内の方に新聞の折り込みの中で行き渡っていて、町民の多くの方々からお話をいただいて、その件について我々も認識をしていなかったものですから、その点について、どこからそういう情報が出たのか我々も聞いていなかったものですから、その経緯が、できれば、予算の中には含まれていないので、どうかなどは思うんですが、こういう場しかないのかなということで……。

【横手委員長】 関係はしてきますものね。

【天利委員】 もし、答弁ができるのであれば、お願いしたいなと思ひまして、この2点お願いします。

【横手委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 まず、プロポーザルの選定にかかる委員の構成でございます。まだ人数と役職は決めていませんけど、内部の職員数名と有識者については建築関係の大学教授等を予定してございます。それから2点目の町内でワクチン接種が始まった件でございますが、今ワクチン接種が始まっているのは、県が実施しています医療従事者等でございます。町が担う町民の接種につきましては、最初のワクチンの入荷が4月26日の週に一箱ということですので、まだ一般の町民の方には接種は始まっていない状況で、この情報については、どこから出たのか私は把握していませんし、医療従事者のことと情報が交錯して出たのかなとは感じてございます。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 分かりました。プロポーザルの件は、そういう形でお話をいただきまして、債務負担行為で令和3年度はないということなので、16年間の町民が集う健康福祉というところで進めていただければと思います。

ワクチンの問題なんです、タウンニュースです。新聞折り込みで私も知ったんですけども、その中で書いてあるのは、寒川町の消防の方々が対象で接種が始まったと、茅ヶ崎の市立病院、1,300名、3月15日から2回接種があったという情報が書いてあったんですけども、それが担当課では分からないということは、ちょっと不思議かなと、15日ですから、15日から接種が始まるということですので、今日は22日ですよ。ということになると、先ほど課長が言いました医療従事者に含まれるんだろうけども、その意見が食い違っているのかなと、寒川の医療従事者はまだ接種はされていないと思うんですが、消防の方々から、当然接する機会が多いので、その方々が優先されるのかなと、そういう話が、町民の方々には配布されちゃっているんだよね。それを我々が知らないということになると、どうなんだろうと、担当課も知らないということになっちゃうと、どこにこの話を持っていけばいいのか、責めているわけじゃないので、我々と共通の認識を持っていないと、町民の方々が不安を抱くと思うので、それだけが私は心配なので、そういったところは皆さんもそうだと思うので、担当課と我々が意見を一致させておかないと、安心安全で町の運営ができないということになると、不安を与えることになるので、しっかりとやっていきたいなと思っていますが、委員長、すみません。

【横手委員長】 全然問題ないです。

【天利委員】 予算の中には含まれていないので、大変申し訳ないんですけども、それだけ。

【横手委員長】 関連してきますから、分かりました。

亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 大変失礼いたしました。消防の職員が接種するということは、消防から連絡をいただいています。直接消防には県から連絡が行ったということです。先ほど一般の住民の方が先に接種されたと勘違いしましたので、先ほどの答弁になりました。消防は先行して、医療従事者のくくりとしてやるという情報はいただいております。申し訳ありませんでした。

【横手委員長】 最初の質問はいいんですか。分かりました。では、ほかに質疑のある方。

茂内委員。

【茂内委員】 タブレットの10ページなんですけども、スポーツ施設活性化事業費についてお尋ねします。この事業費は、教育費と土木費にまたがっているようなんですが、教育費に入る部分で倉見スポーツ公園やテニスコートの指定管理者制度の導入を検討するとあります。仮に指定管理者制度を導入する場合、どのような効果を狙っていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。例えば自主事業を増やして利用者を増やすとか、そういうことを考えていらっしゃるのかなと思ひまして、お聞きしたいと思います。

【横手委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 指定管理導入では、民間のノウハウを最大限に活用して、今言われたように自主事業等、あと環境をさらに改善していく、そういう部分で導入を検討しているところでございます。ただ、倉見等は河川敷ということもありまして、管理する施設に制限等がかかって建てにくい

状況がありまして、そうすると河川敷の外に設置しなきゃいけないんですけど、その辺の整備は今なかなか難しい状況がありまして、指定管理にまだ踏み込めない部分はございます。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 今の10ページ、スポーツ施設活性化事業費について、委託料にパンプトラックの施設管理業務の安全強化対策と書いてあるんですが、こういった強化対策の内容なのかということをお教えください。それと15ページのスポーツ活動応援事業費の委託料が、随分今年度は計上されているんですけども、委託料の内容をお知らせ願えますか。それと負担金補助及び交付金も増えていますけども、こちらの内訳も教えていただけますか。

【横手委員長】 大山副主幹。

【大山副主幹】 まず1つ目のパンプトラックの安全対策につきましてお答えさせていただきます。こちらについては、今もウッドチップというのを敷いてありまして、コースから飛び出ちゃった子がけがをすることがありますので、それを指定管理に責任を持って入れてもらうということで追加した予算でございます。

【横手委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 もう一点の委託料が増えた点でございます。昨年途中で追加しましたフラットパークは、今THE PARKと名称を変えましたが、倉見にあります倉庫を使ってストリートスポーツを推進してもらい、今まではBMXのフラットランドだけだったんですけど、ARK LEAGUEも参加した白井空良という世界チャンピオンの方も今度は加わって、スケートボードの機能も追加したものとなって、11月からそれをスタートしたんですけど、かなり利用が増えて、町内の方の利用者も増えていて、去年当初予算に載ってなくて今年度からということで増額、そういったことになろうかと思います。

【横手委員長】 大山副主幹。

【大山副主幹】 負担金補助及び交付金の増額した部分についてご説明させていただきます。こちらにつきましては、体育協会、レクリエーション協会などの補助金だったんですけども、委託料でスポーツ施設の草刈り等の委託をシルバー人材センターに今まで委託していた部分がございまして、野球協会で、川とのふれあい公園の野球場の草刈りについて、刈り方とか、草の長さとか、随分こだわりがございまして、野球協会に補助していただければ、自分たちで今まで以上の回数をやって、皆さんに快適に野球をやってもらえるような環境を整えますよという申出がございましたので、シルバー人材センターに委託していた部分から野球協会への年間の補助金に切り替えさせていただいたところでございます。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 1つ目のパンプトラックの安全対策について、これはもともとウッドチップがあったということなんですけど、さらに指定管理者の方に委託して、ウッドチップを増やしてクッション性を高めるという感じなんですか。それを教えてください。

それと委託料は、フラットパークは今まではBMXだけだったのが、スケートボードのプロの方が加

わってスケートボードの機能も加わったということで、委託料が増えたという認識でいいんですかね。増えたということなんです。負担金補助及び交付金は、野球協会の方にこだわりがあって、芝生のことに対しては自分たちでやるということで、今回増えたということで、分かりましたけども、去年も質問したかな、やはりストリートスポーツは、町が聖地化するということは、自分としてもそれは非常いいことだと思うんですけど、ただ、単純に金額を比較すると、公平性という観点からすると、もう少し負担金補助及び交付金をレクリエーション協会とか、いろんな団体に公平性という観点からいったらもっと増やしたほうがいいんじゃないかなと、不満というか、何かおかしいと言っている人がいるんですね。そういうところでは、丁寧に町としては説明しなきゃいけないと思うんですけど、どうでしょうか。それをお聞きます。

【横手委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 まず、ウッドチップなんですけども、素材が木で比較的軽いものです。風で飛んでいってしまったりとか、あと野ざらしなので劣化しやすいということで、今あるところに補充というよりも、悪くなった部分を取り払って、さらにいい状態にしていくという意味でございます。

それからストリートスポーツと既存のスポーツとの関係でございますが、ストリートスポーツはプロの方がやっていく分少し金額が高いのかなと、ただ、既存のスポーツの方も、補助金だけではなく施設の減免であったり、施設の優先予約だったりということで、その点は大会等競技を進行するための支援は、金額に出てこない部分でも支援していると、あと町のイベント等に積極的に参加してもらって、その中でその存在を知ってもらい、そこで競技人口を増やしていく、そういう目的でイベントも開いておりますので、金額的には少ないかもしれませんが、その他の部分では手厚い支援をしていくつもりでございます。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 ウッドチップは分かりました。軽いもので、風が吹いてというのがあって、少なくなっ、それを替えるということですね。これは分かりました。

今フラットパークはプロがいるから高くなるということなんですけど、知らない人が多いんだと思うんです。そういうことを言う方がいらっしゃるので、丁寧に説明していただけたらと思います。

以上、要望です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

黒沢委員。

【黒沢委員】 1点だけ確認させていただきますが、がん検診についてお伺いしたいと思います。特に女性特有の子宮頸がんのワクチン接種については、積極勧奨していない時期が続いている中で、今全国的に子宮頸がんの発症率というのが非常に上がっている中で、そうすると、検診が重要、早期発見、早期治療が必要になってくるんだと思うんですけども、令和3年度に向けて寒川町としては、子宮頸がんの検診については、二十歳以上の偶数の年の女性ということで、対象者の枠としては年代を広く取っていただいているんですが、数としては限定的になっている中で、全国的な現状を踏まえて、その部分について担当課として現状をどう捉えているのか、また、それに向けて検診について、どう今後考えていくのかという部分について見解をお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 今澤技幹。

【今澤技幹】 子宮がん検診の受診率向上に向けてのご質問かと思います。これまでどおり、20歳の方に対しての通知、また昨年と、それから今年については、成人式の方へのハンドブックでの啓蒙普及ができていないんですが、コロナの関係もありまして、今後も成人式での二十歳の方からの啓蒙普及、また成人の健康診査での普及等、それから特定健診等の様々な場面でがん検診と一緒に啓蒙普及していきたいと思っております。また、集団健康診査の場では、申込みの際に女性の方には、がん検診も今年は受けられるご年齢ですと必ず町からお声かけをしておりますので、引き続きこまめな啓蒙普及と、また通知等に努めていきたいと考えているところで、少しでも受診率を上げていくような対応を検討していきたいと思っております。

以上です。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 今、技幹から受診率のお話がありましたけども、受診率の傾向としては、特に子宮がん、女性特有のがんに関しては、受診率が上がっていつているのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 今澤技幹。

【今澤技幹】 子宮がん検診の受診率につきましては、残念ながら今向上しているとは言い難い状況でございます。子宮がん検診の受診率でございますが、令和元年度対象者が1万216人、集団健診と施設健診の受診者を合わせまして468人、受診率は4.6%となっております。2年度につきましてはコロナの関係もありまして、集団健診を8月まで中止させていただいたこと、また施設健診につきましても5月まで中止させていただいたこともあり、比較の数字は出せないと思いますが、また集団健診の枠を越えまして、受けられずに申し込まれた方も今年は多くおられましたので、来年につきましては、年代が変わってまいります、令和3年、令和4年とまた引き続きお声かけをしていきたいと思っております。

以上です。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 特に頸がんワクチンの積極勧奨が行われていない時期が大分ありまして、その中で全国的にも子宮頸がんの発症率が上がっているというデータがある中で、受診率を町としては上げていきたいという思いがある中で、なかなか上がっていかない、その要因としてはどういうところがあるのか、町としてどう捉えているのか、どうやって一つ一つ受診率が上がらない要因を消していこうとしているのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 今澤技幹。

【今澤技幹】 確かに委員がおっしゃるとおり、要因を分析しての対応が必要と思われますが、現在のところでは二十歳の方への無料券を送付しておりますが、その受診率も大変低いものとなっております。無料であっても受診になかなか結びつかないのは、受診は婦人科に行かねばならないということですからハードルになっていると思いますので、若い方の受診控えがないように、できるだけ受診しやすい方法を検討していく必要はあるかと思っております。婦人科の受診となりますと、なかなか行きづらい

部分もあると思いますので、その辺は若い方から必要性について細かく丁寧にご説明していく、そのためには成人式でのパンフレットですとか、これまで目に入らなかったところへの周知ですとかを続けてまいりたいと思っております。

以上です。

【横手委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 最後、私からは1点、先ほどもありましたけれども、17分の9ページ、公共施設再編計画実施事業費なんです、プロポーザルに関するメンバー構成については分かったんですけども、教えていただきたいのは、プロポーザルを出すに当たって、今、町から様々説明があった段階で、入る施設というのは基本的には分かっているつもりでいるんですが、プロポーザルに出す前段として入る施設があって、その先の細かい設備ですよね。例えば社会福祉協議会だったら、こういう設備が必要、健康管理センターだったら、こういう設備が必要とか、いろいろあると思うんですけども、プロポーザルにかける前の段階として、そこまで入る必要な設備については、ある程度町から、これが必要だというものをかっちり固めた上でプロポーザルにかけるのか、それともプロポーザルについて、は入る施設は決まっているけれども、細かい部分はプロポーザルの中で提案してくださいという形にするのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

【横手委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 プロポーザルを公募するに際しまして、要求水準書ということで、仕様みたいなものです。建物と設備については、その辺でうたっていくという形になります。ただ、備品については完成後の購入と考えてございます。

【横手委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 分かりました。備品についてはその先に購入ということでした。そうすると、恐らくプロポーザルにかける前に、ある程度町でこういったものが必要だということを仕様書の中に盛り込んでいくと思うんですね。ただ、その仕様書を作るに当たって、ここに入る運営者、例えば社協であったり、今子育て支援センターであったら社会福祉法人に委託しているところもあったり、ここを使う人、ここを運営する人の意見というのは、しっかり聞いた上で仕様書を作っていくのかということところが1点と、あともう一点は、仕様書を作っていく中で、今までの説明を聞いていると、既存の施設を複合したものというイメージはあるんですけども、新しくせっきく造るんだったら、もう少し工夫というか、ソフト的な機能でもいいので、いろんな検討はしていくべきなのかなと思っていて、例えば健康に関する健康管理センターを入れるのであれば、健康寿命延伸につながるようなもの、そういったソフトを入れるとか、少しでも新しい機能を盛り込むような検討というのは今後していくのかどうか、その点についてお答えください。

【横手委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 喫緊の課題となっている施設をそこに造るということで、基本的には現況の機能を維持するというのが最低限になるかと思います。ただ、今言われたように、せっきくですので、新しい機能、その辺については、いろんな中に入る施設との関わり方とか、動線とか、そういった部分については考えていかなきゃいけないとは思ってございます。せっきく建てるのです、事業

を実施しやすい、利用者が利用しやすい、そういった施設でなきゃいけないと思いますので、その辺は今後詳細設計という、プロポーザルの受注者が決定した後に作るんですけど、その中にいろんな意見を集約していくという形になって、基本的に仕様書の中には例えば会議室とか、個別のやつを必ず入れてくれという形で仕様書には入れるんですけど、それでその辺はそういった使い勝手等を含めて、プロポーザルを受ける業者がアイデアを出し合って、その中で選定していく、そういう形になろうかと思います。

【横手委員長】 そこに入る方たちの意見はどこで入れられるかというのは、今よく分からなかったんですけど、それに対するお答えが、いまいよく分からなかったので、どのタイミングで入れるのか、要するに仕様書の時点で入れるのか、それともプロポーザルを出していただくところにお任せするのか、その辺がいまいち見えていないので。

亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 大変失礼いたしました。プロポーザルを出す時点では、時間的な関係でなかなか難しいかと思いますが、詳細設計までには全て仕様が固まってしまうんですけど、間取り等はある程度最初の中で決まるのかなというところです。細かい仕様については、できる限り利用しやすい施設じゃなきゃいけませんので、詳細設計の中には取り込んでいきたいなと思ってございます。

【横手委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 スケジュールも含めてなんですけど、もうちょっと明確にしていきたいなところがあって、その施設を運営する方、例えば社協とか、そういった方の意見というのは、まとめると、仕様書を作ってプロポーザルを出す、その先に各プロポーザルに応募した業者からの様々な提案が入ってくる、そのときにそういった方たちの意見を反映するという点でいいのか、今の答えだと分かりづらいところがあって、そのスケジュールというか、どのタイミングで使う人たちの意見をなるべく反映するようにするのかという点です。明確に答えていただきたいんですが。

【横手委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 失礼いたしました。現段階では、採り入れるタイミングがないかなと。

【横手委員長】 伊藤部長。

【伊藤健康子ども部長】 現在集約施設につきましては、健康管理センター、子育てサポートセンター、県の福祉事務所がこちらに移転する、あと社会福祉協議会、ボランティアセンター等をそこに集約していこうという形での進み具合になっていまして、その中にまた庁舎機能も持たせるという話も当然ございまして、今、町としては、どこの部署がその中に入っていくのかも含めて、プロジェクトチームではございませんけども、そういったところを今検討している段階になってきている、なので、今副委員長がおっしゃられているような子育てサポートセンターを運営している団体にどのようなニーズがあるのか、また社会福祉協議会についてはどういう形を取るのか、また今現在は健康管理センター指定管理者という形で社会福祉協議会が受けていますけど、庁舎機能になると、それがそぐわしいかどうかも含めてもありますし、運営するとはいっても、そこに場所を提供するという段階でありまして、なので、そのリクエストに対して、こちらが積極果敢にまだ意見聴取しているという状況ではないというところご理解いただければと思います。

【横手委員長】 では、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。以上で、健康子ども部健康・スポーツ課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

本日の審査はここまでとし、あとはまた明日の9時から再開したいと思います、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【横手委員長】 では、また明日9時から予算委員会を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に副委員長から閉会の言葉をお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 長時間にわたってお疲れさまでした。

それでは、本日の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

午後7時07分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 3年 6月 2日

委員長 横 手 旭